

史跡上田城跡保存活用計画

令和6年3月

上田市・上田市教育委員会

第 1 章	史跡上田城跡保存活用計画策定までの沿革と目的 …	1
第 1 節	策定までの沿革	1
第 2 節	計画の目的	1
第 3 節	策定体制、経過	2
第 4 節	計画の対象範囲と期間	5
第 5 節	名称の整理	7
第 6 節	他の計画との関係	9
第 2 章	上田市の概要	12
第 1 節	社会的環境	12
第 2 節	自然的環境	13
第 3 節	歴史的環境	16
第 3 章	史跡上田城跡の概要	22
第 1 節	史跡上田城跡の概要	22
第 2 節	指定の状況	49
第 3 節	発掘調査成果	56
第 4 節	史跡整備の履歴	64
第 5 節	関連法規制	66
第 4 章	史跡上田城跡の本質的価値	69
第 1 節	本質的価値及び近代以降に形成・付加された価値	69
第 2 節	構成要素の特定	71
第 5 章	史跡の現状と課題	96
第 1 節	史跡指定地	96
第 2 節	史跡指定地周辺	107
第 6 章	大綱・基本方針	112
第 1 節	大綱	112
第 2 節	基本方針	113
第 7 章	保存管理の方向性と方法	114
第 1 節	保存管理の方向性	114
第 2 節	保存管理の方法	117

第3節	現状変更等の取扱い	126
第4節	史跡追加指定の考え方	135
第5節	指定地公有化の考え方	136
第8章	活用の方向性と方法	137
第1節	活用の方向性	137
第2節	活用の方法	137
第9章	整備の方向性と方法	140
第1節	整備の方向性	140
第2節	整備の方法	143
第10章	運営・体制の整備の方向性と方法	144
第1節	運営・体制の整備の方向性	144
第2節	運営・体制の整備の方法	144
第11章	施策の実施計画の策定・実施と経過観察	146
第1節	施策の実施計画の策定と実施	146
第2節	経過観察	148

第1章 史跡上田城跡保存活用計画策定までの沿革と目的

第1節 策定までの沿革

徳川勢力下の真田昌幸によって築城された上田城は、関ヶ原の敗戦により徳川方に破却されたが、寛永3年(1626)から仙石忠政が城の復興に着手し、本丸の七つ櫓や櫓門などが再建され、続く松平氏が幕末までその姿を保った。明治維新後の払下げで、櫓や石垣等の建造物は一部を除いて解体・搬出され、堀や櫓台・土塁も公共施設の建設や、公園造成等の土木工事で一部が失われた。しかし、破壊を免れた堀・石垣・土塁のほか忠政が再建した西櫓がほぼ当時の姿のまま伝えられているなど、近世の城郭構造を維持している部分も少なくない。そのため、昭和9年(1934)に本丸と二の丸の一部が史跡に指定された。

これまで上田市では、「上田城跡環境整備委員会」を組織して昭和51年度に調査研究報告書をまとめ、昭和56年度には「上田城跡公園整備方針」、昭和61年度には「上田城跡公園整備方針(第二次)」、平成2年度には「史跡上田城跡整備基本計画」を策定し、計画的な発掘調査やそれに基づいた本丸東虎口櫓門や二の丸北虎口の復元整備・尼ヶ淵崖面の崩落防止工事を行ってきた。整備基本計画は平成23年度に改訂を行い、園路の整備や勤労青少年ホーム及び市営プール跡地整備を行った。

現在の上田城跡には、多くの来訪者があり、移築復元された本丸の南櫓・北櫓、復元された本丸東虎口櫓門、市立博物館などを見学している。また、四季を通じて市民が訪れる都市公園でもあり、日常的な憩いの場、桜の咲く時期には花見会場として賑わいをみせている。なお、平成28年に大河ドラマ「真田丸」が放映されると、過去最高の来訪者を記録したものの、その後は放映前に近い水準で推移している。

平成23年度の整備基本計画の改訂と同時に策定した「史跡上田城跡保存管理計画」に関しては、二の丸にある旧市民会館の撤去やテニスコートの城外移転が進行中であることから、史跡の価値をいかに伝えていくか、活用方法等も含め改めて見直す必要性が生じている。また、上田市は、「上田市文化財保存活用地域計画」、「上田市歴史的風致維持向上計画」を推進する上で、上田城跡を中核とした各種施策は文化財保護行政のみならず、まちづくり事業と連携して取り組む重要課題となっている。このため、過疎化・少子高齢化などを背景に地域における文化財の計画的な保存・活用の促進などを目的として行われた平成30年(2018)の文化財保護法改正によって「文化財保存活用計画」が制度化されたことを受け、従来の保存管理計画を見直して保存活用計画を作成することとした。

第2節 計画の目的

史跡上田城跡保存活用計画は、過疎化・少子高齢化社会の中で重層的な歴史を持つ史跡上田城跡を次世代に継承していくため、本質的価値やその構成要素を明確にし、適切な保存・整備・活用・実施体制の現状と課題を整理し、適切な方向性や方法を示すことを目的として策定する。

第3節 策定体制、経過

(1) 策定体制

上田市では、史跡上田城跡の整備検討のため、令和2年度に「史跡上田城跡整備専門家会議(以下「専門家会議」という)」を設置している。本計画の策定にあたっては、「専門家会議」内に設置した「史跡上田城跡保存活用計画策定委員会」にて審議・検討を行い、文化庁及び長野県教育委員会の指導・助言を得ながら策定を進めた。

【史跡上田城跡保存活用計画策定委員会】

氏 名	所 属 等	専門分野	備 考
浅倉 有子	上越教育大学名誉教授 (兼)国際交流推進センター特任教授	日本近世史	
内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部長(兼)遺跡整備研究室長	史跡整備	
小和田 哲男	静岡大学名誉教授 公益財団法人 日本城郭協会理事長	城郭全般	
北野 博司	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科教授	石垣構造	
千田 嘉博	名古屋市立大学高等教育院教授 奈良大学文学部教授	城郭考古学	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	建築史	
三井 圭司	公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京企画部企画課調整担当係長	写真史	
吉田 ゆり子	東京外国語大学大学院教授	日本近世史	
渡辺 洋子	芝浦工業大学名誉教授 追手門学院大学特任教授	建築史	
渡邊 定夫	東京大学名誉教授	都市計画	令和3年度まで
梅干野 成央	信州大学工学部准教授	建築史	令和4年度から

【オブザーバー（指導・助言）】

氏 名	所 属 等	備 考
浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	
石丸 敦史	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 文化財専門員	令和3年度まで
谷 和隆	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 主任指導主事	令和4年度
寺内 貴美子	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 指導主事	令和5年度

【事務局】

氏 名	所 属 等	備 考
峯村 秀則	上田市教育委員会教育長	
中澤 勝仁	上田市教育委員会教育次長	令和2年度まで
小野沢 和也	上田市教育委員会教育次長	令和3年度から
竜野 秀一	上田市教育委員会生涯学習・文化財課長	令和3年度まで
上原 晶	上田市教育委員会生涯学習・文化財課長	令和4年度から
和根崎 剛	上田市教育委員会生涯学習・文化財課上田城跡整備担当政策幹 上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当係長	令和3年度から 令和2年度まで
古平 浩之	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当係長	令和3年度から
塩崎 幸夫	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当係長	令和4年度まで
谷口 弘毅	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	
滝沢 敬一	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	
中沢 徳士	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	令和3年度まで
内藤 佐和子	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	令和4年度まで
甲田 和雅	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	令和5年度から
松井 宏典	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	令和5年度から
渡邊 彩佳	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	令和5年度から

(2) 経過

史跡上田城跡保存活用計画策定委員会は、令和3年度から令和5年度の間で8回開催した。令和4年度第三回以降は現地視察とあわせて対面方式で開催したが、それ以前は新型コロナウイルス感染拡大の影響でリモート開催とした。

【検討経過一覧】

期 間	項 目	内 容
令和3年9月30日	令和3年度 第一回史跡上田城跡保存活用計画策定委員会	・計画の構成について ・策定スケジュールについて等
令和4年3月23日	令和3年度 第二回史跡上田城跡保存活用計画策定委員会	・1～4章を中心とした協議等
令和4年9月27日	令和4年度 第一回史跡上田城跡保存活用計画策定委員会	・1～4章についての協議 ・5章(現状と課題)についての協議
令和4年12月19日	令和4年度 第二回史跡上田城跡保存活用計画策定委員会	・全体(1章～11章)についての協議
令和5年1月16日～ 令和5年2月16日	パブリックコメント	・実施結果12件(3名)
令和5年3月8日	令和4年度 第三回史跡上田城跡保存活用計画策定委員会	・史跡上田城跡保存活用計画(案)の協議
令和5年8月25日	令和5年度 第一回史跡上田城跡保存活用計画策定委員会	・史跡上田城跡保存活用計画(案)の協議
令和6年1月9日	令和5年度 第二回史跡上田城跡保存活用計画策定委員会	・史跡上田城跡保存活用計画(案)の協議

第4節 計画の対象範囲と期間

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は史跡指定範囲と都市公園上田城跡公園区域内及び三の丸、小泉曲輪とする。史跡指定範囲は、概ね都市公園の範囲に含まれる。都市公園区域外の三の丸、小泉曲輪についてはかつての城郭内及び景観に関わる場所であり、方向性等について記載する。

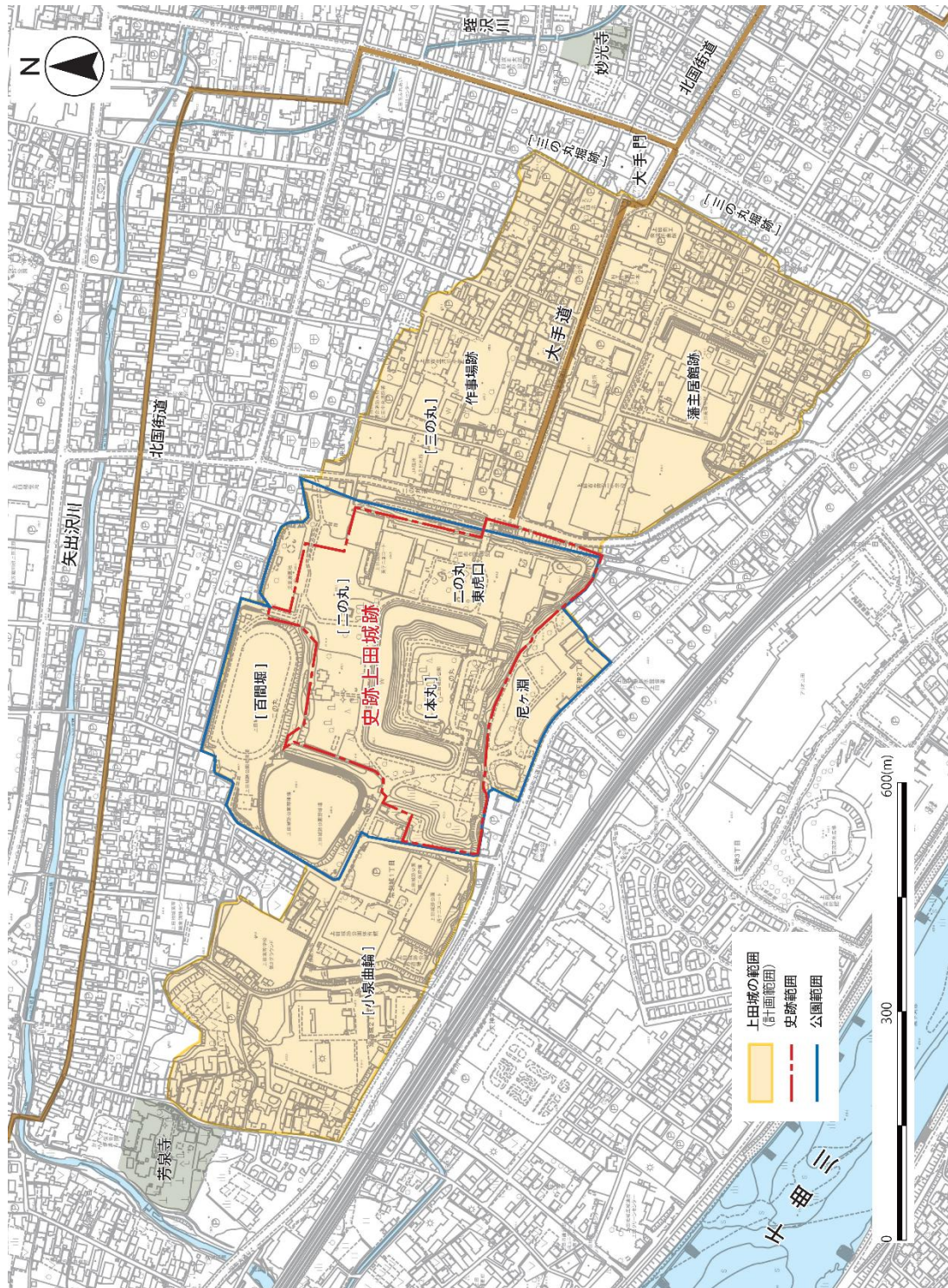


図1 計画対象範囲図



図2 史跡上田城跡の指定範囲及び都市公園上田城跡公園の範囲

(2) 計画期間

本計画は、計画認定後から令和16年3月31日までの10年間を見据えた計画とする。

第5節 名称の整理

本計画で使用する名称については、以下のとおりとする。語彙の定義については歴史的に変遷があるもの、当時の呼称が不明であるもの等もあるが、記述を簡便にするために統一する。

用語	解説	根拠
本丸	本丸堀の内側	正保4年 『信州上田城図』
二の丸	本丸堀の外側で二の丸堀、百間堀の内側	正保4年 『信州上田城図』 (現 住所表記)
三の丸	二の丸堀東側から大手門までの範囲	なし
小泉曲輪	二の丸堀西側に広がる曲輪 ※小泉曲輪及び捨堀西側の低地部分も堀の役割を果たしていたが、名称が明らかとなっていないため小泉曲輪の一部として呼称する。	正保4年 『信州上田城図』
三十間堀	二の丸東虎口西側に設置されていた堀	弘化4年 『上田城下町用水絵図』
百間堀	二の丸北側に設置された堀	『安政年間上田城下町絵図』
捨堀	百間堀東側に位置する堀	元禄15年 『仙石時代上田城及城下町之図』
西櫓 (1号櫓)	本丸西虎口南側に建つ櫓	県宝指定名称 (『史跡上田城跡整備基本計画』)
南櫓 (2号櫓)	本丸東虎口南側に建つ櫓	県宝指定名称 (『史跡上田城跡整備基本計画』)
北櫓 (3号櫓)	本丸東虎口北側に建つ櫓	県宝指定名称 (『史跡上田城跡整備基本計画』)
4号櫓	かつて本丸北東隅の南側に建っていた櫓	『史跡上田城跡整備基本計画』
5号櫓	かつて本丸北東隅の北側に建っていた櫓	『史跡上田城跡整備基本計画』
6号櫓	かつて本丸北西隅に建っていた櫓	『史跡上田城跡整備基本計画』
7号櫓	かつて本丸西虎口北側に建っていた櫓	『史跡上田城跡整備基本計画』
尼ヶ淵	本丸、二の丸南端を形成する崖面の南側	『仙石氏家臣屋敷割図』



図3 名称と配置図（広域）

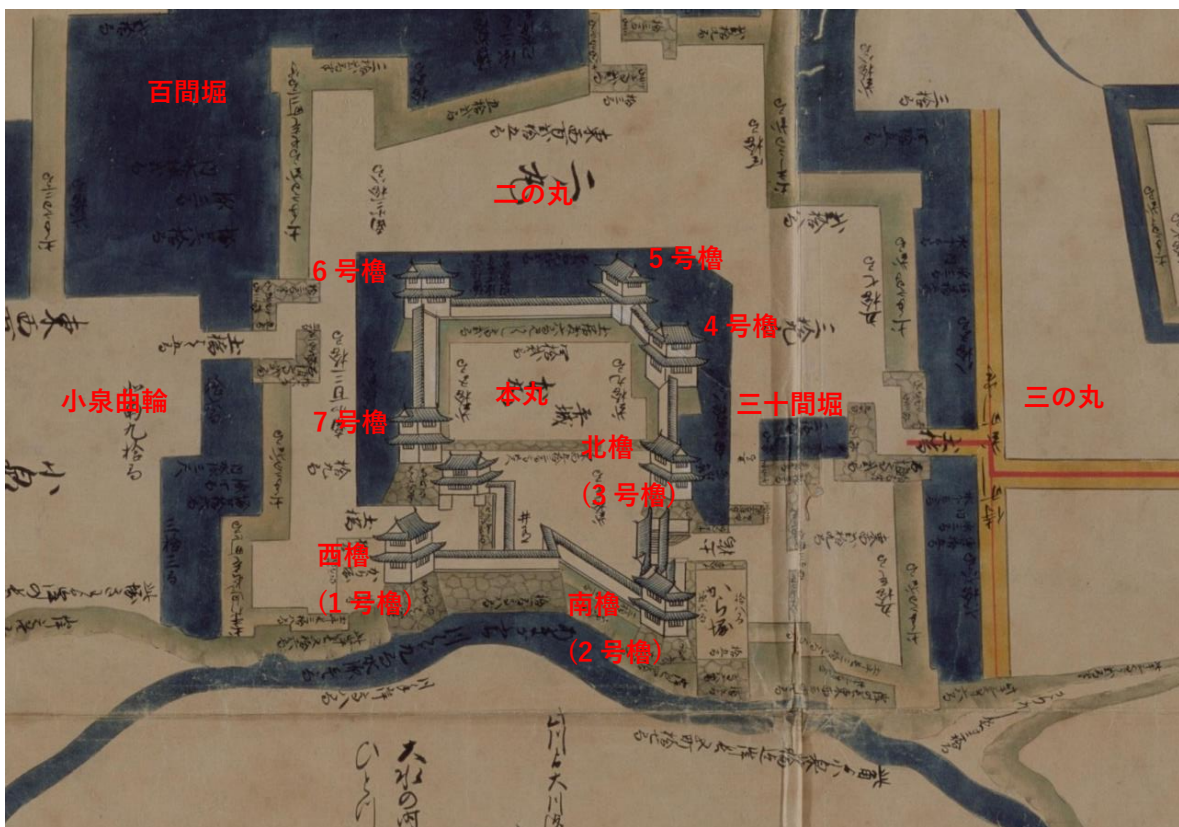


図4 名称と配置図（本丸・二の丸）

第6節 他の計画との関係

本計画は、上田市の最上位計画である「第二次上田市総合計画」と、上田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての根本となる方針や目標を定めた「上田市教育大綱」、文化財保護のマスタープランおよびアクションプランである「上田市文化財保存活用地域計画」を上位計画とする。

また、上田城跡は中心市街地に位置し、都市公園や特定避難場所等の機能も有していることから、以下に挙げる関連計画とも密接に連携を図っていくものとする。

史跡上田城跡整備基本計画は、本計画に齟齬がない事業を進め、順次改訂を進めていくこととする。



図5 計画の位置付け

(1) 上位計画

①第二次上田市総合計画（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）

上田市政運営の基本的指針となる計画で、将来都市像として「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」を掲げている。現在は第二期上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化が図られた後期まちづくり計画の推進中であり、「文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり」における基本施策の一つとして「日本遺産のストーリーや、真田氏と上田城、蚕都の繁栄といった、上田市の特徴的な歴史や文化に関する生涯学習の機運醸成を図る」ことや、歴史資源を活用した観光施策の推進等が掲げられている。

②上田市教育大綱（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

令和 3 年 3 月に改正した教育大綱は、第二次上田市総合計画の教育と文化に関する分野であり、これまでの施策の方向性を大幅に変更することなく、学校教育での「生きる力」の育成、また、ふるさとへの愛着や誇りを持つシビックプライドの醸成が重要であること等の考え方は、前期計画から引き継いでいる。

上田市教育の基本理念である「^{きらめ}く上田の未来を紡ぐ人づくり」のもと、「生涯学習、スポーツ」分野の目標に、「学びを通じて、郷土を愛し、地域づくりを担う人を応援します」と示している。

③上田市文化財保存活用地域計画（計画期間：令和 4 年度～令和 7 年度）

上田市における文化財の保存・活用についてのマスタープラン及びアクションプラン。基本方針の一つとして「上田城跡は保存活用計画を策定し、史跡としての本質的な価値を明らかにしたうえで、整備に向けた基本的な考え方を整理するとともに、市民会館撤去と武者溜り等の整備事業を適切に進めていく。」としている。

(2) 関連計画

関連計画の概要および上田城跡に関連する方向性は、表1のとおりである。

表1 関連計画の一覧

名 称	概 要
①国土利用計画 第二次上田市計画 平成28年(2016)3月策定 計画期間：平成28年度～令和7年度 担当課：政策企画課	社会・経済情勢の状況変化に的確に対処した土地利用を総合的かつ計画的に進めることを目的に策定した、上田市における土地利用に関する行政上の指針である。 この計画における上田城跡に関連する事項として、中心市街地を都市機能集積拠点と位置づけ、上田城跡公園一帯は歴史と観光の拠点として、多くの市民や来訪者が訪れ、憩えるような景観にも配慮した空間整備を進めるとしている。
②上田市都市計画マスタープラン 令和6年(2024)3月改訂 計画期間：令和6年度～令和26年度 担当課：都市計画課	第二次上田市総合計画や長野県が策定する上田都市計画区域マスタープランに即し、これまでの拡大志向の都市づくりを見直し、都市機能の質的な充実、安全で安心な都市の形成、自然環境の保全などを重視する都市づくりへと転換する方向性を示している。 「地域別都市づくり方針」の上田中央地域における基本目標として「上田城跡・信濃国分寺跡などの歴史的空間と千曲川・神川などの自然空間が身近に感じられる、風格ある都市景観の形成を目指す」としている。
③上田市立地適正化計画 令和6年(2024)3月改訂 計画期間：令和6年度～令和26年度 担当課：都市計画課	「拠点集約型都市構造」の形成を目指して、中心市街地、郊外地域、田園地域、観光地域等がそれぞれ特色を生かしながら互いに依存し合う良好な関係を保ちつつ、「住みやすい上田市」を実現することを目的として策定。 誘導方針として「上田の都市づくりを牽引する、便利で快適に暮らせる中心拠点の形成」が示され、主な施策に「まちなかの回遊性向上(上田駅、上田城跡公園、商店街、旧街道、寺社などをめぐる回遊性向上)」を掲げている。
④上田市地域防災計画 平成25年(2013)3月策定 計画期間：平成25年度～ 担当課：危機管理防災課	災害対策基本法に基づき、上田市防災会議が、上田市の地域に係る防災・減災対策を、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定した。 上田城跡公園は特別避難場所に指定され、災害発生時に地域防災拠点での生活が困難な在宅要配慮者に対してケアができる場所とされている。
⑤上田市景観計画 平成24年(2012)12月策定 計画期間：平成25年(2013)3月～ 担当課：都市計画課	美しい自然や歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めていくために定めた景観計画である。 この計画の基本方針のひとつに、各地に点在する歴史的な資産を受け継ぎ活かすことで、歴史と文化の薫り高い風格の感じられる景観づくりを行うとしている。
⑥上田市歴史的風致維持向上計画 令和5年(2023)2月認定 計画期間：令和5年度～令和14年度 担当課：都市計画課	歴史まちづくり法に基づき、地域のまちづくりと一体となった歴史的文化遺産の整備・活用を推進し、観光振興及び交流人口の増大・市の活性化を図る目的で作成した。 上田城跡は重点区域内に含まれており、関連する事業として武者溜り整備事業や櫓復元整備事業などが挙げられている。
⑦上田市緑の基本計画 平成31年(2019)3月策定 計画期間：平成31年～令和12年 担当課：都市計画課	上田市内の豊かな緑を将来に引き継ぎ、市民が快適に暮らしていけるまちを実現させていくため、緑の総合計画として策定した。また、都市公園の管理方針についても定めている。 計画の方針のひとつとして、「上田市の特色を伝える緑」の中で「上田城跡等、優れた歴史景観を形成する緑地を保全・整備します。」としている。 また、上田地域の重点的な取り組みとして、「上田城跡公園の武者溜り等の復元整備、国分寺史跡公園の活用」を掲げている。

第2章 上田市の概要

第1節 社会的環境

長野県東部に位置する上田市は、平成18年に上田市・丸子町・真田町・武石村^{たけし}が新設合併して発足した。北は長野市・千曲市^{ちくま}・須坂市^{きさか}・坂城町^{さかぎ}・筑北村、西は松本市・青木村、東は嬭恋村（群馬県）^{とうみ}・東御市、南は長和町^{ながわまち}・立科町^{たてしなまち}と接している。市域は上田盆地を中心に、東西約31km・南北約37km・面積552km²の広がりを持つ。市役所本庁舎の位置は、東経138度15分・北緯36度24分・海拔456mである。人口は令和5年(2023)1月1日時点で153,507人であり、県内では長野市・松本市に次ぐ規模である。かつて増加の一途を辿っていたものの、平成12年(2000)の166,568人(現市域の合算)をピークに減少に転じており、令和27年(2045)には12万8千人程度まで減少すると試算されている(図6)。

かつては「東山道」や「北国街道」が通過し、交通の要衝として栄えた。現在でも北陸新幹線や上信越自動車道が通り、首都圏からのアクセスは良好である。

上田市の農業は、低地部では雨が少なく日照時間が長い特徴を活かしてリンゴやブドウなどの果樹や花きなどが生産され、高冷地では高原野菜が生産されている。商工業については、かつての主力産業であった蚕糸業で培われた技術基盤を受け継ぐ機械金属工業が盛んである。観光業については、上田城跡や真田地域を中心に分布する真田氏関連史跡、信濃国分寺から続く各地の仏教文化財、別所温泉・丸子温泉郷などの温泉地、二つの高原に代表される雄大な自然など、観光資源が豊富であることから年間を通して多くの観光客が訪れる。

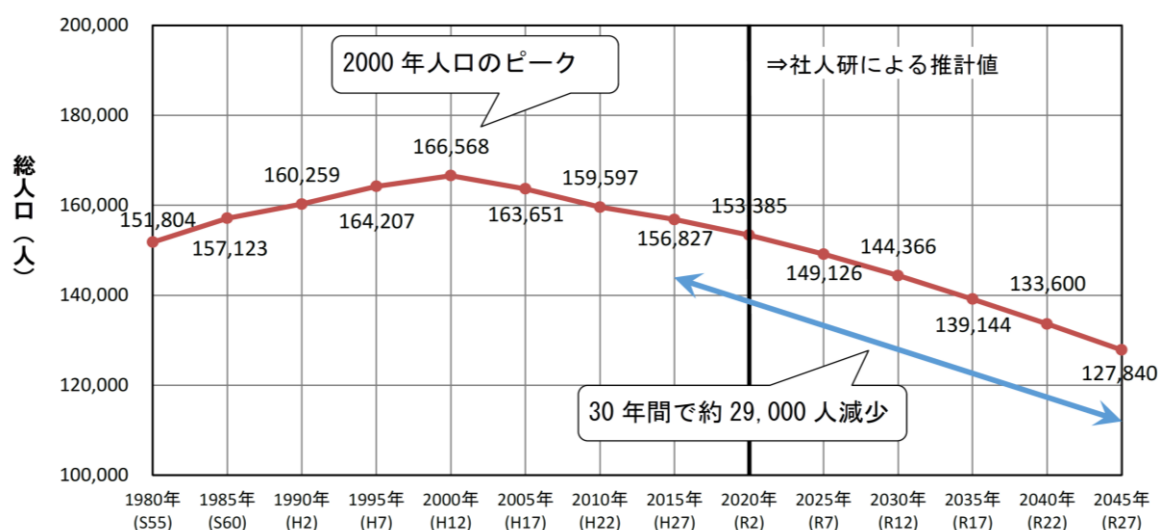


図6 総人口の推移と将来推計（出典：上田市版人口ビジョン令和2年(2020)3月改定）



図7 上田市の概況図（出典：上田市 HP）

第2節 自然的環境

上田市は内陸性の気候が特徴で、年間平均降水量は約 900mm と全国的にみて少雨である。年間平均気温は 12.9℃で、夏は気温の日較差が大きく、日中の気温に比べると夜間は比較的過ごしやすい。日照時間は年 2,000 時間以上あり、快晴の日は年間約 80 日に達する。菅平高原は冬期の気温が -20°C を下回ることもあり、全国でも有数の厳寒地となっている。風は年間を通じて東や西から吹く風が多いことが特徴で、これは南や北に山々が連なっている地形の影響を受け、風が千曲川に沿って東西に吹き抜けるためと考えられる。

太郎山、独鈷山、殿城山など、1,200 から 1,300m 級の山々に囲まれた上田盆地には、千曲川、神川、産川、浦野川等が流れ、河岸段丘が発達している。このほか、断層活動による段丘上の崖地形も見られるほか、盆地を囲む山々の谷口などでは扇状地が広がっている。上田盆地の南側には塩田平と呼ばれる平坦地が広がり、川筋などには湖成層が露出しているところもある。内村層には緑色凝灰岩(グリーンタフ)と呼ばれる岩石を挟んでいることが特徴で、上田城北側の太郎山や上田盆地南側の独鈷山などに見られ、上田城の石垣にも使用されている。

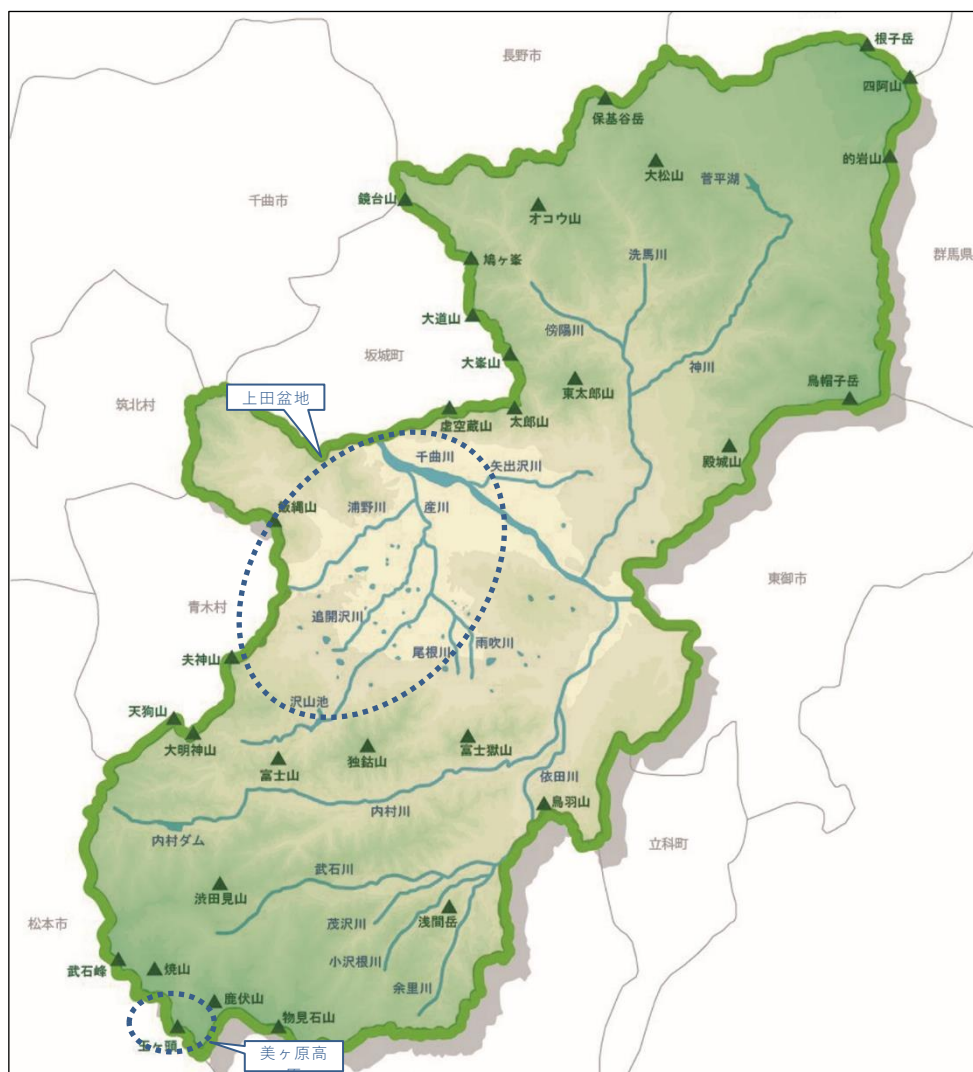


図8 上田市域の主要河川・山

上田城跡は市街地中心部に所在し、北側の比高 600mの太郎山系と南側の千曲川に挟まれた地の上田泥流層が削られてできた段丘端部に所在する。上田泥流層の下層にはもろく崩れやすい火山性堆積物と河床礫層が見られ、上田城南側の崖面は千曲川の浸食を受けやすい。上田泥流層は千曲川右岸でみられ、噴火により山体崩壊した際の土砂が押し寄せてきたものと考えられており、烏帽子岳あるいは浅間山系にその起源が推定されている。西側は岩鼻と呼ばれる千曲川両岸が断崖で向かい合う地形で、東側には染屋台と呼ばれる段丘や南北には神川が流れている(図9、10)。

植生としては、上田市は太平洋側と日本海側の境目にあたり、多様な植物分布が見られる点の特徴である。山地にはアカマツが多く、里山ではコナラやクヌギ林が多い。通称染屋台を形づくる大段丘崖には、ケヤキ林が帯状に続く「グリーンベルト」と呼ばれる特徴的な景観が見られる。

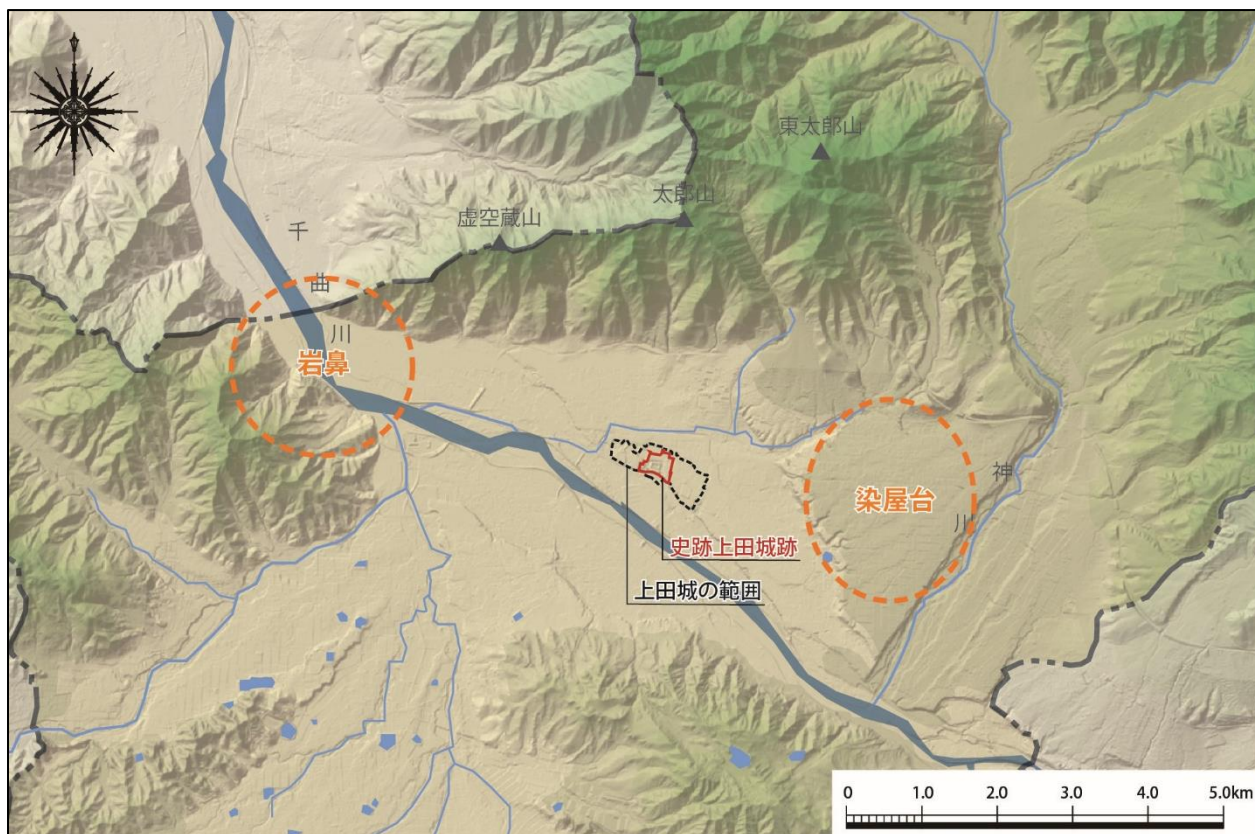


図 9 史跡上田城跡周辺の自然的環境（広域）

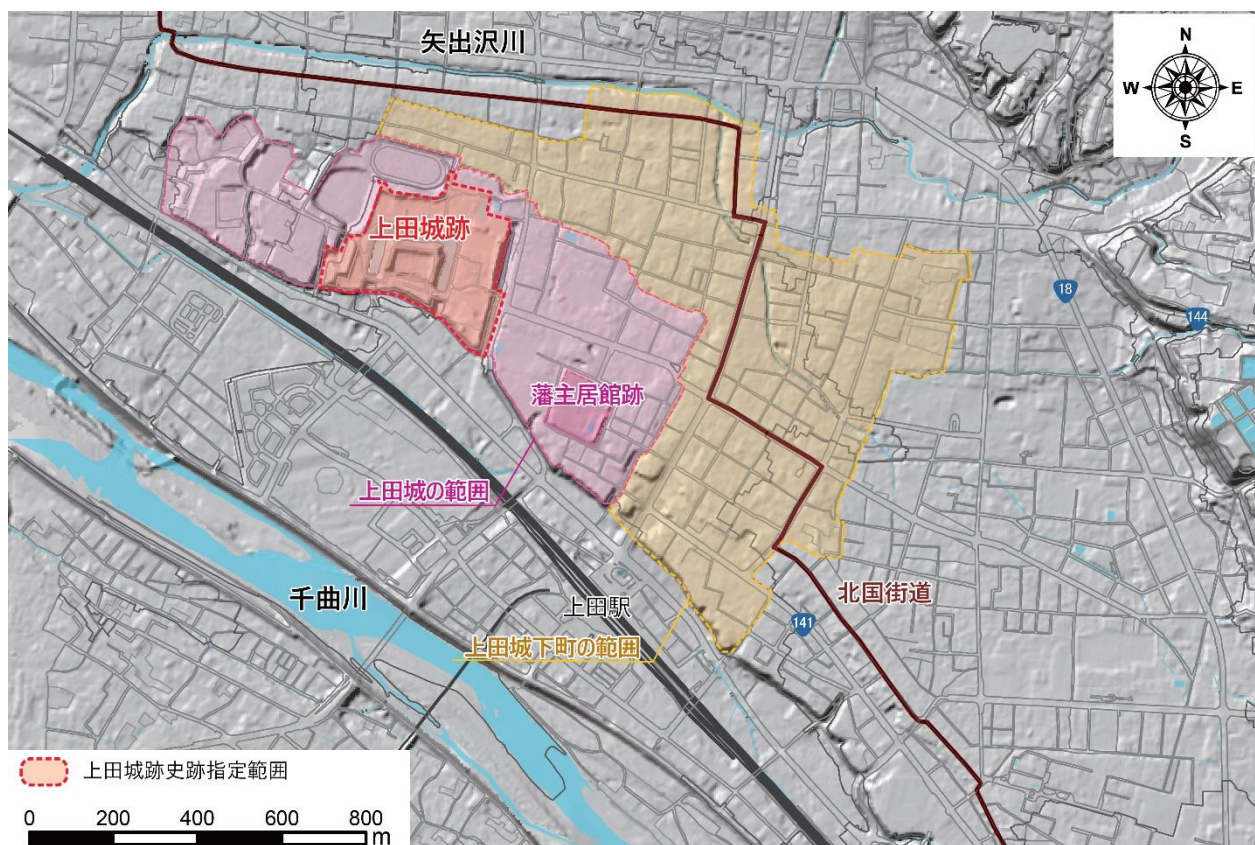


図 10 史跡上田城跡周辺の自然的環境

第3節 歴史的環境

(1) 原始

上田市内で発見された最も古い人類の痕跡は、菅平高原をはじめとした旧石器時代(約2万年前)の遺跡から出土した石器である。

縄文時代には生活様式が大きく変化する。市内では土器を使い始めた縄文時代草創期(15,000~12,000年位前)の遺跡として、菅平高原の唐沢B遺跡が知られる。長野県を含む中部高地は、縄文時代中期になると人口が増え、見事な模様の縄文土器や土偶が出現するなど、縄文文化が栄華を極める。市内でも前期末から中期(5,500~4,500年前)に集落が増え、神川流域(四日市遺跡・八千原遺跡・浦沖遺跡)や黄金沢扇状地(八幡裏遺跡群)、武石川から依田川流域(岩ノ口遺跡・中丸子遺跡ほか)において、大きな集落遺跡が発見されている。後期(4,500~3,300年前)から晩期(3,300~2,800年前)にかけて市内の遺跡数は激減する。隆盛を極めた縄文文化の面影は既になくなりつつあったと考えられている。

千曲川流域に稲作が伝えられた時期は明確ではないが、弥生時代中期になると善光寺平や佐久平で大規模な集落が営まれるようになる。市内では中期の生活跡は千曲川周辺でわずかに確認されているのみだが、後期後半になってようやく集落が増える。代表的な遺跡として、千曲川右岸では、中央地域の常入遺跡群下町田遺跡(写真1)や西部地域の宮原遺跡等がある。千曲川左岸では、浦野川流域や産川流域に多くの集落遺跡の分布がみられる。



写真1 下町田遺跡の建物跡と土

(2) 古代

上田盆地で最も古い古墳と考えられる秋和大蔵京古墳(方墳、4世紀終末~5世紀前半ごろ)、東信地方で唯一とされる前方後円墳の二子塚古墳(6世紀前半)は、それぞれ市街地北方の虚空蔵山南麓斜面、太郎山麓の扇状地に築かれている。

塩田地域の他田塚古墳(円墳、7世紀前半ごろ)や塚穴原1号墳(円墳、6世紀後半)は、昭和47年(1972)および昭和50年(1975)の発掘調査により、石室内から人骨や見事な装身具、馬具・武器・土師器・須恵器等が出土しており、古墳時代後期に上田地方を治めた豪族の墓である可能性がある。

丸子地域にある鳥羽山洞窟遺跡(国史跡、5世紀中ごろ)は、遺体を開口する洞窟に納めて曝す「曝葬」をした遺跡であり、古墳以外の葬送儀礼を行う特異な集団の存在を知ることができる。また、社軍神遺跡は集落内に玉作工房跡が検出され、地元で産する緑色凝灰岩を材料として勾玉などを作っていたことがわかっており、畿内のヤマト政権と結びついた玉作り専門技術者の存在が想定されている。

奈良時代になると、大宝律令のもと信濃国府が設置され、国司が派遣され統治が行われた。国府は『和名類聚抄』には筑摩郡(松本市)にありと記されているが、信濃国分寺は上田に建

立されており、国府と国分寺は近接して設置されるのが一般的であることから、9世紀ごろに上田から筑摩郡に移ったと考えられている。上田における国府の所在地は、関連地名や条里的遺構が残る染屋台、あるいは信州大学繊維学部周辺が有力とされている。

畿内と東山道諸国の国府を結ぶ道としての東山道であるが、初期の東山道は伊那郡から直線的に佐久方面へと抜けていたようである。その後、官道として整備されてからは筑摩郡を経由するようになり、この時点で上田地域を通過するようになった。詳細な位置は不明ではあるが、信濃国分寺跡に近い千曲川沿いを東に向かって上野国へ抜けていたことは確かで、小県郡には、国府・国分寺・東山道があり、信濃国の政治・経済の拠点であったと考えられる。

『延喜式』（平安時代中期に編纂された格式（律令の施行細則）で三大格式の1つ）には、信濃国東部の牧として望月牧・新治牧・長倉牧・塩野牧・塩原牧が見られる。牧は奈良時代文武天皇の勅旨により開発が始まった牧場であり、上田地域は軍馬などの供給源であった。

（3）中世

平安時代末には多くの荘園が成立し、『吾妻鏡』には、上田市域の浦野庄、塩田庄、小泉庄、常田庄、依田庄の5つの荘園と、塩原牧、新張牧、塩河牧の3か所の牧の名が見られる。

治承4年（1180）、木曾義仲は依田庄依田城（丸子地域）を本拠地に挙兵して上洛。政権の中枢に座ったものの、源頼朝に敗北した。塩田平では幕府の重臣である島津氏、その後は北条氏が地頭職をつとめ、北条義政が移り住んでからは塩田北条氏が3代60年間にわたって治めた。このころ、小県地方は信濃の文化の中心になっていたと考えられ、塩田守護所と鎌倉を結ぶ鎌倉道も整備され、北条氏の庇護もあって全国から学問僧が集まり、塩田平は「信州の学海」と称されるまでに繁栄した。

鎌倉幕府が滅亡して信濃から北条氏の勢力が消滅すると、上田市域も在地の領主による争乱の時代に入り、上田市の北西に隣接する坂城町にある葛尾城を本拠とする村上氏が支配を広げた。また、上田市の東に隣接する東御市を本拠とした海野氏が西に勢力を伸ばすと、応仁年間以降村上氏とたびたび衝突するようになる。天文10年（1541）、甲斐を本拠とする武田信虎は諏訪頼重、村上義清と連合で海野氏を攻め、勝利を収めた（海野平の戦い）。これにより当主の海野棟綱や一族で、現在の上田市真田町長を中心とした勢力をもっていた真田幸綱（幸隆）は上野に落ちのびることとなった。

父信虎を追放した武田晴信（信玄）は、領土拡大を図り天文17年（1548）に上田原、天文19年（1550）には砥石・米山城で村上氏と戦うも破れたが、翌年には『高白斎記』に「砥石の城、真田乗取る」とあり、幸綱が武田氏に従い、砥石・米山城を攻略したことがわかる。これにより武田氏は北信濃へと侵攻し、恩賞として幸綱も小県に領地を与えられた。武田氏は越後（現新潟県）の上杉氏と対立する中で北信濃のほか西上州（現群馬県西部）への侵攻も開始し、幸綱は吾妻郡の攻略を命じられ、岩櫃城等を落とした後は西上州での上杉氏の牽制を任された。

幸綱から家督を継いだ嫡男信綱は一説には現上田市真田町本原の「真田氏館跡」を居館とし領内統治を行っていたが、天正3年（1575）の長篠・設楽原の戦いにて没した。

(4) 近世

家督を継いだ幸綱の三男昌幸は武田氏滅亡後の戦乱の世で、小県郡一円から上州沼田までを支配下に収め、時勢に応じて相模の北条氏や越後の上杉氏、三河の徳川氏など主君を替えながら所領を守っていた。徳川氏に従っていた天正 11 年(1583)には上杉氏が治める北信濃との最前線である小県郡の中央で、街道の要衝である尼ヶ淵上に上田城の築城を開始し、現在の市街地の骨格をなす城下町づくりも行った。

上田城築城後、真田氏は上杉氏や羽柴(豊臣)氏に臣属したために徳川勢から攻められた。天正 13 年(1585)の第一次上田合戦では昌幸の長男信幸らが守りを固め、慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦いに関連した第二次上田合戦では、昌幸と次男信繁(幸村)がたてこもり攻撃をしのいだ。関ヶ原の戦い後、西軍についた昌幸と信繁が高野山に入るとなると、上田城は破却された後、兄信之(信幸)が入城することになったが、上田城の復興には着手せず、三の丸に藩主屋敷を構えて藩政にあたった。

元和 8 年(1622)に信之が松代藩へ移封となると、小諸から仙石忠政が入封し、幕府の許可を得て寛永 3 年(1626)から上田城の復興に着手。しかし寛永 5 年(1626)に忠政が病死すると中断され、以降松平氏に代わっても再開されることなく明治維新を迎えることとなった。



図 11 上田・上州の位置関係図

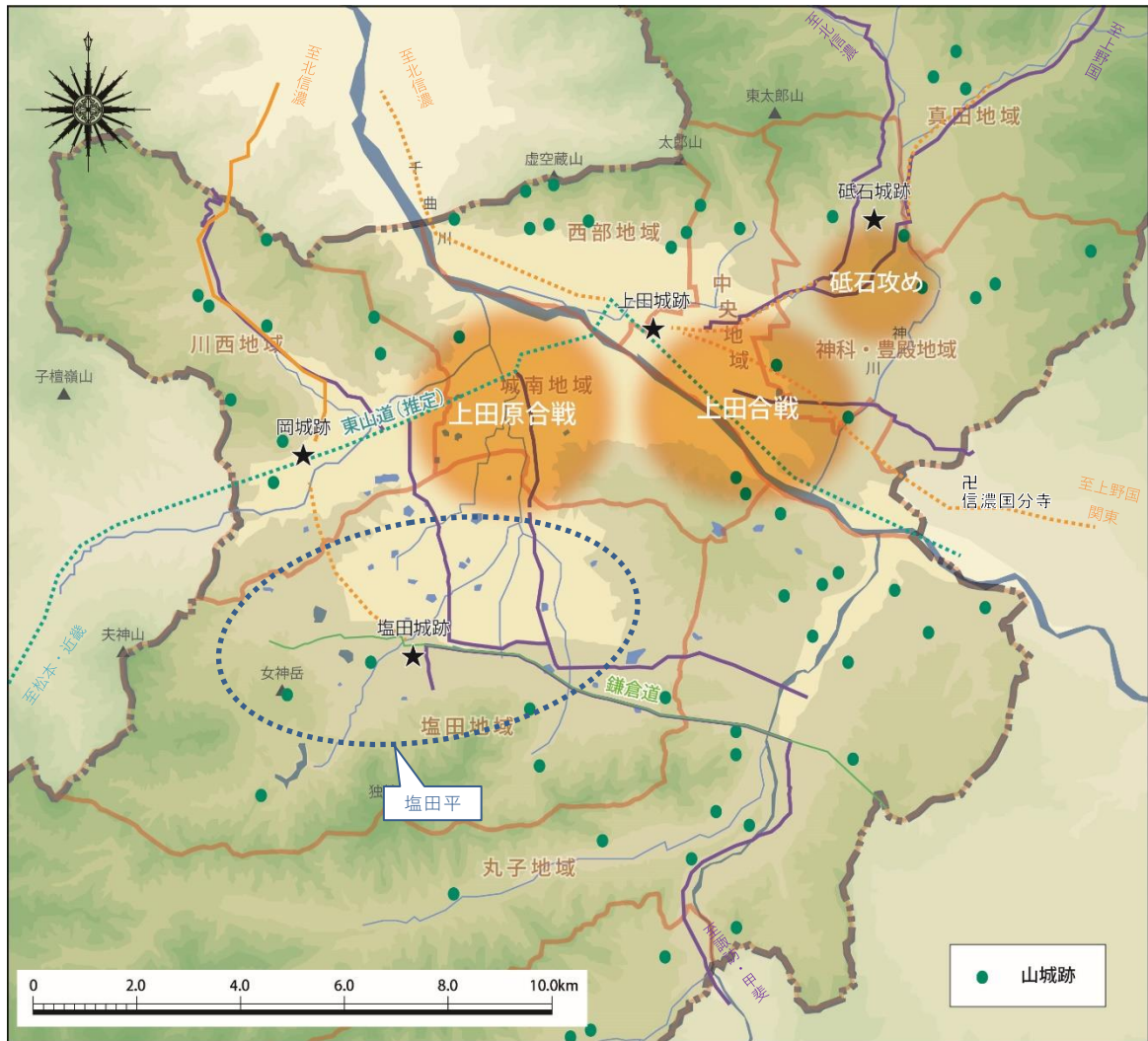


図 12 戦国期の上田（軍事道路と城郭）

上田城（藩）主は真田氏（1601～1622）から仙石氏（1622～1706）、松平氏（1706～1868）と代わるが、岩村田藩や小諸藩の藩領や天領であった丸子地域の一部を除き、上田市域のほとんどは上田藩領であった。

上田の城下町は、北国街道の宿駅を兼ねて、地域の経済及び流通の拠点となり、街道沿いには旅籠屋や商家が軒を連ねた。また、城下は松本に向かう保福寺道、上州に向かう上州道、別所に向かう別所道、祢津道などの発着点となり栄え、様々な産業が育った。

上田地方の村々では養蚕が広く普及し、生産された繭は、生糸として上州方面に売り渡されたほか、上田紬にも利用された。この上田紬は、17世紀はじめに生産が始まり、広く町人の間で常用され、全国にも送り出されたことで、大島紬や結城紬と並ぶ日本の三大紬の1つとして数えられることもある上田の名産となり、蚕種製造や養蚕とともに、大きな発展をみせた。

また、上田地方では稲作も精力的に行われてきたが、小雨地帯であることから、農業用水確保のために堰の



写真 2 塩田平のため池景観

開削やため池の築造など水利施設の整備が近世前期を中心に盛んに行われた。

蚕業の発展や稲作のための灌漑施設整備が進められたものの、藩財政の悪化や凶作等により農民の不満が募り、たびたび百姓一揆が発生した。中でも宝暦 11 年(1761)の宝暦騒動と呼ばれるものは大規模で、青木村から川西地域を中心に起こった一揆は、一説には藩内の人口約 5 万人に対し 1 万数千人にまで膨れ上がったとされ、年貢率や算定方法の改定等を求めて上田城下へ押し寄せ、対応した郡代添役を江戸に向かわせ江戸藩邸の藩主に回答を求めるという大規模なものであった。その結果、一揆側のほぼすべての要求を受け入れるという回答となり、一揆が藩政を動かすという画期的な事件であった。

近世中期以降になると、有力商人等をはじめ庶民文化が広がりを見せる。上田藩士の子で関東圏を中心に 4 千人もの門人をもち、上田でも大きな影響を与えた俳人加舎白雄の門人には原町の商人成沢雲帯や斎藤雨石、柳町の酒造家岡崎如毛などがいるほか、原町の商人滝沢為三郎らの狂歌、農民竹内善吾武信らの和算、下塩尻村の酒造家杓掛権右衛門らの蹴鞠など、多様な職種の人々が様々な分野で多くの優れた功績をのこしている。

また、城下町の最大の年中行事として行われていた祇園祭は、江戸中期以前は車ねり 1 基、笠鉾 2 基が練り歩く程度のものであったが、寛政期以降になると徐々に規模が拡大し、有力商人が独自の笠鉾や車ねりを出したり、男児が誕生したときには山車を出したりすることもあり(写真 3)、文化年間には大小 10 基以上が練り歩かれた。



写真 3 祇園祭礼屏風 文久 3 年(1863) 上田市立博物館蔵

慶応 3 年(1867)の幕府による大政奉還後、慶応 4 年に上田藩主松平忠礼^{ただなり}は新政府軍に従い越後の長岡戦争等に出兵し、旧幕府軍と戦った。

(5) 近代

明治 4 年(1871)の廃藩置県により上田藩は上田県となり、その後長野県に統合され、上田城下町は上田町となり、小県郡の中心として上田街学校、小県郡役所、上田区裁判所、検事事務所等が設置された。

近世から広がっていた蚕種業は「小石丸」や「又音」^{またむかし}などの蚕の品種改良や長瀬地域で作られ、全国的にも大きなシェアを誇っていた蚕卵紙(蚕種を産み付ける台紙)によって発展が加速され、小県郡の主要産業として明治 6 年(1873)には日本の総輸出量の約 25%を占めるまでになる。また、横浜開港により生糸の生産量も増加し、明治 10 年(1877)の蚕種すりつぶし事件後は養蚕業も数を増やしていったことにより、上田の蚕糸業は蚕種・養蚕・製糸・絹織物が互に関わりあって発達する。さらに明治 26 年(1893)、信越線が上野―直江津間が全線開通し、輸出港である横浜まで直結する輸送路が確立し、世界的な商圈の拡大につながった。

また、大屋駅(写真 4)は丸子地域や諏訪地域からの大量の繭や生糸、蚕種を輸送するための駅として明治 29 年(1896)、日本初の地域住民による国への設置要望により設置された駅、いわゆる請願駅として開業した。

教育・研究においても、明治 25 年(1892)に小県蚕業学校(現上田東高校)、明治 43 年(1910)に上田蚕糸専門学校(現信州大学繊維学部)が開校し、優れた指導者や多くの学生が集まり、上田の蚕糸業を活気づけた。こうして、近代の上田は「^{きんと}蚕都上田」と称されるまでに発展した。

蚕糸業の発展は地域経済の活性化をもたらし、その結果有力者が主導した鉄道網の整備や、高原のリゾート開発・温泉地の整備が進められた。また、その中心地であった上田城下町及び上田駅周辺についても開発が進み、上田駅北側の松尾町や西側の天神町の形成、近代建造物の建築などが行われた。

上田にかつてない繁栄をもたらした蚕糸業は世界恐慌や第二次世界大戦後も復興したが、徐々に製造業や果樹等への転換が進み、昭和 60 年代にはほぼ消滅した。



写真 4 建て替え前の大屋駅

第3章 史跡上田城跡の概要

第1節 史跡上田城跡の概要

(1) 上田城の沿革

①築城〈真田氏期〉

上田城は上杉景勝が家臣に宛てた書状に「真田、海士淵^{あまがふち}取り立つるの由に候の条、追払うべし（真田が海士淵（尼ヶ淵）で築城をしているので追い払うように）」（『天正11年4月13日嶋津左京亮宛上杉景勝書状』）とあるように、天正11年に徳川勢力下の真田昌幸により対越後の上杉景勝方における最前線の城として築城された。2年後の天正13年、上州沼田の領有をめぐる紛争から昌幸が家康から離反して上杉氏に臣従したため、上田城は徳川方大軍の攻撃を受けた（第一次上田合戦）が落城せず、真田氏と上田城の名は全国に知れ渡った。合戦後、昌幸は上杉氏から豊臣秀吉に転属し、他の信濃の城郭と時を同じくして建物や石垣の大規模改修を行ったとされる。

本丸から出土する桃山期の瓦、特に金箔瓦(写真5)は、天守やそれに匹敵する建造物に用いられたものと考えられているが、建物礎石等の遺構については今後の調査における課題である。



写真5 出土した金箔瓦

②破城〈真田氏期〉

慶長5年(1600)の関ヶ原合戦で、西軍・石田三成方に与した真田昌幸と次男信繁(幸村)は、中山道を西上する徳川秀忠の大軍を相手に上田城で籠城戦を行って足止めし、秀忠を関ヶ原に遅参させた(第二次上田合戦)。昌幸の健闘もむなしく合戦は徳川方が勝利し、上田城は徳川配下の諸将によって破却されたうえで、徳川方についた長男・信之に引き渡された。しかし、信之は城の修復を行わず、三の丸に藩主屋敷を構えて藩政にあたった。新たに海野町・原町の町割りをして宿場機能を持たせたなど、信之は領内の経済振興に注力したが、元和8年(1622)、松代(長野市)に移封を命じられた。真田氏の上田在城期間は39年間である。

③復興〈仙石氏期〉

元和8年(1622)に小諸から入封した仙石忠政は、廃城同然となっていた上田城の復興を計画し、幕府の許可を得て寛永3年(1626)に工事に着手した。工事は寛永5年に忠政が病床に臥すまで続けられ、その後、忠政の死と重臣の抗争などの事情から未完成に終わっている。仙石氏は忠政以降、政俊、政明と三代84年間にわたって上田を治めた。

現在見ることができる上田城の姿は、この仙石忠政が復興した上田城が幕末まで伝えられたものである。本丸は7棟の隅櫓と土塀、東西虎口に櫓門などが完成したものの、二の丸、

三の丸は堀、土塁、虎口石垣などの普請が完成しただけで終わったが、二の丸北虎口や西虎口で門の礎石もしくはその痕跡が確認されていることや絵図にも三の丸含めた虎口に礎石の記載が確認できることなどから、当初の予定では三の丸まで門や櫓等の作事を予定していたと考えられている。その後、寛永 18 年、貞享 3 年（1686）、元禄 15 年（1702）の 3 回にわたり改修工事が行われた記録が確認されており、破損した石垣の修復、二の丸北虎口土橋の木樋を石樋に改修、二の丸南西部に煙硝蔵を建設、本丸侍番所の建て直しなどが実施された。真田信之が整備した三の丸の藩主屋敷は、仙石氏以降も使用され、幕末まで維持された。

③維持・改修〈松平氏期〉

宝永 3 年（1706）、出石藩（兵庫県豊岡市）に移封となった仙石氏に代わって、出石から松平忠周が入封した。松平氏は、明治維新に至るまで 7 代、160 年余にわたって上田藩を治めた。

城は享保 17 年（1732）に起きた千曲川の大洪水で、崩壊の危機に瀕した尼ヶ淵の崖面に護岸用石垣が築かれたほか、二の丸に枳蔵 6 棟が新築されたものの、仙石氏時代の姿がほぼ幕末まで維持されたようである。幕府の許可を仰いだ石垣等の修復工事は享保 18 年から 21（元文元）年（1733～36）以下 8 回が記録に残るなど、中・小規模な改修工事等を行いながら、必要な城の機能を維持していた。

ただし、この時期には、上田城の本丸は「とまりからす（泊り鳥）」が夜中に鳴き騒ぐほどの林と化し（『上田編崩格子』宝暦 12 年（1762））、七つ櫓の一部は現在確認されている文書等で呼称等が記述されていないほどの扱いであったようである。

表 2 上田城歴代城主

城 主		石 高	入封・襲封年等	移封・没年	
さなだ 真田	まさゆき 昌 幸	安房守	9 万 5 千石（沼田領を含む）	天正 11 年（1583）築城	慶長 5 年（1600）改易
〃	のぶゆき 信 之	伊豆守	〃	慶長 5 年入封	元和 8 年（1622）松代移封
せんごく 仙石	ただまさ 忠 政	兵部大輔	6 万石	元和 8 年小諸藩から入封	寛永 5 年（1628）没
〃	まさとし 政 俊	越前守	〃 弟・政勝に矢沢 2 千石を分知 （寛文 9 年）	寛永 5 年襲封	延宝 2 年（1674）没
〃	まさあきら 政 明	越前守	5 万 8 千石	寛文 9 年（1669）襲封	宝永 3 年（1706）出石移封
まつだいら 松 平	ただちか 忠 周	伊賀守	5 万 8 千石	宝永 3 年出石藩から入封 享保 9 年（1724）～同 13 年老中	享保 13 年（1728）没
〃	ただかね 忠 愛	伊賀守	〃 弟・忠容に塩崎（長野市）5 千 石を分知（享保 15 年）	享保 13 年襲封	宝暦 8 年（1758）没
〃	ただより 忠 順	伊賀守	5 万 3 千石	寛延 2 年（1749）襲封	天明 3 年（1783）没
〃	ただまさ 忠 濟	伊賀守	〃	天明 3 年襲封	文政 11 年（1828）没
〃	たださと 忠 学	伊賀守	〃	文化 9 年（1812）襲封	嘉永 4 年（1851）没
〃	ただます 忠 優	伊賀守	〃	天保元年（1830）襲封	安政 6 年（1859）没

(忠固)			嘉永元年(1848)～安政元年(1854)安政4年(1857)～同5年老中	
〃 ただなり 忠礼	伊賀守	〃	安政6年襲封	明治2年(1869)版籍奉還

④廃城〈陸軍による接收〉

明治4年(1871)の廃藩置県に伴い、上田城は兵部省に接收され、東京鎮台第二分営が置かれた。第二分営は三の丸の旧藩主居館に本部を置き、上田城には調練場と火薬庫が設けられた。しかし、明治6年には第二分営が廃止され、明治7年に本丸、二の丸の土地、建造物、樹木などの一切が士族に払い下げられることとなり、本丸の大部分はその後常磐城村の材木商であった丸山平八郎が購入した。建造物や石垣は次第に取り壊され、西櫓1棟を除いた全ての建造物と石垣の一部は解体され、桑畑などに変貌していった。

⑤本丸の公園化〈明治～大正時代〉

明治12年(1879)、城の面影が失われていくのを惜しんだ松平家旧臣や住民から、城跡本丸に松平神社創建の動きがあり、その趣旨に賛同した丸山平八郎は、所有していた本丸の土地を神社用地として寄付し、松平氏の祖霊を祀った松平神社が創建された。丸山氏は後に本丸上段と堀の一部も神社付属の遊園地用地などとして寄付し、唯一残された西櫓についても旧藩主松平忠礼に献納している。これにより上田城跡の本丸は神社等によって公園として整備され、市街化などの破壊から免れた。

また、二の丸には監獄や伝染病院、公会堂が置かれ、本丸とは対照的に公共事業による開発行為が進められていった。

⑥二の丸の公園化Ⅰと史跡指定〈昭和初年～15年頃〉

二の丸も公園化の要望が高まり、土地の公有化、刑務所等の移転、体育・遊戯施設等の建設が行われ、昭和初期に本丸を含めて「上田城址公園」として市民に開放された。また、昭和2年(1927)には上田駅から真田地域へ向かう上田温泉電軌北東線が二の丸東側の堀底を通る形で一部開通し、堀底には公会堂下駅(後に公園前駅と改称)が設置され、物資や人を運ぶ重要な役割を果たした。そういった体育施設設置や鉄道の敷設は堀跡を利用したことにより、遺構の破壊は最小限に抑えられる結果となった。

一方、昭和9年(1934)12月28日には、本丸と二の丸の大部分が史跡に指定された。

⑦城郭景観の復旧Ⅰ〈昭和16年～24年〉

昭和16年(1941)、明治7年の払下げにより上田市内で遊郭として使われていたかつての本丸隅櫓2棟が東京の料亭に転売され、これを知った市民の間から、2つの櫓を買い戻して城跡に移築復元しようという保存運動が起こった。当時の上田市長浅井敬吾を会長として「上田城址保存会」が結成され、市民の寄付金により2つの櫓は買い戻された。移築復元工事は太平洋戦争さなかの昭和18年から始められ、戦局悪化による中断をはさんで、戦後の混乱もない昭和24年に、現在の南櫓、北櫓として完成をみた。

⑧二の丸の公園化Ⅱ〈昭和 25 年～64 年〉

大正末期から昭和 40 年代にかけての上田城跡は、市街地に隣接した中核公園として各種の体育、文化施設や顕彰碑等が建設され、催し物や市民の憩いの場として親しまれた。しかし、総合的な整備計画を策定しないまま、都市公園として施設建設や整備が進められた結果、城跡の遺構と歴史的景観が損なわれることとなった。

⑨城郭景観の復旧Ⅱ〈平成時代〉

昭和 63 年度に「上田城跡公園整備計画研究委員会」を組織し、文化庁と長野県教育委員会の指導、助言のもとに、専門の研究者らを招聘して研究を重ね、その答申のもとに「史跡上田城跡整備基本計画」を平成 2 年度に策定した。

整備基本計画では、上田城跡の整備を短期、中期、長期の 3 段階に分けて段階的に実施していくこととし、城跡に相応しくない施設の城外移転、計画的な発掘調査の実施、発掘結果と正確な史資料に基づく遺構の復元整備、城構えを踏まえた史跡範囲の拡大等を基本的な目標として定めた。

平成 3 年度以降、整備基本計画に沿って、発掘調査と整備事業が実施され、本丸東虎口櫓門の復元整備や二の丸北虎口石垣の復元整備等を行い、尼ヶ淵に面した石垣の解体修復や崖面の崩落防止工事を実施してきた。

表 3 上田城（跡）の歴史的画期と背景

和暦 (西暦)	画期	本丸	二の丸	三の丸 / 小泉曲輪 / 尼ヶ淵	歴史的背景
天正 11 (1583)	築城	・徳川が上杉に対する最前線の城として築城開始			・天正壬午の乱
天正 13 (1585)		・上田城の完成			
天正 18 (1590)	大改修	・豊臣家臣の城として改修（金箔瓦の使用）			・秀吉の天下統一
慶長 6 (1601)	破城	・徳川方により破却			・関ヶ原合戦
寛永 3 (1626)	復興 維持・改修	・新たな縄張りで復興を開始 ※三の丸に藩主居館を置く			・元和偃武／武家諸法度 ・陣屋支配と本丸・二の丸の形骸化
寛永 5 (1628)		・仙石忠政の病死により中断			
正保 4 (1647)		・正保城絵図の提出			
享保 17 (1732)		・尼ヶ淵に護岸用石垣を築く			
宝暦 7 (1757)		・二の丸土橋石垣の積み直し			
天明 8 (1788)		・本丸外西南方石垣の孕み修復			
寛政 3 (1791)		・本丸櫓・土塀屋根瓦修繕			
文政 2 (1819)		・二の丸櫓門前枡形石垣、本丸御筆筒櫓脇石垣の積み直し			
弘化 5 (1848)		・石垣・櫓修復			
万延元 (1850)		・尼ヶ淵石垣崩落			

和暦 (西暦)	画期	本丸	二の丸	三の丸 / 小泉曲輪 ／ 尼ヶ淵	歴史的背景
明治 4 (1871)	廃城	廃藩置県			・ 幕藩体制の終焉
明治 6 (1873)	陸軍施設	東京鎮台第二分営設置			・ 明治政府による新体制確立
		分営廃止			
明治 7 (1874)	二の丸の公園化 1 本丸の公園化 1 二の丸の公共建物設置	・ 城跡の払下げ開始			・ 封建制の象徴から市民公園への転換 ・ 全国的な公園整備の機運の高まり ・ 二の丸の公共用地活用のはじまり
明治 11 (1878)			・ 武者溜り北側に招魂社遷座		
明治 12 (1879)		・ 松平神社遷座			
明治 13 (1880)		・ 上の台に遊園地を造る			
明治 14 (1881)		・ 招魂社が上の台に移転			
明治 16 (1883)		・ 上の台に上田藩校明倫堂の建物一部を移転			
明治 18 (1885)			・ 武者溜り北側に上田監獄署を新築		
明治 27 (1894)			・ 武者溜りに武徳殿を新築		
明治 29 (1896)		・ 公園としての体裁が整う			
大正元 (1912)				・ 小泉曲輪に原蚕種製造所を新築	
大正 6 (1917)			・ 北東部に伝染病院を新築		
大正 12 (1923)			・ 北部に招魂社が移転新築 ・ 武者溜りに上田市公会堂を新築		
大正 14 (1925)			・ 上の台に弓道場設置		
昭和 2 (1927)	本丸・二の丸史跡指定 二の丸の公園化 1		・ 二の丸堀に上田温電が北東線を敷設		・ 昭和天皇御大典 ・ 二の丸の大規模公有化 ・ 築城 350 年記念 ・ 国史跡指定
昭和 3 (1928)			・ 監獄が城外に移転 ・ 東部にテニスコートが完成 ・ 東部に児童遊園地が完成 ・ 百間堀に陸上競技場、運動場、相撲場が完成		
昭和 4 (1929)		・ 徴古館開館（西櫓）			
昭和 7 (1932)		築城 350 年祭			
昭和 9 (1934)		国史跡に指定	・ 東虎口に時の鐘を移築		
昭和 12 (1937)			・ 北虎口付近に武徳殿を移転		
昭和 16 (1941)	城郭景観復旧期 1	・ 金秋楼・萬宝楼（櫓 2 棟）が転売される			・ 太平洋戦争による城郭建造物の滅失 ・ 櫓 2 棟の転売 ・ 櫓の復興機運の高まり ・ 上田城址保存会の設立
昭和 17 (1942)		・ 上田城址保存会結成、櫓 2 棟を買い戻す			
昭和 19 (1944)		・ 櫓再建に着手・中断			
昭和 23 (1948)		・ 上田城址保存会再結成、工事再開			
昭和 24 (1949)		・ 北櫓・南櫓の再建工事完了			

和暦 (西暦)	画期	本丸	二の丸	三の丸 / 小泉曲輪 ／ 尼ヶ淵	歴史的背景
昭和 24 (1949)	二の丸の公園化 2		・武者溜り北側に動物園が復活		・文化財保護法の施行（昭和 25 年） ・現状変更許可申請行為の明確化 ・都市公園「上田城跡公園」の誕生
昭和 28 (1953)		・3 棟の櫓を上田市立博物館とする			
昭和 29 (1954)			・東北部に市民プール完成		
昭和 37 (1962)			・東部に山本鼎記念館を新築		
昭和 38 (1963)			・武者溜りに市民会館を新築		
昭和 40 (1965)			・東部に市立博物館を新築		
昭和 42 (1967)			・百間堀を埋め立てて児童遊園地を移転		
昭和 47 (1972)			・二の丸堀 真田傍陽線が廃止		
昭和 52 (1977)		「上田城跡環境整備委員会調査研究報告」			
昭和 54 (1979)		・上の台の料亭「富貴」（旧藩校・明倫堂建物）を解体撤去			
昭和 56 (1981)			・二の丸堀にけやき並木遊歩道を設置 ・北東部に勤労青少年ホームを新築		
昭和 57 (1982)		「上田城跡公園整備方針」			
昭和 58 (1983)		築城 400 年			
昭和 61 (1986)		「上田城跡公園整備方針（第二次）」			
昭和 63 (1988)			・上田市総合展示館（武徳殿）を解体撤去		
平成 2 (1990)	城郭景観復旧期 2	史跡上田城跡整備基本計画			・平成の城郭復元ブーム ・近現代建造物の「不要施設」位置づけと除却
平成 4 (1992)		・上の台の民家等移転完了	・北虎口石垣の復元整備 2		
平成 5 (1993)		・櫓復元のための発掘調査に着手（～平成 7）			
平成 6 (1994)		・東虎口櫓門を復元整備			
平成 9 (1997)	集中対策期 尼ヶ淵崖面			【西櫓～真田神社南側】崖面強化剤吹付工 【西櫓南側】崖面ロックボルト工 ほか	・史跡内における防災・安全確保の意識醸成 ・全国城跡等石垣整備研究会（文化庁主催） ・「石垣整備の手引き」作成に着手（文化庁） ・石垣カルテの必要性の指摘 ・3 次元レーザー測量技術の浸透 ・北陸新幹線開通と尼ヶ淵の景観維持
平成 12 (2000)				【市民会館南側】崖面強化剤吹付工	
平成 22 (2010)				【市民会館南側】崖面モルタル吹付工 ほか	
平成 23 (2011)	基本計画二期（改訂） 保存管理計画期	史跡上田城跡保存管理計画 / 史跡上田城跡整備基本計画（改訂）			・大河ドラマ「真田丸」放送 ・来訪者数の大幅な増加 ・史跡内神社との信頼関係の構築
平成 26 (2014)			・市民会館廃止 ・市営プール、旧公園管理事務所撤去		
平成 27 (2015)		・真田神社社務所移転新築			
平成 28 (2016)			・北東部に緑地帯・多目的広場を設置	・樹木屋敷に北観光駐車場を設置	
令和 5 (2023)		史跡上田城跡保存活用計画			

(2) 上田城の構造

上田城は、南を千曲川の支流によって形成される「尼ヶ淵」と呼ばれる崖に面し、北に太郎山及び虚空蔵山が聳える地に立地している。城の東側には蛭沢川、北・西側には矢出沢川の流路を変えることによって惣構えとして配置している。

真田氏が築城した上田城の構造については資料に乏しく、明確なことは判明していないが、縄張りについては、『寛永3年(1626)5月5日原五郎右衛門宛仙石忠政築城覚書』の中で「なわはりの時、古城ゆがミ在之所候者、たといほり口十五間外ひろく成り候共、こゝむかひのゆがミをとり候てほり、スくニ可仕事(縄張りの時、古城にゆがみのある所があったら、ゆがみをとってまっすぐにせよ。)」と指示していることから、概ね仙石氏期の縄張りと同じであると考えられている。また、真田信之藩主期の様子を描いたとされる『元和年間上田城図』(市立上田図書館蔵)には仙石氏期の三の丸大手の堀にあたる場所に「昔ノ惣構」とあることや、18世紀に真田家家臣が作成した『真武内伝』(長野県立歴史館蔵)の第一次上田合戦の部分で、城内に侵入してきた徳川軍を二の丸の門で反撃したとあること、近世に編纂された徳川家康の伝記である『武徳編年集成』にも大手門より「宿城」に押し入り、二の丸に迫ったとあることから、既に三の丸に相当する曲輪も構えられていたと考えられている。

本丸については、平成5年(1993)の発掘調査にて上の台の地表面から2m下に真田期の瓦が出土する層が確認されたことから、当時は二段に分かれていなかったと考えられている。建造物については、昭和2年(1927)に二の丸北西隅の下堀跡から、平成3年(1991)に本丸堀北西から南西等で金箔瓦が出土していることから、本丸や二の丸等に金箔瓦葺の建造物があったと考えられている。

城下町については、天正14年(1586)8月18日高槻・新木宛真田昌幸朱印状(願行寺蔵)に現東御市の海野郷から移されたとされる「願行寺」の文字が見えることなどから、海野郷からの移転を中心としながら城下町の形成が行われたと考えられているが、その形については明らかとなっていない。信之藩主期には真田地域の原之郷から町を移転させ原町が形成され、近世期の城下町の原型がここで整えられたと考えられる。

仙石氏復興後の縄張りは尼ヶ淵沿いに本丸を配置して梯郭式に二の丸を配置する(図13)。東側には三の丸、西側には小泉曲輪を配置している(図13)。三の丸東側には大手門が配置されている。曲輪の配置が少ない北側については、百間堀と呼ばれる広大な堀を配置して守りを強化している。本丸・二の丸・三の丸堀は大部分が水堀となっており、三の丸堀から百間堀に水を供給していたと考えられている。本丸と二の丸の建造物は、本丸に櫓が7棟、櫓門が2棟とそれを繋ぐ土塀、侍番所が1棟、煙硝蔵が1棟、靱蔵が6棟、記録に残るのみであり、二の丸には櫓などの建造物は築かれていなかった。三の丸は大手門から二の丸まで大手道が伸び、その両側に侍屋敷が並んでいた。大手道の南側には藩主居館及び北側には作事場(中屋敷)が置かれ、本丸・二の丸から離れた場所が政庁として機能していたことを特徴とする。

各曲輪の用途について、本丸は安永2年(1773)6月作成の『松印御道具江戸控帳』(松平家文書 上田市立博物館蔵)等から武具類や調度品等が櫓に納められていたことが分かっているほかはわずかの番人が侍番所に詰めていた程度で、ほとんど使用されていなかったと考えられている。二の丸についても貞享3年(1686)に煙硝蔵が西南隅に新設され、天明8年(1788)

に4棟、天保14年(1843)に2棟枳蔵が新設されたこと以外は分かっておらず、備蓄用途としての役割しかなかったと考えられている。小泉曲輪については、石垣や土塁等の防御設備を持たない「捨曲輪」の状態であったと考えられており、江戸中期の一時期御茶屋が置かれ、安政元年(1854)に調練場が設けられた以外の用途はなかったと考えられている。

三の丸については政庁となっていた藩主居館のほか真田期の藩主関係屋敷とも考えられ、近世当初は「中屋敷」、松平氏期には「御作事」と呼ばれた施設などがあったほか、上・中級の侍屋敷も置かれており、文化10年(1813)には藩士子弟の教育のため文武学校が設置された。

また、上田城は鬼門除けを強く意識したと考えられており、本丸及び二の丸、作事場の北東隅は「隅欠^{すみおとし}」が設けられている。

城下町は城の東側から北側(図15の下紺屋町まで)にかけて形成され、東側から北側を回り込むように北国街道が整備され、三の丸東側(海野町)から北東側(原町)にかけて上田宿が置かれた。時代が下ると侍町が三の丸だけでは足りなくなり、東側の鷹匠町や馬場町、北側の大工町等も侍町化していった(図14、15)。

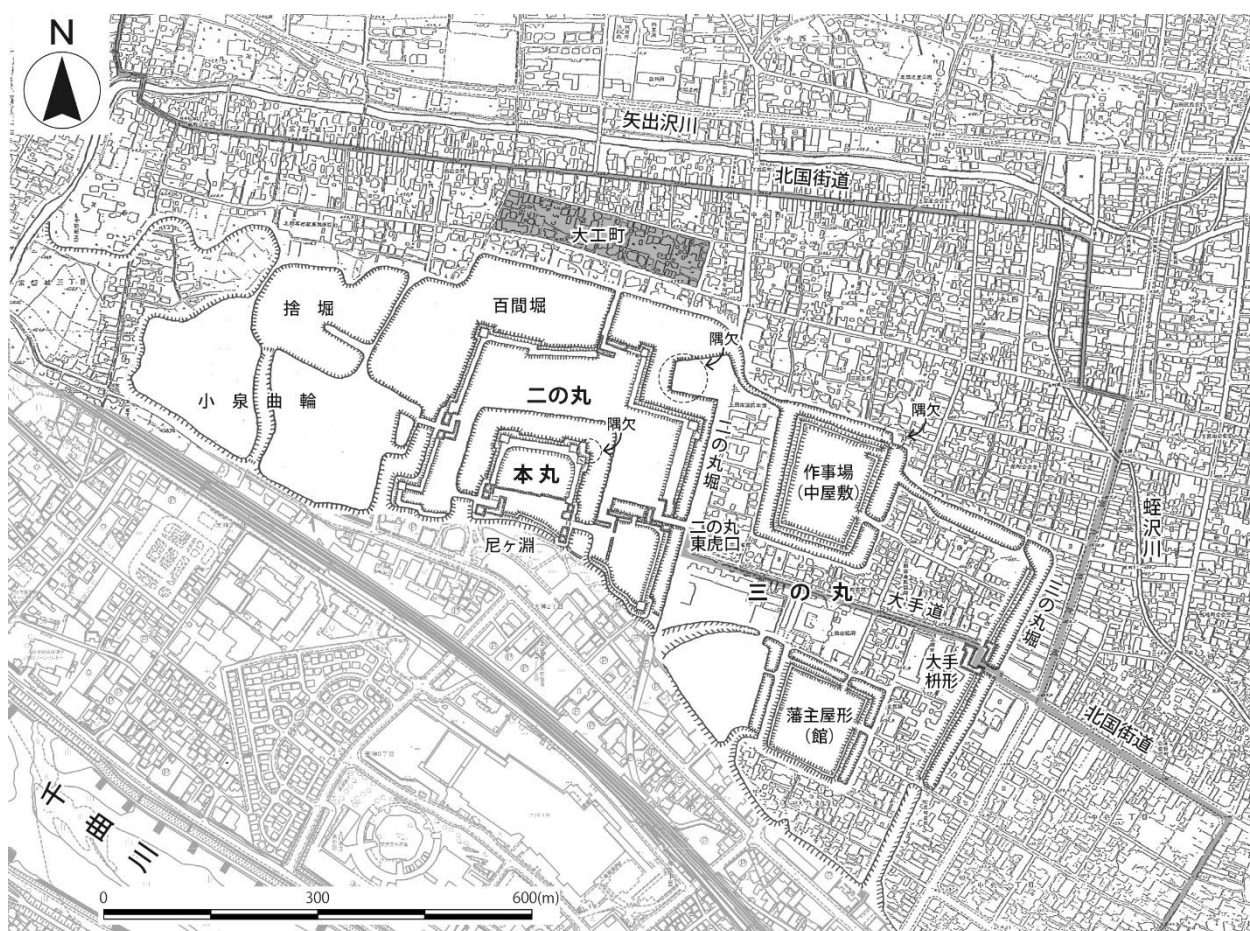


図13 上田城縄張図 (尾見智志氏作図を加工編集)

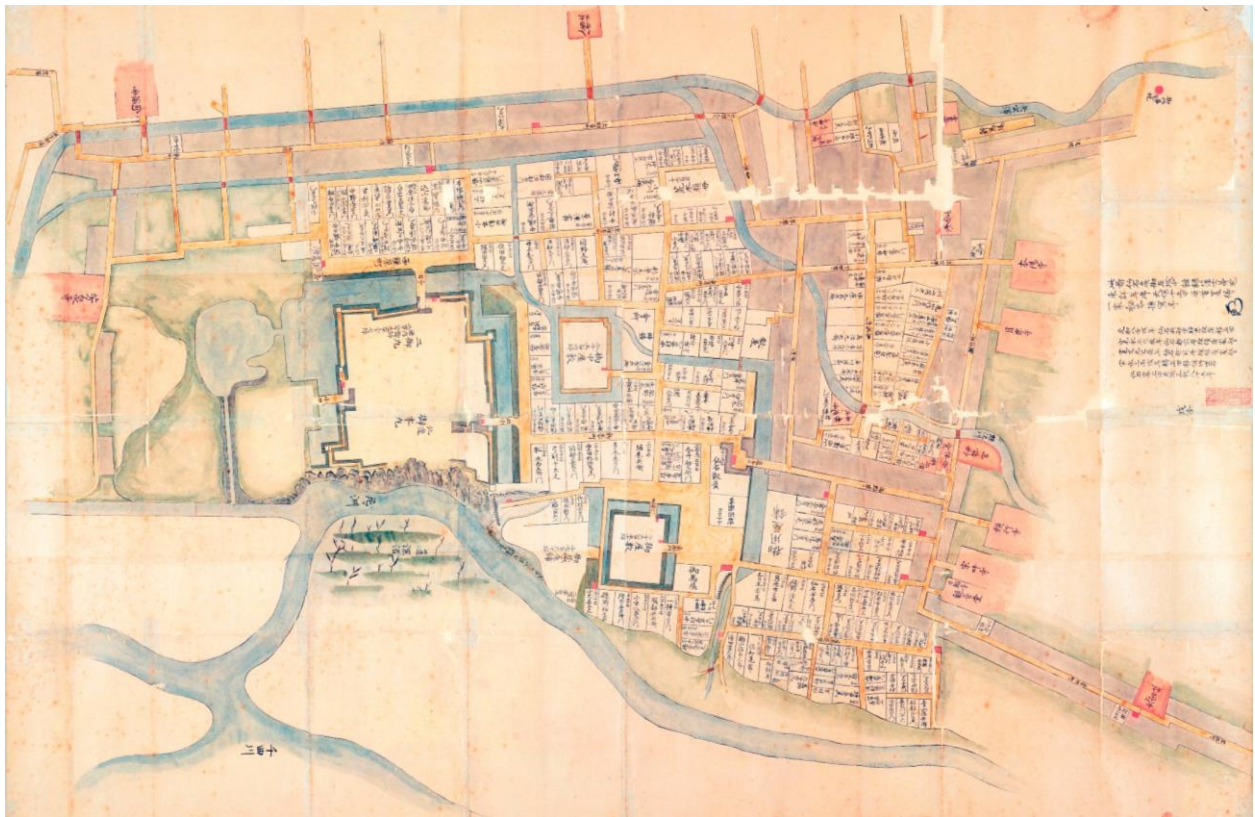


図 14 元禄 15 年 (1702) 上田城下町絵図 (上田市立博物館蔵)

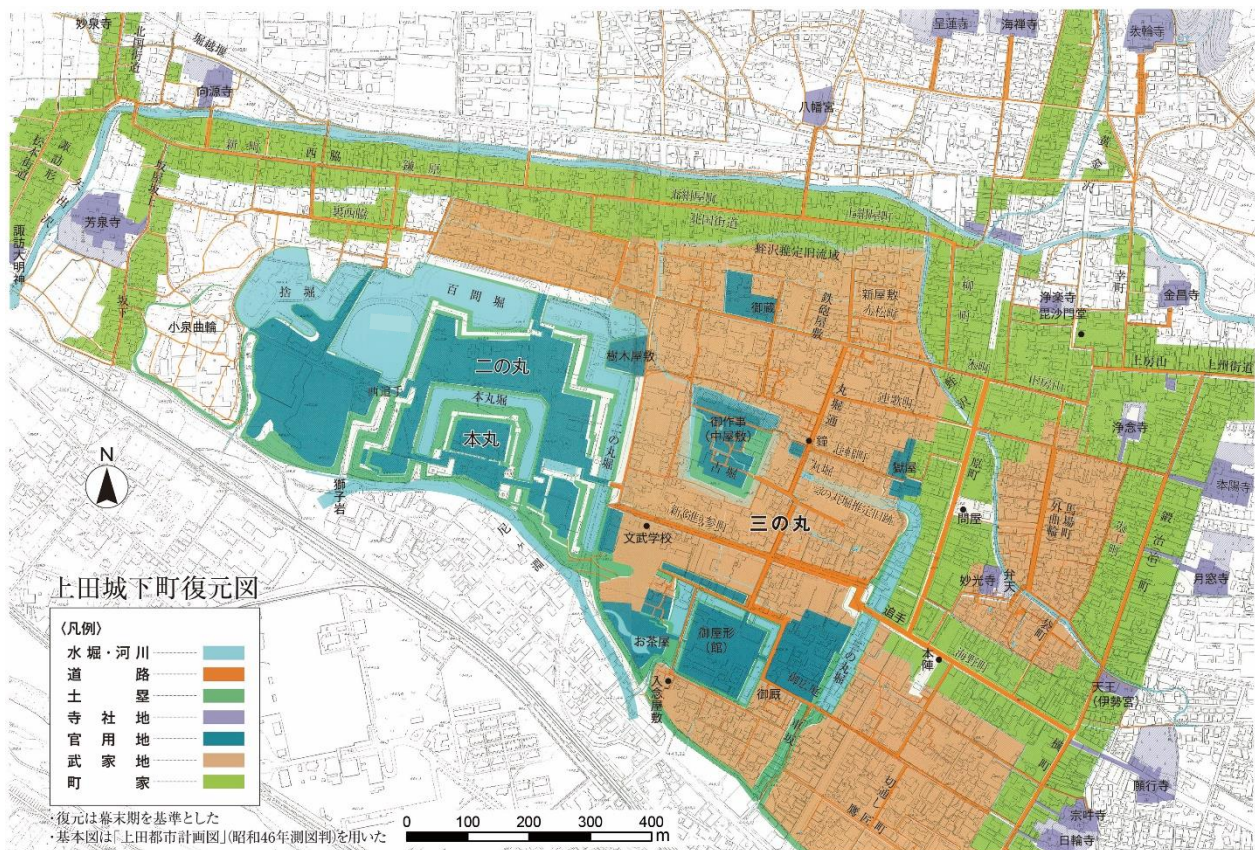


図 15 上田城下町復元図 (出典:『定本 信州上田城』を加工編集)

(3) 関連史料（文書、絵図、写真等）の概要

上田城あるいは城跡に関する史料は多数確認しているが、(1)に記した画期によりその数には多寡が認められ、特に〈真田氏期〉の史料については、ほとんど確認されていない。近世の関連史料としては、市立博物館所蔵の「松平家文書」が藩主家史料として重要な位置を占める。また、近代の写しではあるが、市立上田図書館所蔵の「花月文庫郷土史附地図」や「上田市史編纂資料図」といった市内公共施設の収蔵史料のほか、国立公文書館、国立国会図書館、長野県立歴史館、長野市真田宝物館、日本カメラ博物館等に古文書、絵図、写真（初期写真・古写真）等が収蔵されている。

一方、近代以降の関連史料については、市立博物館所蔵の「上田城址保存会綴」や市立上田図書館所蔵の「花月文庫」などの収蔵史料のほか、長野県立歴史館、防衛省防衛研究所、城内本丸に鎮座する真田神社（松平神社、上田神社を改称）等に文書、地図、古写真等が収蔵されている。

ここで、平成21年度から取り組んできた史料調査の成果から、遺構の保存整備に深く関連する構造物の改変や植栽の状況、城地の利用状況等について判明する史料を抽出し、概要について記しておきたい。

①文書（古文書・近現代の文書）

これまでの調査により把握した文書は次のとおりである。

- a. 近世の建造物（櫓、櫓門等）、石垣、堀、土塁等に関するもの（「松平家文書」ほか）
- b. 幕末から明治初頭の上田藩の写真事情に関するもの（「大野木家文書」ほか）
- c. 廃城後、明治5年まで所在した東京鎮台第二分営に関するもの（「防衛省防衛研究所所蔵史料」）
- d. 明治6年から長野県が行った城跡内の建造物、土地等の払下げに関するもの（「長野県行政文書」）
- e. 明治期に識者により収集された史料のうち、上田城に関するもの（「花月文庫」ほか）
- f. 南北櫓の移築復元に関するもの（「上田城址保存会綴」）



図 16 『上田城崩格子』宝暦 11 年（1761）（上田市立博物館）

表4 上田城文書資料一覧

	和暦	西暦	資料名	内容	所蔵者
①築城 〈真田氏期〉	天正 11 年	1583	天正十一年四月十三日 嶋津佐京亮宛上杉景勝書状	上田築城の年代を示す資料。 上田城北方の虚空蔵山城にいた嶋津佐京亮に「真田が海士淵(あまがふち)で築城をしているので追い払うように」との指示。	不明
②破城 〈真田氏期〉	慶長 5 年	1600	慶長五年八月二十三日 真田信之宛徳川秀忠書状	第二次上田合戦(関ヶ原合戦)に関連する資料。 沼田城の信之に「小県を攻めるから参陣するように」との指示。	真田宝物館(長野市)
	慶長 5 年	1600	慶長五年八月二十三日 野間久左衛門尉宛徳川秀忠書状	第二次上田合戦(関ヶ原合戦)に関連する文書。 「信州真田表仕置きのため」と記載あり。	小諸城址懐古園徴古館(小諸市)
	慶長 10 年	1605	慶長十年三月十七日 柳沢与兵衛宛宮下藤右衛門判物	信之が行った、城下・原町の町割に関する資料。	個人(上田市立博物館寄託)
	慶長 15 年	1610	慶長十五年三月十日 海野町蔵之助宛矢沢・宮下連署状	破城となった上田城を「上田明屋敷」と記載。	個人(上田市立博物館寄託)
	元和 8 年	1622	元和八年十月十三日 出浦対馬守宛真田信之書状	真田氏の松代移封に関する資料。	個人(上田市立博物館寄託)
③復興 〈仙石氏期〉	元和 8 年	1622	『改選仙石家譜』による	秀忠から上田城修理の許可と銀子二百貫目の下賜を約束される。	不明
	寛永元年	1624	『改選仙石家譜』による	銀子二百貫目を拝領。	不明
	寛永 3 年	1626	『改選仙石家譜』による	老中奉書・幕府から上田城修復の正式な許可を得る。	不明
	寛永 3 年	1626	寛永三年五月五日 原五郎右衛門宛仙石忠政築城覚書	修復工事を前に、普請奉行・原五郎右衛門に出した指示書。	不明
	貞享 3 年	1686	貞享三年六月 仙石政明上田城修復願	上田城の改修(二の丸北虎口土橋の木樋を石樋に変更、二の丸に穴蔵(火薬庫)を新設、本丸侍番所の改築)を幕府に願ったもの。	不明
④維持・改修 〈松平期〉	宝永 3 年	1706	宝永三年二月五日 松平忠周宛徳川綱吉承知朱印状	忠周の上田移封に発給された領知宛行状。	上田市立博物館
	宝永 3 年	1706	引継文書 上田城残置候武具帳ほか	仙石家から松平家への上田藩引継文書。宝永 3 年 6 月 2 日上田で引継ぎ。	上田市立博物館
	享保 17 年	1732	上田城普請之絵図	5 月 18 日の千曲川洪水による尼ヶ淵崖の崩壊と、その後の石垣築造に係る図面。	個人
	享保 17~18 年	1732~33	御城普請ニ付伺相済候覚	・石垣石材の調達に関する資料(享保 17 年 12 月 11 日、18 年 3 月 5 日、17 日、18 日)※松本の石工の記載、「三見林」の記載。 ・千曲川分流(尼ヶ淵)の「べ切」普請に関する資料(享保 18 年 3 月 8 日、11 日、19 日、27 日、30 日、4 月 2 日、5 日、12 日条)※「西ノ御矢倉」の記載あり。 ・新たな洪水被害に関する資料(享保 18 年 8 月 30 日条)※「東ノ御矢倉」の記載あり。 ・尼ヶ淵の石垣普請に関する資料(享保 18 年 4 月 29 日、5 月 7 日、10 月 1 日、22 日、25 日、26 日、11 月 3 日、5 日、17 日、20 日、享保 19 年 2 月 6 日、4 月 4 日、11 日、9 月 18 日、10 月 1 日、11 月 1 日、享保 20 年 2 月 18 日、27 日、3 月 2 日、22 日、25 日、)※「西ノ御矢倉」の記載あり。	上田市立博物館
	宝暦 7 年	1757	日乗	二の丸東虎口石垣の崩落及び修復。	上田市立博物館

	和暦	西暦	資料名	内容	所蔵者
	宝暦 11 年	1761	『上田竊崩格子』	宝暦上田騒動の民間記録書。「上田城の泊り鳥」の逸話あり。	上田市立博物館
	天明 8 年	1788	日乗 三月二十八日条	本丸外南西ほか 2 箇所の石垣(尼ヶ淵か?)の孕みを修復。	上田市立博物館
	寛政 3 年	1791	日乗 十二月二十日条	8 月 5 日・6 日の洪水と 9 月 3 日・4 日の洪水で、城裏手の石垣(二の丸堀の北虎口周辺か)が越水寸前となり、上流の石垣堰が流失。	上田市立博物館
	寛政 4 年	1792	日乗 八月二十四日条	先年の破損箇所を普請費用として幕府から 4 千両の拝借金が下付。二の丸に新規蔵 4 棟の設置を幕府に内々に相談し、承諾を得る。	上田市立博物館
	寛政 5 年	1793	日乗 四月二十四日条	「上田城本丸櫓并高塀屋根所々」が小破し、幕府に修繕願を出している。	上田市立博物館
	文政 2 年	1819	「二之曲輪内御多門前枳形石垣御普請勘定帳」「御本丸内御筆筒櫓脇石垣御普請勘定帳」倉沢家文書	文政 2 年 12 月に行われた、二の丸東虎口石垣と御筆筒櫓(北櫓か?)脇の石垣の積み直しに関する資料。	個人
	天保 14 年	1843	日乗 七月十九日条	二の丸に蔵 2 棟を追加。	上田市立博物館
	弘化 5 年	1848	日乗 三月二十二日条	「石垣六カ所崩孕候付築直、并櫓二ヶ所・塀二ヶ所傾候」の修繕を実施。	上田市立博物館
	安政元年	1854	日乗 十一月四日条	前年の地震による「多門塀三ヶ所傾損、石垣九ヶ所孕、或崩候」の修繕の実施。	上田市立博物館
	安政 2 年	1855	(物頭日記断簡) 大野木家文書	櫓等の名称に関する資料。 ・西御多門脇御櫓(西櫓の北側の櫓) ・川手西御櫓(西櫓) ・西御多門渡櫓(西虎口櫓門) ・東御多門渡櫓(東虎口櫓門) ・川手御櫓(南櫓) ・御筆筒奉行御預御櫓(北櫓) ・御煙硝蔵	上田市教育委員会寄託
	万延元年	1860	日乗 四月五日条	尼ヶ淵の東側石垣(南櫓下)が一部崩落。	上田市立博物館
④廃城 (陸軍による 接收)	明治 4 年	1871	管内城塞払下等処分 方伺	城地 22,587 歩 8 厘 5 毛、「櫓并多門」9 ヶ所、「武庫」6 ヶ所、火薬庫 2 ヶ所、演武場 1 棟、厩 1 棟、馬場 1 ヶ所、病院 1 ヶ所が払下げの対象とされた。	長野県立歴史館 (千曲市)
	明治 7 年	1874	上田其城趾等代価見 積取調書	土地や建物の見積額。櫓が 9 棟で 112 円 50 銭。火薬庫 2 棟 85 円。松・杉約 950 本と竹 800 本等が払下げの対象となる。	長野県立歴史館 (千曲市)
	明治 8 年	1875	上田城跡還禄土族入 札払下之義伺「公文 編冊 還禄土族授産 払下地進達留」	払下げ物件(土地、建物ほか)、代価、申請者等が書き上げられている。旧上田藩土族河内曾左衛門が櫓 9 棟の払下げを 13 円 50 銭で申請。	長野県立歴史館 (千曲市)

②絵図・地図

これまでの調査により把握した絵図・地図は次のとおりである。

- a. 近世に描かれた上田城に関する絵図（「松平家文書」ほか）
- b. 明治初頭に描かれた旧城郭及び城下町の絵図（「松平家文書」ほか）
- c. 長野県が行った城跡内の建造物、土地等の払下げに関するもの（「長野県行政文書」）
- d. 明治期に写された上田城に関する絵図（「花月文庫郷土史附地図」ほか）
- e. 昭和 15 年発行『上田市史』編纂に係る史料のうち、上田城に関するもの（「上田市史編纂資料図」）
- f. その他近代の上田城跡に関するもの（上田市立博物館所蔵史料ほか）

〈真田期の様子を描いた絵図〉

真田期の上田城の様子を描いた絵図については、上田市立博物館所蔵の『上田古図』（図 17）が確認されている。幕末の松代藩士佐久間象山所蔵のものの写しとされており、天正年間の様子とされている。蛇沢川・蛭沢川の流路や城の北西側の「大堀」、そこから南へ排水される流路、尼ヶ淵等の崖の形状は概ね仙石期と同じであり、後の藩主居館の位置に「常田御屋敷」とあるなど、興味深い記述も見られるが、主郭部の上田城の縄張りが仙石期と大きく異なり、詳細さに欠けるなど、近世の城との相違を詳細に検討することが必要となる。また、上田市立博物館所蔵の『元和年間上田城図』（図 18）は、真田期の破城後の絵図とされており、堀跡が「ウメホリ」と記されていることや仙石期の三の丸堀と思われる場所に「昔ノ惣カマエ」とあるなど真田期の状況を伺うことができるが、城の縄張り等が詳細に記載されているとは言えず、今後さらに検討を進める必要がある。

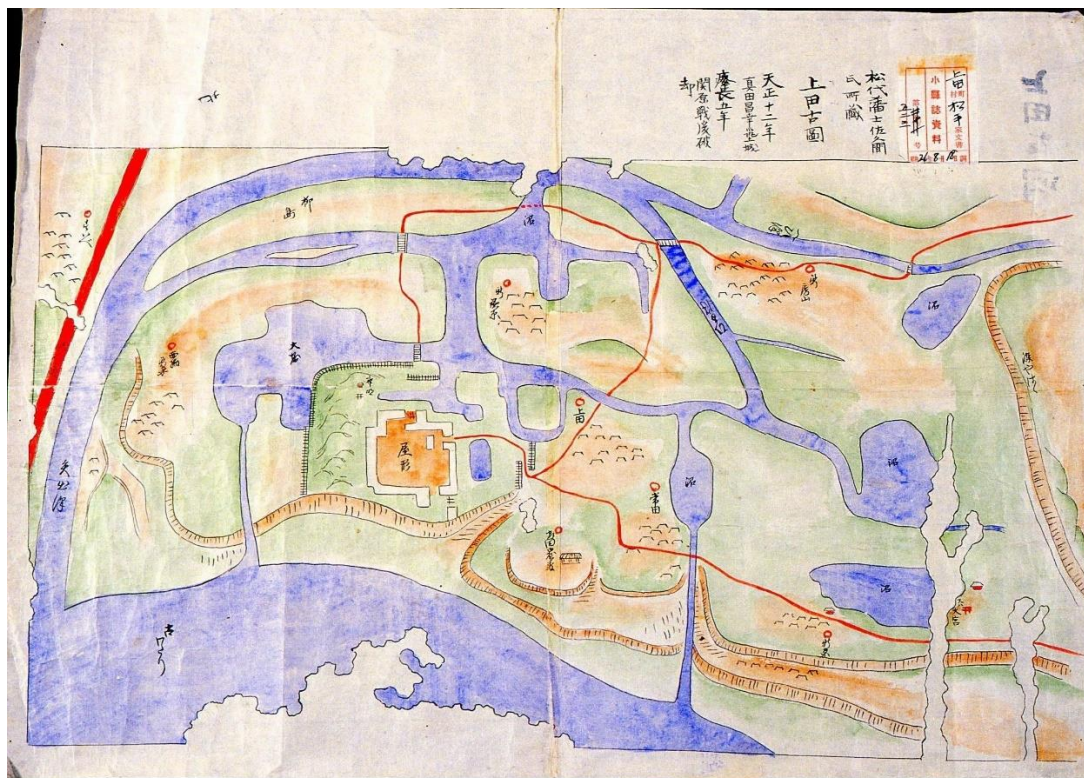


図 17 上田古図 上田市立博物館蔵

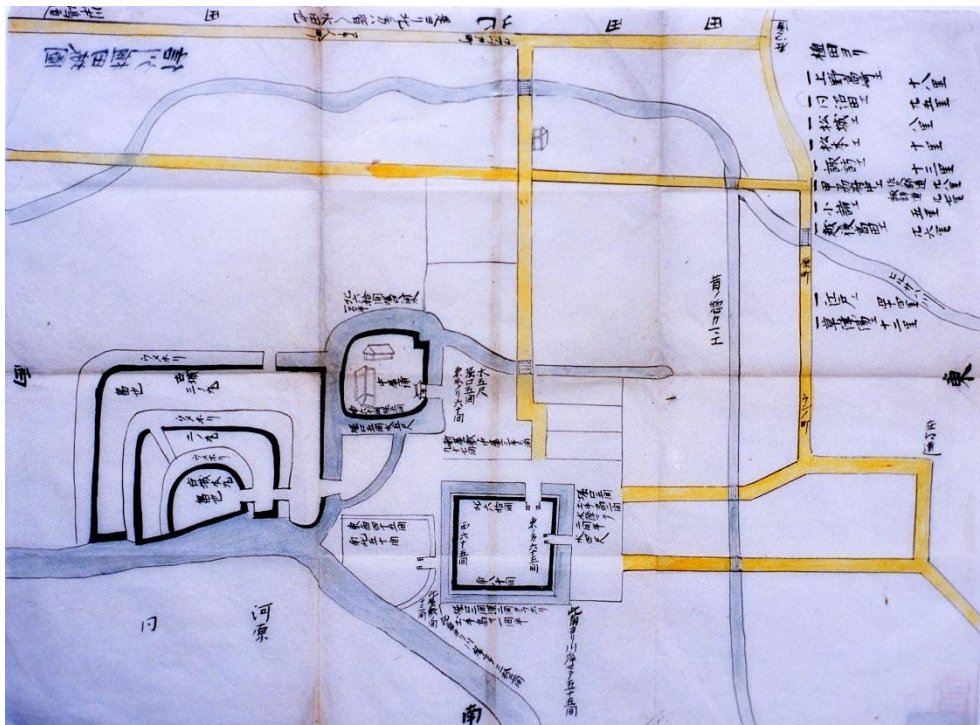


図 18 元和年間上田城図（一部） 上田市立博物館蔵

〈仙石期から松平期の様子を描いた絵図〉

近世に描かれた上田城の絵図については、正保4年（1647）に幕府に提出された絵図（いわゆる正保絵図、図 19）をはじめとして、仙石家文書、松平家文書等に近世の絵図が複数存在する。また、上田から転出した真田家（松代藩）、仙石家（出石藩）の史料にも存在するほか、池田家文庫（岡山）や細川家文書（熊本）等、他藩の史料にもみることができる。

明治期になると上田在住の実業家・飯島保作（花月・茂経とも）が、郷土史関係史料を精力的に収集し、このなかに上田城に関連する近世の文書や絵図が数多く含まれている。なお、収集された史料は上田市に寄贈され、『花月文庫』として市立上田図書館に収蔵されている（図 21）。

また、昭和15年（1940）に発刊された『上田市史』編纂の際に、編者の藤沢直枝らが収集した絵図等も市立上田図書館に保管されている。これらのほとんどは写しであるが、現在では原本の所在が確認できないものばかりであり、近世の上田城のようすを伝える貴重な史料である。

いずれの絵図も記述の精緻さに差はあるものの、縄張や建造物の位置については概ね一致している。年代により中屋敷から作事場への変更や煙硝蔵の移転、糒蔵の設置等の変化も読み取ることができるほか、図 21 のように一部の絵図には松等の樹木も描かれており、当時の植生を伺うことができるものも確認できる。

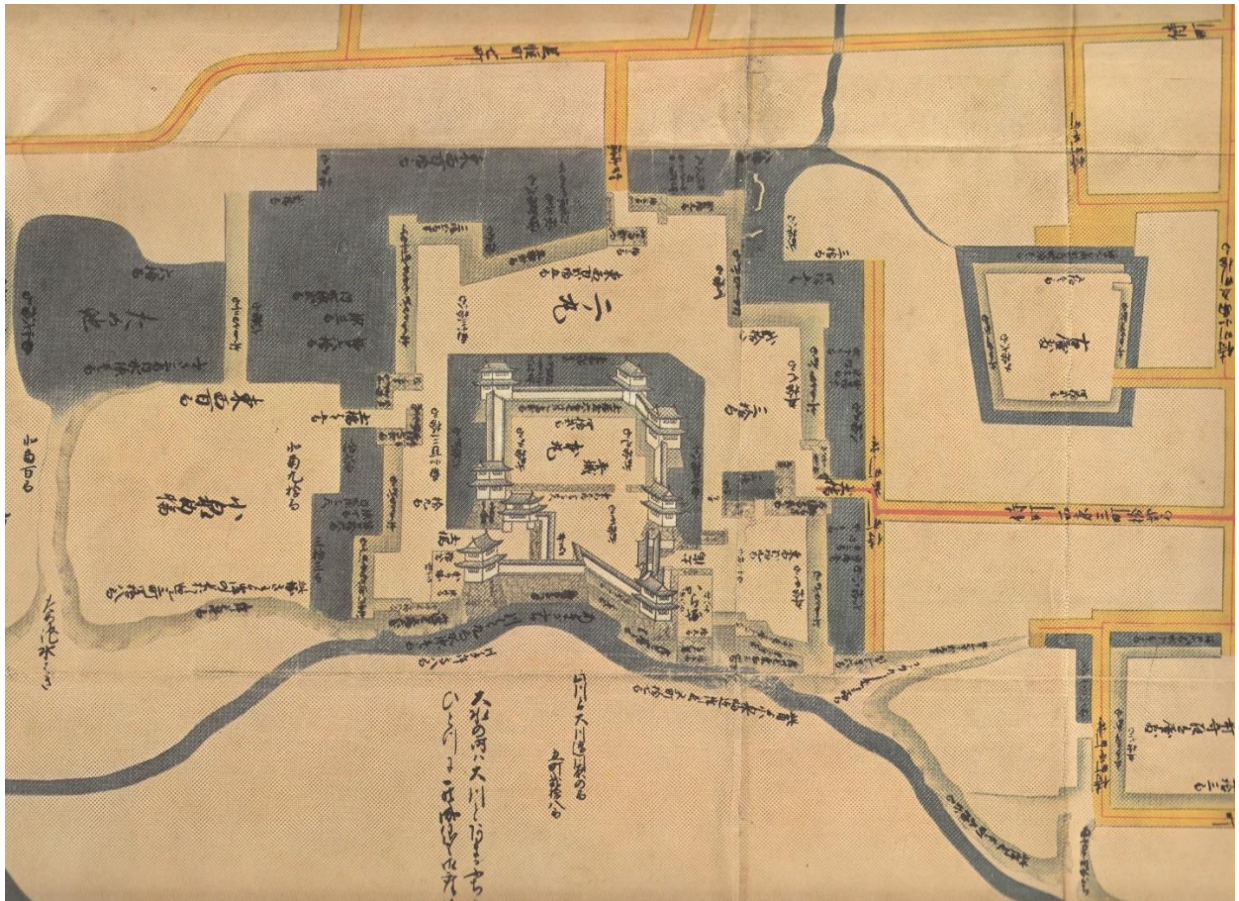


図 19 正保4年(1647) 信州上田城絵図(国立公文書館蔵) (一部)



図 20 元禄15年(1702) 仙石氏家臣屋敷割図 天保15年(1844)写(上田市立博物館蔵) (一部)

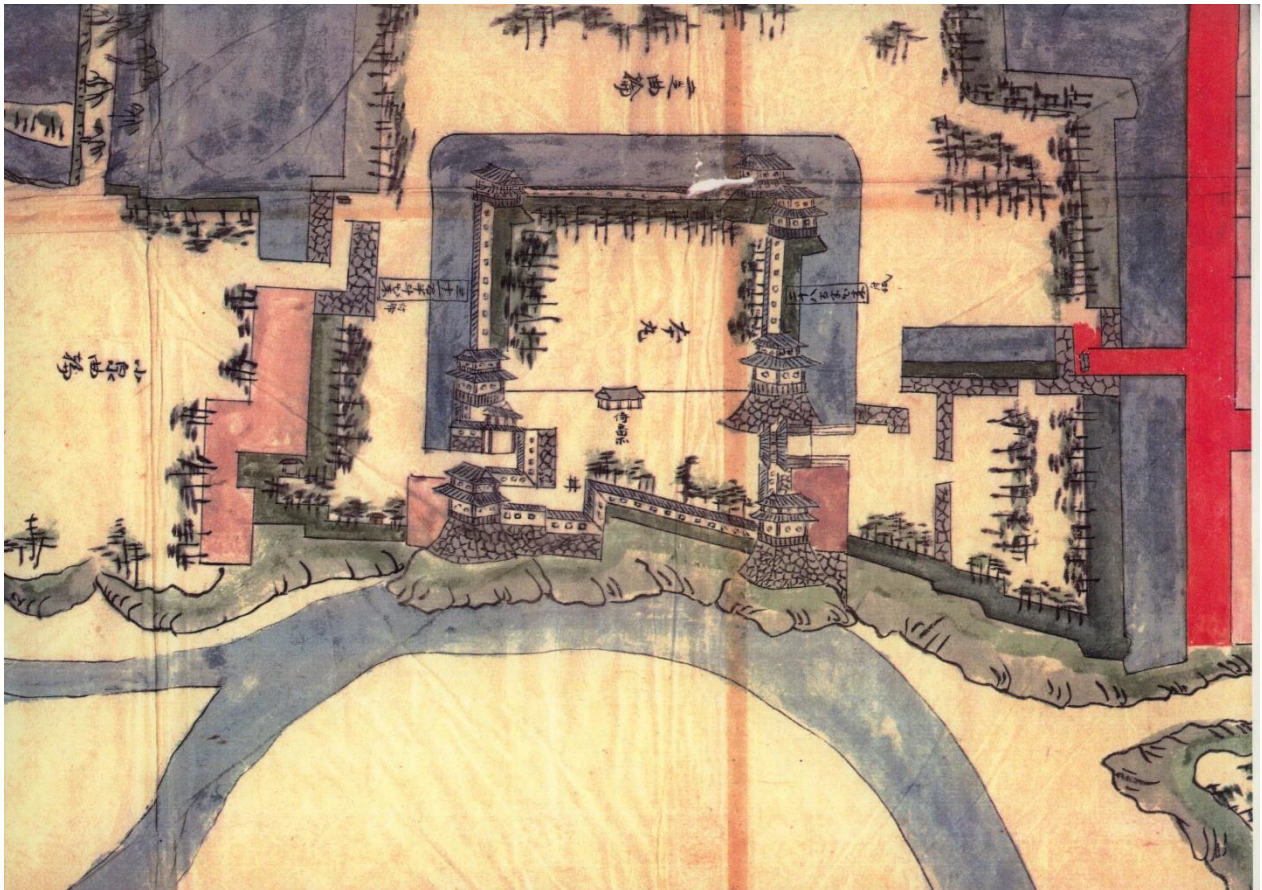


図 21 宝永 3 年(1706)～享保 20 年(1735)頃の絵図の(明治初頭の写し) (一部)
(花月文庫郷土資料附図 3 市立上田図書館蔵)

③指図・立面図

幕末から明治初頭の時期に、本丸・二の丸に所在した建造物については、払下げに関する文書や当時の絵図から判明しているが、これらの近世に作成された指図及び建造物の立面図(建地割図)は発見されていない。三の丸に所在した藩主居館の指図については松平家文書(上田市立博物館蔵)に納められている。

なお、図面としては、昭和 17 年(1942)に製図された、南櫓・北櫓の移転改築設計図の写し(図 22)を個人や上田市教育委員会が保管している。上田城址保存会による両櫓の移築復元工事は昭和 24 年に完成を見るが、工事に着手する際に文部省の指導で修正が加えられるなどされた、精緻な図面である。

西櫓及び南櫓・北櫓の構造については、昭和 56 年度から 61 年度まで行われた改修工事の際に、詳細な立面図等の図面を作

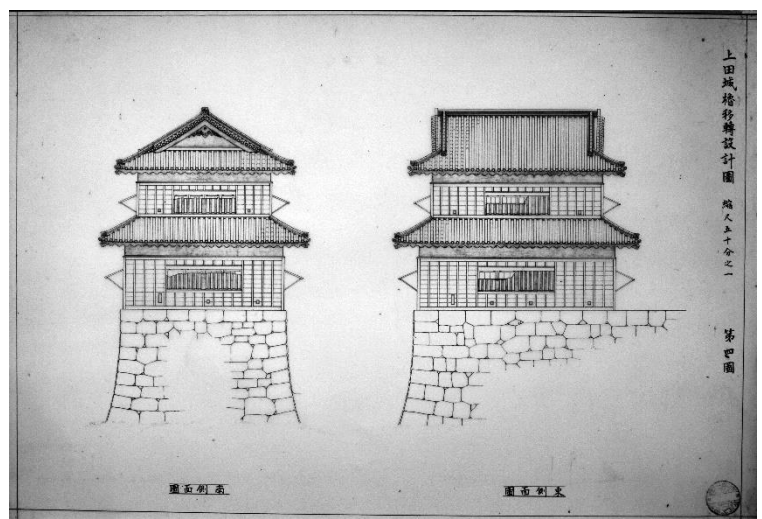


図 22 昭和 17 年(1942)「上田城櫓移転設計図 縮尺五十分之一 第四圖」 上田市教育委員会蔵

成している。

平成 25 年度から 28 年度にはこれらの詳細な構造把握と図面の作成、西櫓の初重の心柱木口から採取した小木片により放射性炭素年代測定を行い、西暦 1451 年から 1486 年の間という伐採年代を得た。また、同時に行った樹種同定でケヤキ材と判明した。

④写真（初期写真・古写真）

調査により把握した初期写真・古写真は次のとおりである。なお、ここでは鶏卵紙に印画された写真を「初期写真」とし、その他の印画紙に概ね昭和 20 年までに印画されたものを「古写真」と分類する。

a. 幕末から明治初頭に撮影された上田城の初期写真

b. 明治から昭和 20 年までに撮影された上田城跡の古写真

写真の所在確認を中心に、横浜開港資料館や長崎大学附属図書館、日本カメラ博物館（石黒コレクションほか）等で史料調査を行ったほか、デジタルアーカイブス等でも関連史料の所在を調査した。

〈上田城跡を写した最も古い写真（初期写真）〉

本丸東虎口を撮影した初期写真は、コロディオン湿板方式という透明なガラス板をネガとする撮影方法で、同時代に使用された印画紙である鶏卵紙に印画されたものである。解体前の櫓門が写っているほか、本丸内に高木が多く生えており、「カラスのねぐら」を裏付けるものである。これと同じ構図のモノクロ写真は、平成 6 年（1994）に復元された本丸東虎口櫓門の根拠史料となったほか、昭和 17 年（1942）から始まった南櫓・北櫓の移築復元の際にも文部省に提出されている。なお、この初期写真は国内では宮内庁書陵部所蔵『各種写真』、長崎大学附属図書館所蔵『ボードインアルバム（小アルバム）』、日本カメラ博物館所蔵資料（石黒敬章氏寄託『石黒コレクション』以下 3 枚）の合計 5 枚が所在することを確認している。写真 6 は鶏卵紙に印画されているが、複写であることが判明している。



写真 6 明治 11 年（1878）頃撮影の本丸東虎口（上田市立博物館蔵）

〈その他の古写真〉

上記のほかに上田城を撮影した写真は、明治から大正期についてはあまり残されていないが、明治19年から31年（1886～1898）に撮影したと考えられる写真7では三の丸から二の丸の様子を確認することができる。明治以降の建造物も写されているが、近世期のまちなみも伺うことができる。

その他、松平神社や上田監獄支署、上田市公会堂、公園整備などの様子を写した写真が多く残されている。

二の丸部分拡大

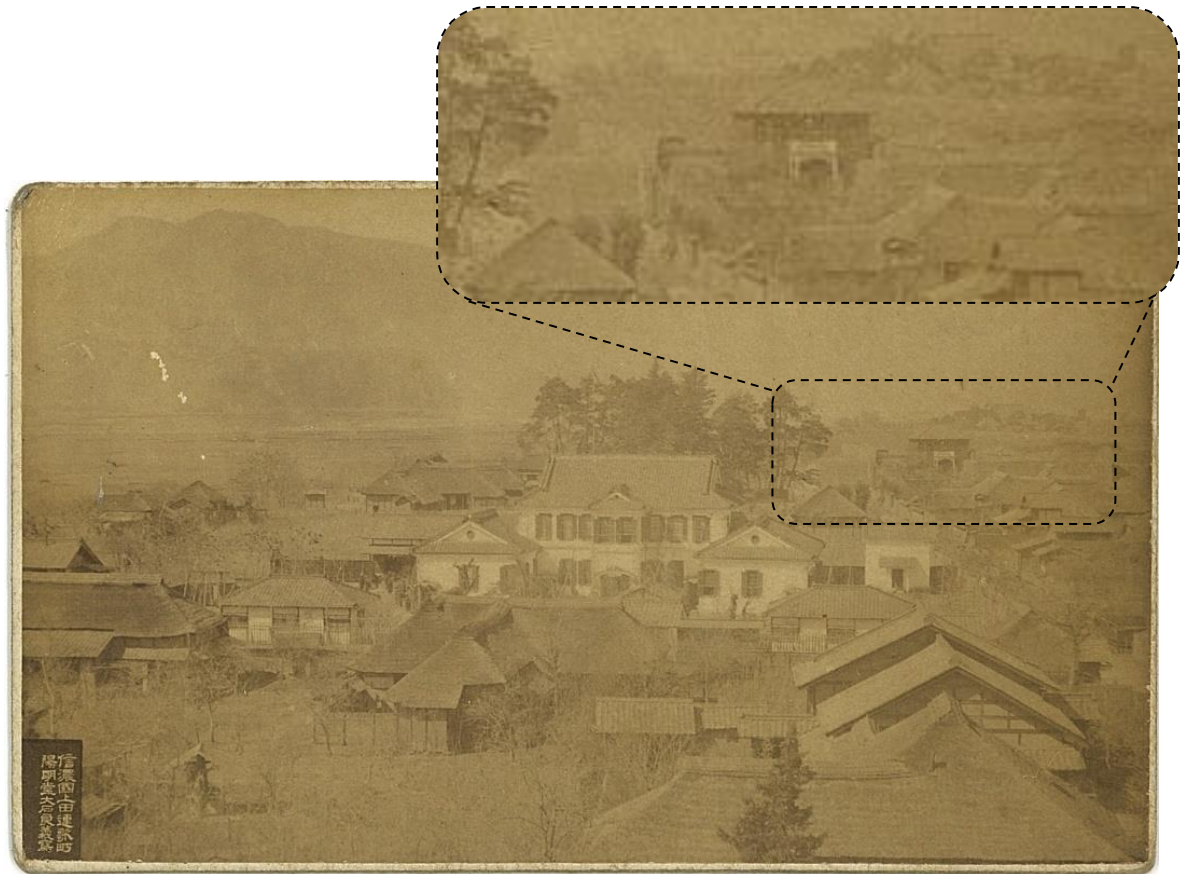


写真7 明治19年から31年（1886～1898）頃撮影の三の丸周辺（個人蔵）

⑤絵葉書（写真が印刷された葉書）

これまでの調査により把握した絵葉書は次のとおりである。

- a. 払下げ前後に撮影された上田城跡の初期写真を用いた絵葉書
- b. 明治から昭和20年までに撮影された上田城跡の古写真を用いた絵葉書

明治30年代後半以降、名勝や文化財等の写真が印刷された絵葉書が大流行し、上田城跡の写真を用いた絵葉書が数多く発行された。写真は唯一取り壊しを免れた西櫓を被写体にしたものがほとんどであるが、松平神社や招魂社の他、二の丸北東隅の土塀や堀、藩主居館等が写されているものもあり、廃城前の様子や開発の様子、植生等が分かる史料として注目される。なお、写真8のように明治11年頃の撮影と推定される本丸東虎口櫓門と櫓の初期写真の画像が用いられた絵葉書も確認している。このことから、この初期写真の画像が、当時、広く出回っていたことが想像できる。



写真 8 信州上田城（宮兵書店発行） 明治 40 年以前に発行 個人蔵

（４）現存する城郭建築（本丸櫓）

現存する本丸隅櫓は、寛永 3 年から 7 年（1626～1628）にかけて仙石忠政により復興された 7 棟の重層櫓の内の 3 棟である。この時、東西虎口の櫓門や、櫓と櫓門を繋ぐ土塀等も完成している。その後の改修等の記録は乏しいが、嘉永元年（1848）に前年の善光寺地震で傾いた櫓 2 棟を修復したという（いずれの櫓であるかは不明）。

明治 4 年（1871）の廃藩置県に至り、上田城は、兵部省の管理下となり、東京鎮台第二分営が置かれた。しかし、分営の撤退後、同 7 年（1874）に上田城は民間に払い下げられ、明治 11 年にかけて建造物は解体された。唯一解体を免れた西櫓は払下げを受けた丸山平八郎から最後の藩主・松平忠礼に献上され、藩主家資料を収納していたが、上田市に寄贈されて昭和 4 年（1929）から徴古館として利用された。

一方、北櫓・南櫓は明治 11 年（1878）頃に上田遊郭に移築され、貸座敷に転用されたが、昭和 16 年（1941）に市民運動により集めた寄付金で買い戻された。現在地への移築復元は昭和 18 年から同 24 年（1943～1949）にかけて行なわれ、昭和 34 年（1959）には西櫓・南櫓・北櫓が長野県宝に指定された。なお、「西櫓・南櫓・北櫓」という名称はこの時に付けられたもので、江戸時代には西櫓を「西川手櫓」「西矢倉」「西川手御櫓」、南櫓を「東川手櫓」「川手御櫓」、御筆^{なんす}奉行預かりの櫓（北櫓・失われた西櫓北側櫓の 2 棟）をそれぞれ「御筆^{なんす}櫓」「西御多門脇御櫓」などと呼んでいたことが判明しているが、本丸土塁上に所在した 3 棟の名称については確認できていない。

昭和 29 年（1954）から 40 年（1965）まで、3 棟の櫓は市立博物館として利用された。本丸東虎口櫓門が復元整備されるまでは南櫓のみを公開していたが、現在は北櫓も見学可能としている。なお、西櫓は内部の傷みが著しいため、文化財保護と安全確保の観点から現在は公

開していない。

櫓の保存修理工事として昭和 42 年（1967）に 3 棟の屋根替えと壁の部分修理、同 51 年から 61 年（1976～1985）にかけて屋根替え、壁塗替え、後世の改造・増設部分の撤去復旧が行なわれた。なお、3 棟とも階段は当初の形状が不明のため、撤去等せず、現状のままとされた。

現存している西櫓・北櫓・南櫓の特徴等について、以下に記す。

① 西櫓(写真 9)

- ・ 主要な構造材である柱や梁・桁・小屋束・母屋はチョウナ仕上痕や仕口等の痕跡調査の結果、柱に江戸期の修理によるとみられる若干の時期差は認められるものの、ほぼ当初材が残っているものと考えられる。
- ・ 後補の補強とみられる筋違は、1 階部分がさらに新しく改変されている。
- ・ 全体に、階段部分の改変はあるものの、ほぼ寛永期の構造形式を維持しつつ修理や補強がなされて現在に至るものと考えられる。
- ・ 筋違は本来の構造ではないので、幕末に設けられた可能性がある。その後の筋違の改変は昭和初期に徴古館とした際に、窓を開けるために行った改変とも考えられる。
- ・ 心柱に取り付く貫は一般的には設けないもので、貫を設けるために側柱を増やしている。なお、心柱は丸太材を金具で接いで用いており、1 階はケヤキ、2 階はアカマツである。
- ・ 「仙」の刻印は 1・2 階心柱、2 階東・南面柱に多数確認されている。打たれた刻印の上下や方位には一貫性が無く、高さは腰から頭の高さに打たれており、仙石氏に関する象徴的なものであるかどうかは不明である。

② 南櫓(写真 10)・北櫓(写真 11)

- ・ 2 棟とも明治期の払下げ後の移築転用と、昭和 24 年の城内移築復元がなされてきたものであり、転用時のことと考えられる柱の台カンナによる再仕上げや、心柱の丸柱から角柱への再加工等がみられるものの、主要構造部材には当初材が多く残っていると考えられる。
- ・ 柱に残る筋違の仕口痕跡から、江戸時代には別の筋違いが設けられていた時期があったと考えられ、西櫓と同様に補強や修繕がされてきたことがわかる。
- ・ 2 棟は開口位置に若干の違いはあるものの、西櫓と同様の規模及び構造形式である。
- ・ 櫓は大壁であるため壁内部での腐朽等が多く、部材も大きくないため移築されて活用される例は少ない。上田城の櫓は部材が大きいため移築することができた可能性がある。
- ・ 両櫓とも柱等の部材の表面が削られているものの、寛永時代の部材も多く残されていることが判明している。



写真 9 西櫓



写真 10 南櫓



写真 11 北櫓

(5) 災害

上田市周辺は年間降水量が 900 mm 程度と少なく、地震による被害も少ないことで知られている。しかし近年では、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間集中豪雨等の被害が目立つようになり、地震についても上田城跡付近で震度 3 以上の揺れが記録されることが増えている。

①風水害

上田城跡は千曲川の河岸段丘端部に占地し、本丸の南側の尼ヶ淵にはかつて千曲川の本流・分流があり、自然の堀の役目を果たしていた。本丸と尼ヶ淵との比高差は約 12m を数える。また、二の丸の北側には矢出沢川の水を引き込んだ、百間堀と呼ぶ広大な水堀が設けられ、城の守りを堅固なものにしていた。

ただし、強固な要害を持つ反面、洪水による尼ヶ淵崖面の崩壊等の脅威にもさらされており、近世から近代初頭には、崖面保護のために石垣の築造などの対策がされた。

築城以降、記録が残っている上田城跡周辺での風水害の発生状況は表 5 のとおりである。尼ヶ淵を流れる千曲川の本流・分流は、洪水のたびに流路を変えたことが推定され、17 世紀前半には何度か流路を変えていたことが、古文書からうかがい知ることができる。享保 17 年（1732）には、洪水で尼ヶ淵の崖面が大きく削り取られ、千曲川の本流とも推定される「大川」が崖下を流れるようになり、崖の浸食と崩落防止のために長大な石垣が築造されたことは、上田城と尼ヶ淵の関係を表現する際の好例としてよく取り上げられる。大正 2 年以降、千曲川堤防が整備され、尼ヶ淵まで川の水が及ぶことはなくなっている。



写真 12 平成 28 年尼ヶ淵崖面一部崩落

表5 上田城跡周辺における風水害による被災状況

西 暦	和 暦	月日	河 川	被災区域	被災内 容
1603	慶長 8		千曲川	尼ヶ淵	尼ヶ淵の水が涸れる（流路の変化か）。
1630	寛永 8		千曲川	諏訪部、中之条	尼ヶ淵の地形が変わり、水が涸れる。
1688	元禄 5	7.17	千曲川	諏訪部、御所	諏訪部から御所村一面が水没。
1721	享保 6	7.16	蛭沢川	原町、海野町	増水で水が小路に溢れる。
1723	享保 8	8.10	千曲川ほか	諏訪部ほか	市内各地の橋が流失。
1732	享保 17	5.18	千曲川	尼ヶ淵	尼ヶ淵崖面が崩落したため、石垣を築く。
1742	寛保 2	7.28	千曲川ほか	上田藩全域	千曲川、利根川流域で甚大な被害（戊の満水）。
1765	明和 2	4	千曲川		落橋 154、家屋流失 9、流死 1 等。
1790	寛政 2	8.5	千曲川		川除決壊 382、落橋 205 等、拝借金 4000 両。
1791	寛政 3	8.5	—	諏訪部	大暴風雨による風倒木で諏訪部神社拝殿倒壊。
1825	文政 8	5.3	千曲川	諏訪部ほか	諏訪部橋通行禁止。
1828	文政 11	7.1	千曲川ほか		暴風雨で出水。
1842	天保 13		蛭沢川ほか	柳町ほか	集中豪雨により蛭沢川、矢出沢川溢れる。
1856	安政 3	8.25	千曲川		各所で決壊。
1857	安政 4	⑤.27	矢出沢川		大風雹交じりの雷雨により溢れ、落橋 1。
1859	安政 6	6.6	千曲川ほか	上田藩全域	大風雨により家屋流失 10 など。
1859	安政 6	7.25	蛭沢川ほか	上田藩全域	豪雨により家屋流失 10 など。
1865	慶応元	⑤.15	千曲川ほか	上田藩全域	豪雨により川除等流失。塩尻の岩鼻決壊。
1896	明治 29	7.21	千曲川ほか	上田藩全域	落橋多数、流死 14、家屋流失 37。
1898	明治 31	9.7	千曲川	諏訪部ほか	落橋多数。
1910	明治 43	8.8	千曲川		畑地・鉄道線路水没。駅周辺家屋流出。
1913	大正 2				第一期千曲川改修事業開始（～昭和 16）。
1949	昭和 24				第二期千曲川改修事業開始。
1949	昭和 24	8.31	千曲川	北天神町	キティ台風により、堤防決壊し、家屋流失 10。
1951	昭和 26	6.12	—	市内全域	降電が 20 分間続く。15cm 積もる。
1958	昭和 33	9.17	千曲川ほか	市内全域	台風 21 号により、河川氾濫。大屋堤防決壊。
1959	昭和 34	8.14	千曲川ほか	市内全域	台風 7 号による強風で倒木等の被害。
1959	昭和 34	9.26	千曲川ほか	市内全域	伊勢湾台風により、甚大な被害。
1965	昭和 40	9.20	—		台風により南北櫓の鼻隠しと北櫓の窓がき損。
1981	昭和 56	8.29	—	尼ヶ淵	台風 15 号等により東南隅崖面が崩落。
1993	平成 5	4.23	—	尼ヶ淵	崖面浸透水により、南櫓下享保石垣が天端一部崩落。
1995	平成 7	7.8	—	二の丸	集中豪雨により、博物館東側の石垣が一部崩落。
1996	平成 8	7.2	—	常磐城	降電が 20 分間続く。
2004	平成 16	10.20	—	尼ヶ淵・二の丸	台風 23 号により市民会館南側と民有地南側崖面等が崩落。
2010	平成 22	1.4	—	尼ヶ淵	崖面浸透水により、南櫓台の下・空堀側の石垣が一部崩落。
2010	平成 22	7.24	—	市街地周辺	ダウンバーストにより、上田城跡及び周辺で風倒木多数。
2016	平成 28	8.18	—	尼ヶ淵	集中豪雨により尼ヶ淵の崖面が一部崩落。
2018	平成 30	9.4	—	尼ヶ淵	台風 19 号により尼ヶ淵の土砂流出。
2020	令和 2	7.11	—	尼ヶ淵	崖面浸透水により、尼ヶ淵の崖面一部崩落。

※丸囲み数字は閏月を表す。（上田市誌別巻(3)、同自然編資料を基に作成）

②地震

地震による上田城の被害は、記録に残るものが少なく、わずか 2 点の史料が知られているのみである（表 6）。近世の地震での被害は、弘化 4 年（1847）の善光寺地震（長野市を震源 M7.4）と安政元年（1854）の安政東海地震（駿河湾～遠州灘を震源 M8.4）の例がある。直下型の善光寺地震では、本丸の隅櫓 2 棟が傾き、二の丸三十間堀の水が涸れるなどの被害、安政東海地震では本丸西虎口の石垣が崩れるなどの被害があった。

廃城後は本丸の隅櫓・櫓門が西櫓を除いて撤去されていたこともあり、石垣などの建造物に関する具体的な被害状況についても記録はない。近代では市内を震源とする地震も発生しており、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や長野県北部地震など、近年は震度 3 以上の揺れにもたびたび見舞われている。

表 6 地震による被災状況（上田付近を震源とするものを中心に）

西 暦	和 暦	月 日	名称と震度（大手町）		被災内容
1703	元禄 16	12.31	元禄地震		塩田で家屋倒壊 11。
1703	元禄 16	11.22			下之郷ほかで家屋倒壊 12 棟。
1705	宝永 2	10.4			下之郷で家屋倒壊 2 棟、12 棟半傾し、20 日間屋外で炊寝。
1847	弘化 4	3.24	善光寺大地震		櫓が傾き、三十間堀の水が涸れる。
1853	嘉永 6				翌年にかけて上田周辺で地震多発。
1854	安政元	1.23	安政東海地震		本丸西虎口門脇の石垣が崩れる。寺社大破 4、家屋全壊 10 など。
1855	安政 2				～5 年にかけて地震多発。
1889	明治 22	1.8			坂城町域を中心とする強い地震。上田城跡に被害なし。
1901	明治 34				強い地震。上田城跡に被害なし。
1912	大正元	8.17	野竹を震源とする地震		野竹を震源とする M2.1、深さ 10 km の地震。墓石や碑がずれたり、石垣が倒れるなどの被害。余震は 1 ヶ月あまり続く。上田城跡に被害なし。
1916	大正 5	2.22			浅間山の火山活動に伴う地震。上田城跡に被害なし。
1923	大正 12	9.1	関東地震（関東大震災）		上田城跡に被害なし。余震が 2、3 日続く。市内では墓石・堀の倒壊などの被害。
1965	昭和 40	8.3	松代群発地震		石垣損壊。翌年、市内を震央とする地震 3 回。川西地域の池 5 ヶ所が被害。
1984	昭和 59	9.14	長野県西部地震		上田城跡に被害なし。
1986	昭和 61	8.24	丸子を震源とする地震		上田城跡に被害なし。丸子の八日町を震源とする M4.9 の地震。ブロック塀が崩れるなどの被害。
2004	平成 16	10.23	新潟県中越地震	3	上田城跡に被害なし。
2007	平成 19	7.16	新潟県中越沖地震	4	上田城跡に被害なし。
2011	平成 23	3.11	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	4	上田城跡に被害なし。
2011	平成 23	3.12	長野県北部地震	3	上田城跡に被害なし。
2012	平成 24	7.10	長野県北部を震源とする地震	3	上田城跡に被害なし。
2014	平成 26	11.22	神城断層地震	3	上田城跡に被害なし。
2015	平成 27	5.30	小笠原諸島西方沖を震源とする地震	3	上田城跡に被害なし。
2017	平成 29	12.6	長野県中部を震源とする地震	4	上田城跡に被害なし。
2021	令和 3	2.13	福島県沖を震源とする地震	3	上田城跡に被害なし。
2022	令和 4	3.16	福島県沖を震源とする地震	3	上田城跡に被害なし。
2024	令和 6	1.1	能登半島地震	4	上田城跡に被害なし。

※震度は 1996 年 10 月 1 日改定の震度階級による。（上田市誌別巻(3)を基に作成）

③火災

慶長 6 年に破却された上田城は真田信之に与えられたものの、信之は三の丸に藩主居館を構え、藩政を執った。後に城を復興した仙石忠政は本丸に隅櫓等を整備したが、藩主居館は三の丸に置いたままとし、明治維新までこの体制が維持された。こうした事情もあり、城内を出火元とする火災についての記録は現在のところ確認できない。ただし、藩主居館は二度の火災を被り、寛政元年（1789）の火災では建物が全焼した。

表 7 火災による被害状況

西 暦	和 暦	月 日	出 火 場 所	被 災 内 容
1730	享保 15	12.25	藩主居館（三の丸）	建物焼失する。
1789	寛政元	⑥.14	藩主居館（三の丸）	全焼する。現在の表門は火災後に再建したもの。

※丸囲み数字は閏月を表す。（出典：上田市誌別巻(3)）

（6）植生

①近世の状況

廃城前の上田城の様子を示すものとして、「カラスのねぐら」という表現がよく使われるが、当時の本丸と二の丸はマツ・スギの大木やタケがうっそうと生い茂る林だったと伝えられている。宝暦 11 年（1761）の上田騒動の記録「上田縞崩格子」^{うえだじまくずれごうし}では、上田城をねぐらにするカラスが大騒ぎしたという異変を一揆勃発^{ぼくぱつ}の前兆として描いており、同じく「上田騒動実記」にも同様の表現を見ることができる。また、赤松小三郎が城の番人を「烏の番人」と表現するなど、江戸中期以降、上田城とカラスを結び付けて揶揄することは人々の間で一般的だったのだろう。実際、廃城後に払い下げられたマツやスギは、周囲が 75 から 270cm に及ぶものが 950 本もあったことが知られている。

近世の上田城の絵図には、当時植えられていた樹木とその範囲を推測できる史料もある（図 21）。絵図を素直に評価するのは危険な面もあるが、元禄 15 年（1702）の絵図には本丸・二の丸の土塁にしかなかった樹木が、享保年間の絵図では僅かに平地にも樹木が描かれるようになり、寛政年間のものとなる絵図では本丸の下の段を除いたほとんどの場所が緑色に塗られ、樹木があったように描かれている。絵図の樹木はほとんどがマツを表現しているようだが、元禄の絵図ではスギや落葉樹など、マツ以外の樹木をいくつか描き分けている。

『上田市誌』自然編(3)では、本丸のスギ、エンジュ、シラカシ、ムクロジの大木、園内の所々にある太いケヤキやイチョウなどは、その大きさなどから廃城前から上田城跡にあったものと推定している。このうち、尼ヶ淵に面するスギ並木は仙石忠政が城を復興した 17 世紀前半頃に植えたものとしている。

石垣の隙間に自生するチチッパベンケイは、石垣と無関係ではないことから、近世にも城跡にあった植物と考えられる。

② 廃城後の状況

廃城後の本丸の様子が判明する史料として、明治 10 年頃に撮影されたと推定される東虎口の写真がある。本丸内にはスギの大本が見られることから、上記の状況を追認できよう。また、やや時間をおいた明治 28 年（1895）に制作された松平神社の図は、銅版画で桜の花が咲いている季節を描いたもので、本丸にはサクラ、スギ、ヤナギ、落葉樹、常緑樹などが見られる。明治 40 年頃に印刷された絵葉書からも、この状況が確認できる。

また、大正 5 年（1915）頃に撮影された本丸西虎口の写真には、一面が桑畑となった状況が写っている。先の松平神社の図では、既に一部が桑畑と化した状況が描かれており、公園となった本丸以外は桑畑などに変貌していった状況が推定できよう。なお、数はわずかだが、城跡のなかで野生化したクワを見ることができる。

③ 二の丸の公園化と植生の現況

二の丸の公有化が進み、公園として整備される過程で様々な樹木が植えられた。その経過は記録に乏しく、古写真や現状から推測することしかできないが、現在も園内に見られるヒマラヤスギやメタセコイアの本丸は、当時植えられたものと推定できる。

二の丸東虎口周辺は、公会堂の目前という事もあり、早い時期にサクラが植えられたようだ。昭和初年頃の写真には、樹高が 2m を超えるようなサクラが見事な花を咲かせている光景が写っている。また、マツや広葉樹、ツツジと思われる低木も確認できる。

本丸堀周辺に所在するソメイヨシノが植えられた時期については、昭和 3 年ごろに撮影された写真には写っていないので、少なくともそれ以降に植えられたことが分かる。また、昭和 15 年から 19 年の写真には、人の背丈よりも少し高いサクラの木が写っている。

戦後、二の丸南西部には「信州の花木園」が整備された。また、昭和末期までは本丸を日本庭園に整備するという構想が主流を占めるなど、城郭本来の景観にはそぐわない植栽あるいは計画がされた。なお、二の丸のシダレグワ並木は昭和 62 年に植えられたものである。

令和 4 年時点での公園で見られる樹木の構成は表 8 のとおりである。図 23 のように本丸はカエデ、ウメ、カシ、ソメイヨシノなどの在来種の落葉広葉樹を主体とし北東隅にはムクロジが、尼ヶ淵上にはスギ、本丸堀の周辺にはソメイヨシノ等の桜が多く植樹されている。二の丸については東側にツツジ群やモミジやケヤキが植樹されているほか、北側の招魂社周辺にはスギ、西側の花木園には県内にみられる様々な樹種が見られる。来訪者が多く通る二の丸東側の堀にはケヤキ並木が形成され、直射日光を避ける効果を果たしているほか秋の紅葉シーズンの目玉となっている。また、ウマノスズクサ・シロバナタンポポ・ツユクサ・クサノオウ・ハルジオン・タチツボスミレ・カラスビシャク・ドクダミ・ヨモギ・シロツメクサ・セイヨウタンポポ・ヒメオドリコソウ・アレチウリ・オニウシノケグサ・ヒゲナガスズメノチャヒキなどのほか、四季を通じて 100 種を下らない野草があると考えられる。また、石垣に見られるツタやチチツパベンケイ、ノキシノブ、コケなどは、城跡ならではの植生といえよう。

表 8 上田城跡公園の植栽樹木（地区別）

区域	樹木名							
本丸	アカマツ	アベリア	アメリカガキ	アンズ	イチイ	イチヨウ	イトヒバ	
	イヌエンジュ	イロハモミジ	ウメ	エノキ	エンジュ	カキ	カラマツ	
	クヌギ	クルミ	クワ	ケヤキ	コウヤマキ	サカキ	サクラ	ザクロ
	サトザクラ	サルスベリ	サワラ	シダレザクラ	シモツケ	シラカシ	スギ	
	ズミ	ソメイヨシノ	タケ	チャボヒバ	ツツジ	ツルマサキ	ナワシログミ	
	ナナカマド	ニシキギ	ヌマミズキ	ネズミモチ	ネム	ハナミズキ	ハルニレ	
	ヒガンザクラ	ヒノキ	ヒバ	ヒマラヤスギ	フジ	ベニシダレザクラ		
	ハウノキ	マグワ	マサキ	マルメロ	ムクロジ	ムラサキヒキブ	メタセコイア	
	モミジ	ヤマナシ	ユキヤナギ	レッドロビン				
二の丸	アオキ	アカシア	アカマツ	アジサイ	アセビ	アベリア	アンズ	イチイ
	イチジク	イチヨウ	イトスギ	イトヒバ	イブキ	イボタノキ	ウグイスカズラ	
	ウツギ	ウバメガシ	ウメ	ウメ（白加賀）	ウメモドキ	エノキ	エンジュ	
	オオシマザクラ	カエデ	カキ	カシ	カジ	カシワ	カナメモチ	キハダ
	キリ	キンモクセイ	クルミ	クマシデ	クジャクヒバ	クロマツ	クワ	
	ゲッケイジュ	ケヤキ	コウメ	コウバイ	コウヤマキ	コナラ		
	コハウチワカエデ	コヒガンザクラ	コブシ	サクラ	ザクロ	サクラ（ウコン）		
	サザンカ	サツキ	サツキツツジ	サルスベリ	サワラ	サンシュユ	シダレグワ	
	シダレザクラ	シナノキ	シモツケ	シャクナゲ	シュロ	シラカシ	シラカバ	
	シロヤマブキ	スギ	ソノサトキザクラ	ソメイヨシノ	チョウセンゴヨウ	ツツジ		
	ツゲ	ツルウメモドキ	トウカエデ	ドウダンツツジ	トチノキ	ナラ	ナンテン	
	ニオイヒバ	ニシキギ	ヌマスギ	ネムノキ	ハウチワカエデ	ハギ	ハナミズキ	
	ヒイラギ	ヒガンザクラ	ヒイラギ	ヒノキ	ヒバ	ヒマラヤスギ	ヒムロ	
	ヒメコブシ	ビャクシン	ヒュウガミズキ	ブナ	プラタナス	ブンゴ	ホオノキ	
	ボケ	マサキ	マツ	マユミ	マンサク	メタセコイア	ムクゲ	ムベ
	ムラサキシキブ	モミ	モミジ	ヤツデ	ヤブツバキ	ヤマザクラ		
	ヤマザクラ（マツベニ）	ヤマブキ	ヤマボウシ	ヤマモミジ	ユキヤナギ	ユズリハ		
	ヨウコウ	ライラック	リュウキュウツツジ	レンギョウ	レンゲツツジ			
	ロトウザクラ	ローリエ						
尾ヶ淵	アカマツ	カジ	ケヤキ	サクラ	サワラ	スモモ	ソメイヨシノ	
	マサキ	モミジ						

※色分けは図 23 に準ずる

表9 官報告示 ※原文のまま掲載したため、旧字や句点はそのまま使用している。ただし、改行等は適宜改変した。

◎文部省告示第三百十二号號
 史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通り指定ス
 昭和九年十二月二十八日

文部大臣 松田 源治

第一類

史蹟

名勝 地名

上田城址 長野縣上田市大字

上田字上田

地域

六二六〇番ノ一、六二六〇番ノ二、六二六〇番ノ四、六二六一番ノ一、六二六一番ノ二、
 六二六一番ノ四、六二六二番ノ一、六二六二番ノ三、六二六二番ノ四、
 自六二六三番ノ一至六二六三番ノ三、六二六三番ノイ、六二六三番ノ一ノ一、
 六二六三番ノ二、六二六三番ノロノ三、六二六四番ノ一、六二六四番ノ二、
 六二七一番、六二七一番ノ一、六二七二番ノロ、六二七八番ノ一、六二七九番、
 六二七九番ノ一、六二七九番ノ二、六二八〇番、六二八一番ノイ、六二八一番ノロ、
 自六二八二番ノイ至六二八二番ノ二、六二八三番ノ一、六二八三番ノ二、六二八四番ノ一、
 六二八四番ノイノ一、六二八四番ノイノ二、六二八八番、六二八九番ノイ、六二八九番ノロ、
 六二九〇番ノ一、六二九〇番ノ二、六二九一番ノ二、六二九一番ノ四、
 六二九二番ノイ内一段二十八歩、六二九三番ノイ、六二九四番、六二九五番ノイ、
 六二九五番ノロ、自六二九六番ノ一至六二九六番ノ四、
 自六二九七番ノ一至六二九七番ノ四、自六二九八番ノ一至六二九八番ノ三、
 自六二九九番至六三〇一番、自六三〇二番ノ一至六三〇二番ノ四、六三〇三番、
 六三〇四番ノイ、六三〇四番ノロ、六三〇五番ノ一内二畝十五歩、六三〇五番ノ二、
 六三〇五番ノ三内三畝歩、六三〇五番ノ四、六三〇六番ノ一、六三〇六番ノ二、
 六三〇六番ノイ、六三〇七番、自六三〇八番ノ一至六三〇八番ノ四、
 自六三〇九番至六三一二番、六三一二番ノイ合併ノ一、六三二三番ノイ合併ノ二、
 六三一四番六三一五番六三二三番口合併、六三一六番、六三一七番、
 六三一八番イノ一内五畝二十九歩、六三一八番、六三二〇番、六三二一番ノイ、
 六三二一番ノロ、六三二二番、六三二三番ノ二、六三二三番ノイ、
 自六三二四番ノイ至六三二四番ノハ、六三二五番ノ一、六三二五番ノ三、
 六三二五番ノ五、六三二五番ノ七、六三二六番ノ一、六三二六番ノ三、六三二六番ノ五、
 六三二六番ノ一〇、六三二六番ノ一二、六三二五番六三二六番六三二七番六三三〇番
 合併イノ一、六三二五番六三二六番六三二七番六三三〇番合併イノ二、
 六三二六番六三二七番六三三〇番合併ノロ、六三二八番、六三二九番、
 自六三三一番ノイ至六三三一番ノハ、六三三一番ノ二内一畝八歩、
 六三三二番ノ一内四畝二十九歩、六三三二番ノ一、六三三二番、六三三二番ノ一、
 六三三三番、六三三三番、六三三三番ノイ、六三三三番ノロ、六三三四番、合ワノ一、
 合ノツ、合ノネ、合ノホ、自六三三番ノ一、六三三三番ノ二、六三三三番ノ三、六三三三番ノ四、
 三合ヨノ一、三合ヨノ二、三合ノタ、三合レノ一、三合レノ二、三合ソノ一、三合ソノ二、
 三合ツノ一、三合ツノ二、七合甲イノ一内二畝二十歩、七合ノロ内六畝十二歩、
 七合ノエ内三畝九歩、七合ノヒ内三畝九歩、七合ノヒ内三畝九歩、七合ノモ三畝十九歩、
 七合ノセ内二畝二十八歩、七合ノス
 五三三九番ノ二、五三三九番ノ四
 一九三七番

同字舊館
 同大字常磐城字城下
 同字上田城廻

右地域内二介在スル道路敷
 一〇三六番ノ一内二十五歩、一〇三七番内一畝四歩、一〇四四番ノ一内二十歩
 一〇四四番ノ二内一歩、一〇四五番ノ一内二十八歩

表 10 史跡指定時と現在の地番対照表

史跡指定時の地番		現在の地番	
上田字上田	6260 番ノ 1	二の丸	6260-1
	6260 番ノ 2	大手 1 丁目	6260-2
	6260 番ノ 4	大手 1 丁目	6260-4
	6261 番ノ 1	二の丸	6261-1
	6261 番ノ 2	大手 1 丁目	6261-2
	6261 番ノ 4	大手 1 丁目	6261-4
	6262 番ノ 1	大手 1 丁目	6262-1
	6262 番ノ 3	二の丸	6262-3
	6262 番ノ 4	大手 1 丁目	6262-4
	6263 番ノ 1	二の丸	6263-1
	6263 番ノ 2	大手 2 丁目	6263-2
	6263 番ノ 3	大手 2 丁目	6263-3
	6263 番ノ イ	二の丸	6263-イ、 6264-イ
	6263 番イノ 1	二の丸	6263-イ - 1、6265-イ
			6266-イ、 6267-イ
			6285-イ、 6285-ロ
			6286-ロ、 6286-ハ
			6286-ニ、 6287-イ
			6287-ロ、 6277、6275
			6274、 6273-イ
			6268-イ、 6272-イ
	6263 番イノ 2	二の丸	6263-イ -2
	6263 番ロノ 3	大手 2 丁目	6263-7
	6264 番ノ 11	二の丸	6264-11
	6264 番ノ 12	二の丸	6264-12
	6271 番	二の丸	6271
	6271 番ノ 1	二の丸	欠
	6271 番ノ ロ	二の丸	6272-ロ
	6278 番ロノ 1	二の丸	6278-ロ -1
	6279 番	二の丸	6279
	6279 番ノ 1	二の丸	6279-1
	6279 番ノ 2	二の丸	6279-2
	6280 番	二の丸	6280
	6281 番ノ イ	二の丸	6281-イ
上田字上田	6281 番ノ ロ	二の丸	6281-ロ
	6282 番ノ イ	二の丸	6282-イ
	6282 番ノ ロ	二の丸	6282-ロ
	6282 番ノ ハ	二の丸	6282-ハ
	6282 番ノ ニ	二の丸	6282-ニ
	6283 番ノ 1	二の丸	6283-1
	6283 番ノ 2	二の丸	6283-2
	6284 番ノ 1	二の丸	6284-1
	6284 番イノ 1	二の丸	6284-2
	6284 番イノ 2	二の丸	6284-イ -2

史跡指定時の地番		現在の地番	
	6288 番	二の丸	6288
	6289 番ノ イ	二の丸	6289-イ
	6289 番ノ ロ	二の丸	6289-ロ
	6290 番ノ 1	二の丸	6290-1
	6290 番ノ 2	二の丸	6290-2
	6291 番ノ 2	二の丸	6291-2
	6291 番ノ 4	二の丸	6291-4
	6292 番ノ イ 内 1 段 28 歩	二の丸	6292-イ
	6293 番ノ イ	二の丸	6293-イ
	6294 番	二の丸	6294
	6295 番ノ イ	二の丸	6295-イ
	6295 番ノ ロ	二の丸	6295-ロ
	6296 番ノ 1	二の丸	6296-1
	6296 番ノ 2	二の丸	6296-2
	6296 番ノ 3	二の丸	6296-3
	6296 番ノ 4	二の丸	6296-4
	6297 番ノ 1	二の丸	6297-1
	6297 番ノ 2	二の丸	6297-2
	6297 番ノ 3	二の丸	6297-3
	6297 番ノ 4	二の丸	6297-4
	6298 番ノ 1	二の丸	6298-1
	6298 番ノ 2	二の丸	6298-2
	6298 番ノ 3	二の丸	6298-3
	6299 番	二の丸	6299
上田字上田	6300 番	二の丸	6300
	6301 番	二の丸	6301
	6302 番ノ 1	二の丸	6302-1
	6302 番ノ 2	二の丸	6302-2
	6302 番ノ 3	二の丸	6302-3
	6302 番ノ 4	二の丸	6302-4
	6303 番	二の丸	6303
	6304 番ノ イ	二の丸	6304-イ
	6304 番ノ ロ	二の丸	6304-ロ
	6305 番ノ 1 内 2 畝 15 歩	二の丸	6305-1
	6305 番ノ 2	二の丸	6305-2
	6305 番ノ 3 内 3 畝歩	二の丸	6305-3
	6305 番ノ 4	二の丸	6305-2
	6306 番ノ 1	二の丸	6306-1
	6306 番ノ 2	二の丸	6306-2
	6306 番ノ イ	二の丸	6306-2
	6307 番	二の丸	6306-2
	6308 番ノ 1	二の丸	6308-1
	6308 番ノ 2	二の丸	6308-2
	6308 番ノ 3	二の丸	6308-3
	6308 番ノ 4	二の丸	6308-4
	6309 番	二の丸	6309
	6310 番	二の丸	6310
	6311 番	二の丸	6311
	6312 番	二の丸	6312
	6313 番イロ 合併ノ 1	二の丸	6313

史跡指定時の地番		現在の地番	
	6313 番イロ 合併ノ2	二の丸	6313-2
	6314 番 6315 番 6323 番ロ 合併	二の丸	6314-1
	6316 番	二の丸	6316
	6317 番	二の丸	6317
	6318 番イノ 1ノ2内5畝 29歩	二の丸	6318-イ-1- 2
	6319 番	二の丸	6306-2
上田字上田	6320 番	二の丸	6306-2
	6321 番ノイ	二の丸	6321-イ
	6321 番ノロ	二の丸	6321-ロ
	6322 番1	二の丸	6322-1
	6322 番ノ2	二の丸	6322-2
	6323 番ノイ	二の丸	6323-イ
	6324 番ノイ	二の丸	6224-イ
	6324 番ノロ	二の丸	6224-ハ
	6324 番ノハ	二の丸	6224-ロ
	6325 番ノ1	常磐城1丁目	6325-1
	6325 番ノ3	二の丸	6325-3
	6325 番ノ5	二の丸	6325、 6326、6327 6330 合-イ -4
	6325 番ノ7	二の丸	6325-7
	6326 番ノ1	二の丸	6326-1
	6326 番ノ3	二の丸	6326-3
	6326 番ノ5	二の丸	6326-5
	6326 番ノ10	二の丸	6326-10
	6326 番ノ12	二の丸	6326-12
	6325 番 6326 番 6327 番	二の丸	6327-1
	6330 番合併 ノ1		
	6325 番 6326 番 6327 番	二の丸	6327-2
	6330 番合併 ノ2		
	6326 番 6327 番	二の丸	6327-3
	6330 番合併 ノロ		
	6328 番	二の丸	6328
	6329 番	二の丸	6329
	6331 番ノイ	二の丸	6331-イ
	6331 番ノロ	二の丸	6331-ロ
	6331 番ノハ	二の丸	6331-ハ
	6331 番ノニ 内1畝8歩	二の丸	6331-ニ
	6331 番ノヘ 内4畝29歩	二の丸	6331-ヘ
	6331 番ノト	二の丸	6331-ト
	6332 番	二の丸	6332
上田字上田	6332 番ノ1	二の丸	6332-1
	6333 番	二の丸	6333
	6336 番	二の丸	6336

史跡指定時の地番		現在の地番	
	6339 番ノイ	二の丸	6339-イ
	6339 番ノロ	二の丸	6339-ロ
	6340 番	二の丸	6340
	合ワノ1	二の丸	6264-25
	合ノツ	二の丸	6264-30
	合ノネ	二の丸	6264-31
	合ノノ	二の丸	6264-28?
	3 合ノホ	二の丸	6327-4
	3 合ノヌ	二の丸	6330-1
	3 合ノル	二の丸	6327-5
	3 合ノヲ	二の丸	6330-2
	3 合ノワ	二の丸	6327-8
	3 合カノ1	二の丸	6327-7
	3 合カノ2	二の丸	6327-6
	3 合ヨノ1	二の丸	6330-3
	3 合ヨノ2	二の丸	6330-4
	3 合ノタ	二の丸	6330-5
	3 合レノ1	二の丸	6330-6
	3 合レノ2	二の丸	6330-7
	3 合ソノ1	二の丸	6330-8
	3 合ソノ2	二の丸	6330-9
	3 合ツノ1	二の丸	6330-10
	3 合ツノ2	二の丸	6330-11
	7 合甲イノ1 内2畝20歩	二の丸	6334-17
	7 合ノロ内6 畝12歩	二の丸	6334-20
	7 合ノエ内3 畝9歩	二の丸	6334-66
	7 合ノヒ内3 畝9歩	二の丸	6334-67
	7 合ノモ内3 畝19歩	二の丸	6334-68
	7 合ノセ内2 畝28歩	二の丸	6334-69
	7 合ノス	二の丸	6334-70
上田字上田	5339 番ノ2	大手1丁目	5339-2
	5339 番ノ4	大手1丁目	5339-4
常磐城字城下	1937 番	常磐城1丁目	1937
上田字上田 城廻	1036 番ノ1 内25歩	常磐城1丁目	1100-1
	1037 番内1 畝4歩	常磐城1丁目	1100-2
	1044 番ノ1 内20歩	常磐城1丁目	1100-2
	1044 番ノ2 内1歩	常磐城1丁目	1100-2
	1045 番ノ内 28歩	常磐城1丁目	1100-2

※土地の所有状況については第7章第5節（P134）参照

(6) 指定説明

指定ノ事由	保存要目、史跡の部第四ニ依ル (古城跡、城砦、防塁、古戦場、国郡庁跡其ノ他政治軍事ニ関係深キ史跡)
保存ノ要件	公益上必要止ムヲ得ザル場合ノ他現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス
指定地籍	民有地百六十四筆ノ内空側十一町二反三畝二歩五合八勺 外二右地域内ニ介在スル道路敷
指定説明	千曲河畔尼ヶ淵ノ河岸臺地ニアリ天正十一年真田昌幸ノ築キタル平城ニシテ同十三年徳川家康ノ将大久保忠世鳥居元忠等之ヲ攻メテ抜クコト能ハス慶長五年昌幸幸村父子此城ニ籠リテ徳川秀忠ノ西上ヲ遮リ遂ニ秀忠ヲシテ関ヶ原戦ニ参加スルコト能ハサラシメタリ 今三ノ丸区域ハ殆ト舊形ヲ変セルモ本丸二ノ丸ニハ土壘濠趾等アリ南面及東西虎口附近ニハ石垣ヲ存シ且本丸ノ西南隅櫓ハ猶舊規ヲ存シ今徴古館ニ充用セラル (千曲川の河畔・尼ヶ淵の河岸段丘上にあり、天正 11 年に真田昌幸が築いた平城で、同 13 年に徳川家康の家臣であった大久保忠世、鳥居元忠らがこれを攻めたが、落城させることができなかった。慶長 5 年には昌幸・幸村父子が籠城して徳川秀忠の西上を遮り、ついに秀忠が関ヶ原合戦に参戦することができなかった。今、三の丸区域はほとんど旧状を変えてしまったが、本丸と二の丸には土塁や堀跡などが残り、南面及び東西虎口付近には石垣があり、且つ本丸の西南隅櫓は未だ旧規のままで今は徴古館として利用されている。)

(7) 指定地の状況



写真 13 史跡全景



写真 14 本丸下段(真田神社) 東から



写真 15 本丸上段 東から



写真 16 本丸堀(北東隅) 北東から



写真 17 本丸堀南東隅 北から



写真 18 本丸堀西側 南から



写真 19 本丸東虎口 東から



写真 20 本丸西虎口 北から



写真 21 二の丸橋および二の丸東虎口 東から



写真 22 二の丸堀(南東側) 南から



写真 23 二の丸北虎口 東から



写真 24 二の丸西虎口 東から



写真 25 二の丸南東側 北東から



写真 26 二の丸東側 西から



写真 27 二の丸北側 西から



写真 28 二の丸西側 南から



写真 29 ニヶ淵西側 南東から



写真 30 ニヶ淵東側 南西から

第3節 発掘調査成果

(1) 調査の目的

上田城跡では、平成2年度の整備基本計画策定以降、整備事業実施の前提として遺構の規模や構造、残存状況等を確認するための発掘調査を実施してきた。その主な目的は、工作物の設置に伴う試掘調査、本丸及び二の丸の遺構確認調査、尼ヶ淵崖面崩落防止工事に伴う確認調査に大別することができる。

(2) 調査の結果

平成2年度から7年度にかけて実施した発掘調査において、本丸では、東・西虎口の石垣や門に関連する遺構が発見された。本丸隅櫓（北西1棟、北東隅2棟）の心柱礎石は、3棟のうち2棟は本来の位置からずれていると推測されるが、小礫列と大引礎石等から、3棟ともほぼ平面形を確認できた。二の丸では、東虎口で葺堀台の基礎と考えられる遺構、北・西虎口の石垣や門に関連する遺構が発見された。遺構の状況は良好とはいえないものであったが、近世の上田城跡の状況について検討する際の基礎資料を得ることができた。

平成21年度以降は、石垣基礎調査に係る調査のほか、本丸下の段や二の丸を中心に調査を実施した。本丸下の段では、真田期と考えられる金箔瓦の破片が出土するも、近代の瓦と混在しており、土塁の一部が新たに盛られたものであることや近代の建物に伴う遺構などを確認した。二の丸東虎口では、葺堀台東側の根石を据え直している状況を、二の丸東北隅では、堀の法面と考えられる地山の落ち込みを確認できた。また、土塁の多くは近代以降の盛土であることや二の丸東側の広い範囲で土層の攪乱が確認でき、近代以降の建造物の遺構も検出された。

発掘調査位置や箇所ごとの調査概要について、表11及び図25にまとめた。

表11 史跡上田城跡発掘調査概要

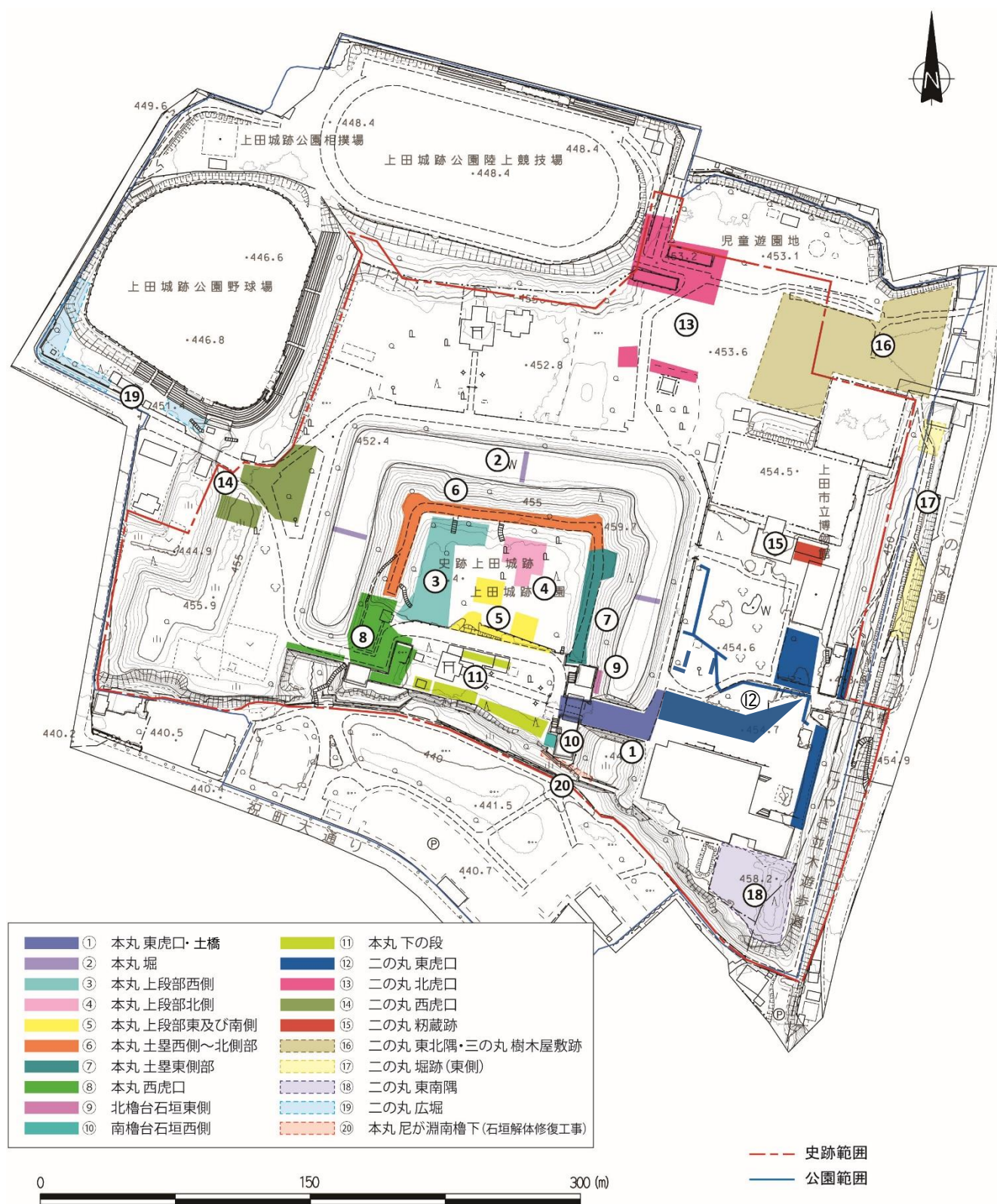
番号	発掘箇所	年度	成 果	報告書発行等年度
①	本丸東虎口	H2	櫓門の遺構を確認。	平成3年度
	本丸東虎口 (石垣基礎調査)	H21	近世(松平氏)の盛土層を確認。(仙石氏時代の瓦等が混入)	平成21年度
		H21	近代以降の粘土による版築、瓦溜まり、暗渠を確認。	
②	本丸堀	H2	堀底からの堆積物が1～1.5mであることを確認。	平成3年度
	本丸堀 (浚渫)	H3	北西部～南西部から真田氏時代と思われる瓦(金箔鯉瓦含む)が出土。水面付近の土塁中にも層状に確認。南西部からは緑色凝灰岩の石垣材が検出。	平成3年度
		H3	慶長期の破却によって瓦・石垣等も本丸堀へ埋められ、仙石忠政による復興工事の際に掘り起こした際に残ったものと考えられる。	
③	本丸上段部西側	H5	近世の遺構は検出されなかった。現地表面下約2mから真田氏時代の瓦が出土する層を検出。	平成9年度
④	本丸上段部北側	H6	招魂社等近代以降の建造物の痕跡を確認。仙石氏時代の水路跡と推定される配石遺構を検出。	

番号	発掘箇所	年度	成 果	報告書発行等年度
⑤	本丸 上段部東及び南側	H7	近代以降の攪乱により遺構は確認されなかった。本丸の上段と下段とを分ける石垣の裏込石が 2m程あり、当初は高い石垣を築く予定であった可能性が考えられる。	
⑥	本丸 土塁西側～北側部	H6	土塁上に 2 棟の櫓の痕跡(心柱礎石、礫列等)と土塀基礎と考えられる石列を検出。	
⑦	本丸土塁東側部	H7	隅櫓 1 棟の痕跡(心柱礎石、礫列等)を検出。H6 の発掘調査の結果と合わせ、3 棟の櫓は現存櫓と同規矩と確認。	
⑧	本丸西虎口	H3	北側石垣跡地の根石確認。櫓門の礎石確認。	平成 3 年度
		H12	石垣天端の裏込の現状を確認。石垣東側の石段は最下部から二段目のみ残存を確認。	
⑨	北櫓台石垣東側	H21	土塁の基礎が既に失われていることを確認。	平成 21 年度
		H21	櫓台根固めの崩落防止対策として設けられた近代以降の石積(玉石の空積)を確認。	
⑩	南櫓台石垣西側	H21	中段石垣を積んだ際と考えられる盛土を確認。仙石氏時代の瓦等が出土。近代以降の遺物は検出されず。櫓台石垣の根石を確認。上田泥流層(地山)を掘りこんで設置されていた。	
⑪	本丸下の段	H7	尼ヶ淵に面した土塁肩部に、土塀の基礎と推定される小礫列を検出。	平成 9 年度
		H29	南櫓西側の土塁は近代以降一部破壊され新たに盛られていることを確認。	平成 30 年度
		H29	金箔瓦(鬼瓦)の破片が出土。近世、近代の瓦と混在していた。	
		R2	近代以降の構造物に伴う基礎と考えられる石積を確認。	作成中
		H26	近世遺構は検出されなかった。近代の東京鎮台第二分営の病院に伴うものと考えられる石列が検出された。	平成 30 年度
⑫	二の丸東虎口	H2	蔀塀台の基礎と考えられる遺構を検出。	平成 2 年度
		H24	近世の遺構面が検出されず、近代以降に地山まで削り、盛土をしたと考えられる。蔀塀台石垣(東)は古写真や積石の状況から、近代に一度解体されて積み直されたことが明白であったが、調査により、根石を据え直した部分と、近世の根石を動かさずにそのまま利用した部分があることが判明。蔀塀台石垣(西)は、近代に解体されて既に失われているが、根石の大部分も既に持ち出されていることが判明。根石を据えた痕跡等も確認できなかった。	平成 30 年度
		H25	蔀塀台石垣(東)は古写真や積石の状況から、近代に一度解体されて積みなおされたことが明白であったが、調査により、根石を据え直している状況が判明。新たな根石の設置に際し地山である上田泥流層を掘り込んでいる点、二の丸堀の掘形を確認。	
		H26	近世の蔀塀台と考えられる根石列を検出。現状の土塁は近現代の盛土であることを確認。	
		R4	上田市公会堂整備に伴うと考えられる石列を確認。三十間堀南側及び東側の石垣基礎は確認されなかったものの、冠塀台石垣基礎と考えられる礫群を確認。三十間堀の一部を確認。	作成中
⑬	二の丸北虎口	H2	南、北石垣の根石を検出。	平成 3 年度
		H3	南側、北側石垣の根石確認。櫓門用と思われる礎石3基確認。土塁内部の版築を確認。東側土塁周辺に石垣の存在が判明。	
		H3	T6 設立の伝染病院の遺構確認。	
		H3	礎石の確認により、仙石氏の復興において、二の丸北虎口にも門を設置する予定であったと考えられる。	
		H4	南石垣と土塁の接続部を確認。栗石と思われる小礫群から南石垣西面を特定。南石垣の規模は全長 26.5m、幅 6.8～7.5mと判明。土橋東側の石垣を確認。	
⑭	二の丸西虎口	H4	南東石垣跡の南面では根石・栗石が全く検出されず、一部の絵図に描かれているように、南側は土坡であった可能性が判明。根石は緑色凝灰岩を使用し、石垣の規模(東西約 31m、南北約 34m、幅約 11m)も判明。北西石垣は根石と栗石を確認。櫓門の礎石を据える栗石と思われる遺構が 4 か所を確認。	平成 4 年度
		H30	土塁に伴う版築を確認。仙石氏以降の土塁の規模構造を確認。	令和元年度
⑮	二の丸靱蔵跡	H27	靱蔵に関する遺構は検出されなかった。近代の動物園に伴うものと考えられる石を並べた構造物を検出。	平成 30 年度
⑯	二の丸東北隅・三の丸樹木屋敷跡	H27	二の丸堀の法面と考えられる地山の落ち込みを確認。テニスコートの土塁状の盛土は近代以降のもの確認。旧矢出沢川の流路を検出。	

番号	発掘箇所	年度	成 果	報告書発行等年度
⑰	二の丸堀跡(東側)	H27	鉄道敷設工事に伴い一部は失われたが、かつての堀底及び法面と考えられる遺構を確認。	
		H28	近代以降と考えられる石列を検出。	
⑱	二の丸東南隅	H28	近世の土塁・櫓台ではなく、近現代に盛り直されたものであることを確認。 盛土の堀側に近世の普請の痕跡が残っていることを確認。	
⑲	二の丸百間堀	H28	土塁状の盛土は近現代のものであることを確認。	令和元年度
		H30	土塁に伴う版築を確認。 近現代の陶磁器の破片が多数出土。	
⑳	本丸尼ヶ淵南櫓下 (石垣解体修復工事)	H13	下段石垣(享保期)の天端上に版築による盛土をし、中段石垣(幕末以降)を積んでいることを確認。	平成 21 年度
		H15	上段石垣の根石の状況を確認。後補の痕跡から、中段石垣は 4 次によって積まれたことを確認。	

赤字：近世以前の遺構が確認されたもの

青字：近世以前の遺構が確認されなかったもの



①本丸東虎口（平成2年度）

東虎口櫓門の復元整備のため、礎石等の遺構を確認することを目的とした。公園施設のライフラインの集中的な埋設により、遺構の残存状況は良好ではなかったが、地下30cmから旧地表面と推定されるものが検出され、櫓門礎石を撤去した跡と推定される小礫群等が確認された。なお、平成5年度に復元した櫓門の礎石は遺構を砂等で被覆して据えている。

②本丸堀（平成2～3年度）

永年の堆積物により堀水の濁りと匂いがひどくなったため、本丸堀の浚せつが行われた。工事の前に、まず試掘調査を行って、堀底の土層及び遺物の包含状況を確認し、必要な保護措置を講ずることとした。その結果、堀底から1から1.5mの厚さで堆積物があり、上層に遺物を含まないへドロ状堆積物の存在を確認した。その翌年、こうした堆積物が浚せつされた後に、本丸堀の底に散布する遺物の状況を確認した。その結果、南西部と北西部の堀底から大量の桃山期（真田昌幸の頃）の瓦が発見された。また同時に豊臣秀吉政権下の特徴とされる型式の金箔鯰瓦の破片が採集されている。

③から⑦本丸上の台（平成5～7年度）

近代以降、「上の台」と呼称されてきた、本丸上の台の構造を把握し、仙石忠政の復興上田城、あるいはそれ以降の時代の遺構が存在するか確認をした。その結果、明治年間にここに鎮座した招魂社など、近代以降の建造物の痕跡が広範囲で検出されたが、これらの設置と撤去が原因と思われる攪乱が著しく、近世の遺構は検出できなかった。土塁は内側の法面がほぼ全域で削平を受けているものの、一部で旧規を残していることが判明した。

また、本丸上の台と下の段との段差を形成する石垣の範囲・規模の確認を併せて行ったところ、近世から残存している一部の石垣は本来、高さが2m程のものと推定され、裏込栗石が約2mと異常な厚さで充填されていた。なお、この調査の折に、仙石氏の頃の鬼瓦の破片が搬出する水路跡と推定される配石遺構を検出した。

上の台で平面的な掘り下げを行う前に実施したトレンチ調査の結果、現地表面より約2m下付近に、真田昌幸が使用したと考えられる桃山期の瓦が出土する包含層を確認した。このことから、仙石氏復興以前の生活面は、現地表面より下2m付近に密封されているものと推定される。

近世の絵図から、本丸土塁上に存在したと推定される隅櫓4棟と、それぞれを繋ぐ土塀の基礎等を確認する調査の結果、北西の1棟と鬼門である東北隅を除けて建てた2棟、計3棟の隅櫓の痕跡（心柱礎石、礫列等）と、土塀の基礎とみられる石列を検出した。遺構が確認された隅櫓3棟は、現存する隅櫓（西櫓）の基礎（4×5間）と同様の規模形式をもった建造物であったことが確認された。

⑧本丸西虎口（平成3年度・12年度）

平成3年度の調査は、本丸西虎口の北側にあった石垣の位置と範囲を確認し、併せて本丸西虎口櫓門の遺構を確認するために実施した。調査の結果、かつての石垣根石と、礎石の根固めと推定される小礫群、石垣内部の版築土が確認された。櫓門は礎石が良好に遺存しており、

現存する石垣の切り欠きから西虎口櫓門の規模が推定できた。

一方、平成 12 年度の調査は、現存する西虎口南側の石垣（西櫓台石垣）上に土塀の基礎が遺存しているか確認し、併せて石垣東側にかつてあった雁木石の一部が地下に残存するか確認することに注力した。その結果、石垣天端の裏込の状況等が明瞭に確認できたものの、絵図に描かれている土塀の控柱の痕跡等は確認できなかった。ただし、雁木石は最下部から二段目までが地中に遺存していることを確認した。他の部分は現在の西櫓に上がる通路（石段）を造る際に撤去されたものと考えられる。

⑪本丸下の段〈眞田神社境内〉（平成 26 年度・29 年度）

眞田神社社務所の新築移転候補地において遺構の有無を確認し、現状変更許可の判断材料とした。江戸時代の絵図から、当該地付近には侍番所の存在が予想されたが、調査区内からこれに該当する遺構は検出されなかった。

また、平成 29 年度には下の段の尼ヶ淵崖に面した土塁を半裁して現状を確認し、併せて失われた土塁の痕跡の現状を確認するための調査を行った。その結果、現存する土塁について、北側の法面は後世の盛土であるが、南の崖側は遺存状態が比較的良好であること。そして、削られてしまった土塁上には、約 1 m の埋立土が存在していることを確認した。この埋立土には仙石期や松平期も近代の瓦が大量に混じるが、そのなかから 1 点、金箔が押された鬼瓦と推定される小破片が出土した。上田城跡では、昭和以降、記録と現物が残る金箔瓦の出土はこれで 5 点目となる。

⑫二の丸東虎口（平成 2 年度・平成 24～26 年度）

平成 2 年度の調査は、二の丸東虎口一帯で実施した電線地中化工事に伴い、事前に敷設経路内の遺構の有無を確認するための試掘調査を行い、必要な保護措置を講ずるためのものである。この調査で二の丸東虎口部塀台石垣の基礎とも推定される遺構が検出されたため、遺構を避けて施工した。

平成 24 年度から 26 年度に実施した二の丸東虎口の調査は、将来の二の丸東虎口石垣の復元整備のために根石等を確認することを目的とし、併せて靱蔵、三十間堀、水路（弘化 3 年）等の遺構確認を行った。調査の結果、^{しやうみべい}部塀台石垣（東）は古写真や積石の状況から、近代に一度解体されて積みなおされたことが明白であったが、発掘調査により、根石は全て据え直されており、近世の石垣よりも規模が大きくなっていることも判明した。部塀台石垣（西）は、近代に解体されて既に失われているが、根石の大部分も持ち出されていることが判明し、現場では根石を据えた痕跡等ですら確認できなかった。ここでは北虎口のような櫓門の礎石等は確認できなかったが、根固め栗石の集積土坑が 2 箇所確認されている。

⑬二の丸北虎口（平成 2～4 年度）

石垣の復元整備を念頭に、失われていた北側及び南側の石垣の根石等を確認することを目的に実施した。併せて、二の丸北虎口櫓門、番所等の遺構を確認することにも注力した。その結果、北虎口の北側及び南側の石垣の根石を検出し、その位置と範囲が明確となった。北側の石垣は一部（西側）が解体されずに残っていた（ただし、近代以降に積み直したものである可

能性が認められる)が、調査の結果に基づき、平成2年度に失われた部分の積み直しを行った。

一方、南側の石垣であるが、昭和末年頃まで付近に住宅があり、移転後、平成3年度に調査を行ったため、こうした建物や園路による地下の攪乱が予想された。しかし、遺構の残存状況は思いのほか良好で、緑色凝灰岩の根石と、裏込栗石と推定される小礫群、土塁接続部分の構造、土塁内部の版築を確認することができた。翌年には、この石垣と土塁との接続状況等を確認するための調査を行い、根石は検出されなかったが、裏込栗石と推定される小礫群の存在から、南側石垣の西面を特定した。その結果、南側石垣の規模は全長 26.5m、幅 6.8m から 7.5mと判明した。平成5年度には調査の結果に基づき、南側石垣も復元された。

櫓門の基礎は南側半分について礎石が確認でき、本来の規模を推定できるデータを得た(ただし、仙石氏復興の際には工事が中断され、櫓門は基礎が据えられたものの建物は建造されていないと考えられている)。また、番所の遺構とも推定される円礫数点の集中箇所が確認された。

⑭二の丸西虎口(平成3～4年度)

この調査では、二の丸西虎口の遺構の位置と規模を確認することに主眼を置いた。調査の結果、南東石垣跡の南面では根石・裏込栗石等が全く検出されず、一部の絵図に描かれているように、南側は土坡であった可能性も否定できない。根石は緑色凝灰岩を使用し、石垣の規模(東西約 31m、南北約 34m、幅約 11m)も判明した。北西石垣跡の遺存状態は良好ではなかったが、栗石とみられる小礫群を確認した。石垣の規模は明確にはならなかった。

ここでは櫓門の礎石跡が4箇所を確認された。仙石氏の復興の際に、北虎口と同様に櫓門を設置する計画があったことをうかがわせるものである。

⑮二の丸東虎口北側・靱蔵跡地周辺(平成27年度)

昭和時代に建設されたトイレの改築工事に伴い、事前に遺構等の有無を確認し、現状変更許可の判断材料とした。江戸時代の絵図から、当該地付近には靱蔵 6 棟の存在が予想されたが、調査区内からこれに該当する遺構は検出されなかった。

⑯二の丸堀・東北隅の鬼門除け付近(平成27年度)

平成28年に放送された大河ドラマ「真田丸」に対応するために造成した「上田城跡北観光駐車場」及び「多目的広場」の工事に伴い、事前に遺構等の有無を確認し、現状変更許可の判断材料とした。江戸時代の絵図から、当該地付近は二の丸堀の鬼門除け一帯に当たり、近世には二の丸堀や土塁、樹木屋敷が存在したことが絵図等から伺えたため、遺構の有無を確認したところ、発掘調査区内からは昭和年代に埋め立てられた二の丸堀の法面が検出された以外、遺構は検出されなかった。ただし、築城当初の二の丸堀の原形となった旧矢出沢川の流路と思われる痕跡を検出した。仙石氏の上田城復興の際に土塁の下に埋没させたものと推定される。真田氏時代の縄張りとも考えられる痕跡である。

⑰二の丸東南隅櫓台付近（平成 28 年度）

武者溜りの整備に備え、二の丸東南隅櫓台と土塁等の遺構の残存状況、合わせて調査区内の埋め立ての深さ等について調査を行った。現在見ることができる土塁状の地形において、半裁やトレンチ調査、天端の平面的掘り下げ等を行って状況を確認したところ、これらの遺構は二の丸堀側の一部に江戸時代の部分が残存しているものの、ほとんどが現代の盛土であることが判明した。おそらく市民会館の建設の際に、いったん周辺の土塁や櫓台が切り崩され、残土を再び盛って土塁のように見せたのだと考えられる。

⑳本丸 南櫓下尼ヶ淵石垣周辺（平成 3 年度・15 年度・21 年度）

南櫓下に所在する石垣の解体修復工事に伴い、下段石垣（享保期）の天端の状況を確認し、修復工法の検討材料とすることを当初の目的とした。また、中段石垣（幕末以降）を積む際に下段石垣の天端上で、盛土した部分の版築等の状況も確認した。中段石垣は基礎の 2 箇所を試掘をし、後補の痕跡から、石垣が 4 次わたって積まれたものであることを確認した。上段石垣（南櫓台石垣）は隅石の基礎部分を試掘したところ、根石の設置方法と土層の状況が判明した。

第4節 史跡整備の履歴

平成2年度の整備基本計画策定以降に実施した整備事業は表12のとおり。平成5年度に完成した本丸東虎口櫓門の復元整備や石垣の修復、尼ヶ淵の崖面崩落防止工事を重点的に取り組んだ。

表12 史跡整備事業一覧

年 度	事 業 名 称	事 業 の 内 容
平成2年度	二の丸北虎口石垣修復工事	発掘調査結果に基づいて、二の丸北虎口北側の石垣を修復
	二の丸排水路敷設工事	本丸堀法面の保護のため堀東側に石張りの排水路を敷設
	電線地中埋設工事	市民会館駐車場付近の空中電線を地中埋設
	整備基本計画作成委託	「史跡上田城跡整備基本計画書」の作成委託
	上田城跡整備事業実施設計委託	石垣修復・排水路敷設工事ほかの実施設計委託
平成3年度	本丸堀浚せつ工事	堀底のヘドロ等を浚せつ。排水施設を整備
	本丸東虎口櫓門基本設計委託	本丸東虎口櫓門の基本設計委託
	本丸東虎口櫓門実施設計委託	本丸東虎口櫓門の実施設計委託
	本丸東虎口櫓門復元工事	本丸東虎口櫓門の復元工事
	身体障害者用トイレ設置工事	市民会館駐車場に身体障害者用のトイレを新設
平成4年度	本丸東虎口櫓門復元工事	本丸東虎口櫓門の復元工事
	櫓門復元工事監理委託	櫓門復元工事に伴う工事監理委託
	本丸東虎口共同溝敷設工事	櫓門復元工事に先立ち水道管・電線等を共同溝に集約
	本丸西虎口整備工事	石垣・櫓・櫓門の遺構を地上表示により平面的に整備
	電線地中埋設工事	二の丸北虎口付近の空中電線を地中埋設
	史跡内民家移転	史跡内の店舗兼住宅を移転（国庫補助事業）
平成5年度	本丸東虎口櫓門復元工事	完成（総事業費 339,900 千円）
	櫓門復元工事監理委託	櫓門復元工事に伴う工事監理委託
	二の丸北虎口石垣修復工事	二の丸北虎口の南側石垣・櫓門礎石を復元。陸上競技場正門を移転
	本丸東虎口整備工事	櫓門前面土橋の石垣修復・武者立石段復元。放水銃地中埋設
	二の丸西虎口周辺歩車道整備工事	小泉曲輪（市民体育館付近）の歩車道を修景整備
	電線地中埋設工事	二の丸西虎口・櫓自動火災報知設備電線の空中電線を地中埋設
平成6年度	櫓門照明工事	櫓門・南北櫓のライトアップ設備工事
	二の丸北虎口照明工事	二の丸北虎口の夜間照明設備の整備
	石垣修復用石材採取委託	石垣修復用の石材（緑色凝灰岩）採取を委託
	公図調査委託	史跡指定地の公図と現況の調査委託
	北櫓改修工事	北櫓の一般公開に先立ち、床の張り替えと階段を改修。照明設備を設置（県費補助事業）
平成7年度	石積復旧工事	集中豪雨により崩壊した石積（明治期）の復旧工事（国庫補助事業）
平成8年度	発掘調査（整理作業）	本丸郭内発掘調査の整理・報告書発行（国庫補助事業）
	尼ヶ淵地質調査委託（西側）	尼ヶ淵崖面（西側）の地質（ボーリング）調査
	尼ヶ淵石垣ほか測量委託	尼ヶ淵石垣の立面図撮影、一部図化及び断面測量
	南櫓改修工事	南櫓床の張り替えと階段を改修。照明設備を設置（県費補助事業）
平成9年度	尼ヶ淵崩落防止工事実施設計	尼ヶ淵崖面の崩落防止対策工事の実施設計（国庫補助事業）
	尼ヶ淵崩落防止工事	尼ヶ淵崖面の崩落防止工事（国庫補助事業）

年 度	事 業 名 称	事 業 の 内 容
平成 9 年度	三櫓瓦建具補修工事	豪雪により破損した屋根瓦等の補修工事（県費補助事業）
	南櫓・西櫓ライトアップ設備工事	寄附を受けた南櫓・西櫓ライトアップ設備の周辺整備工事
平成 12 年度	尼ヶ淵地質調査委託（東側）	尼ヶ淵崖面（東側）の地質（ボーリング）調査（国庫補助事業）
	尼ヶ淵崩落防止工事	尼ヶ淵崖面（東側）の崩落防止工事（国庫補助事業）
	二の丸石積改修工事	二の丸東側石積の積み直し工事
	南北櫓柵改修工事	老朽化した南北櫓の柵改修工事
平成 13 年度	南櫓鯨鯨修繕工事	南櫓屋根鯨鯨の補修
	本丸西虎口石垣解体修復工事	西虎口石垣の修復工事・南櫓下石垣の立面図作成及び試掘調査（国庫補助事業）
平成 14 年度	南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の享保期下段石垣の解体修復工事（一部解体）（国庫補助事業）
平成 15 年度	南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の享保期下段石垣の解体修復工事（解体・石材購入）（国庫補助事業）
平成 16 年度	南櫓下石垣解体修復工事	石材購入・工法検討（国庫補助事業）
平成 17 年度	尼ヶ淵崩落防止工事	前年の台風 23 号被害を受けた西櫓西側崖面の修復工事（国庫補助事業）
	本丸南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の下段石垣の解体修復工事（国庫補助事業）
	本丸南櫓下石垣解体修復工事監理委託	上記工事の監理委託（国庫補助事業）
平成 18 年度	本丸南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の中段石垣の解体修復工事（国庫補助事業）
平成 21 年度	石垣基礎調査	石垣カルテ作成と 3 次元レーザー測量を実施（国庫補助事業）
	石垣修復工事	南櫓台石垣の東側下にある近代石垣が一部崩落したため、修復工事を実施
平成 22 年度	整備基本計画改訂版作成委託	「史跡上田城跡整備基本計画書」の一部改訂を委託
	尼ヶ淵崩落防止工事	南櫓周辺・尼ヶ淵崖面の崩落防止工事（国庫補助事業）
平成 23 年度	保存管理計画の策定	「史跡上田城跡保存管理計画」の策定
	整備基本計画改訂版の策定	「史跡上田城跡整備基本計画（改訂版）」の策定
	本丸東虎口櫓門排水路改修工事	排水路玉石の入れ替え等
平成 24 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装
平成 25 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装、園内排水路の暗渠化
	本丸石積修復工事	本丸上段へのスロープ脇石積みの積み直し工事
	北櫓修理工事	突上戸の板材及び戸締具の修繕（県補助事業）
平成 26 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装
	二の丸石垣修繕	二の丸石垣の一部積み直し
平成 27 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装
	二の丸公衆トイレ改築工事	博物館西側の公衆トイレ改築
	多目的広場等整備工事	二の丸多目的広場及び緑地帯の整備
	西櫓西側階段の改修工事	老朽化した西櫓西側の階段の改修
	櫓防災設備等設置工事	3 櫓に火災通報装置及び防犯カメラの設置
平成 28 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装
	西櫓心柱調査委託	AMS 炭素 C14 年代測定を実施
平成 29 年度	東屋改修工事	二の丸東側東屋の改修
令和 4 年度	本丸石垣修復工事	一部崩落した本丸上段の現代の石垣の修復

第5節 関連法規制

史跡上田城跡及び周辺における法規制については、以下のとおりである。

（１）文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日）

文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的として定められた。上田市でも上田市文化財保護条例及び施行規則を定め、指定文化財の保護と管理を行っている。

①史跡指定地内（史跡である上田城跡の管理）

上田城跡を史跡の本質的価値を損なうことなく適切に保存・活用するため、文化財保護法の規定に基づき管理を行っている。

特に指定地内における土地の現状変更等については、第 125 条の現状変更等に係る適切な管理を実施している。

②史跡指定地外（周知の埋蔵文化財包蔵地である上田城跡の管理）

史跡指定地外である二の丸の一部と三の丸は、藩主居館跡や町人屋敷、堀等の埋蔵文化財を包蔵する地域であるため、文化財保護法第 93 条・94 条・95 条に定める周知の埋蔵文化財包蔵地として保護に努めている。

（２）都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められた法律。上田市においても上田市都市公園条例及び管理規則を定めている。

史跡上田城跡は、都市公園「上田城跡公園」の範囲内に位置している。

（３）都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進の寄与することを目的として定められた法律。上田市においても同法に基づき都市計画区域が設定されている。

史跡上田城跡は、その範囲すべてが都市公園（総合公園）として、昭和 40 年 11 月 24 日に都市計画決定されている（建設省告示第 3305 号）。また、都市計画法第 8 条に基づく用途地域は、第 1 種中高層住居専用地域に位置付けられている（図 26）。

（４）建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。櫓等の建造物を建築する場合には建築基準法に適合することが求められるため、技術的制約については、具体的な計画に基づき検討する必要がある。

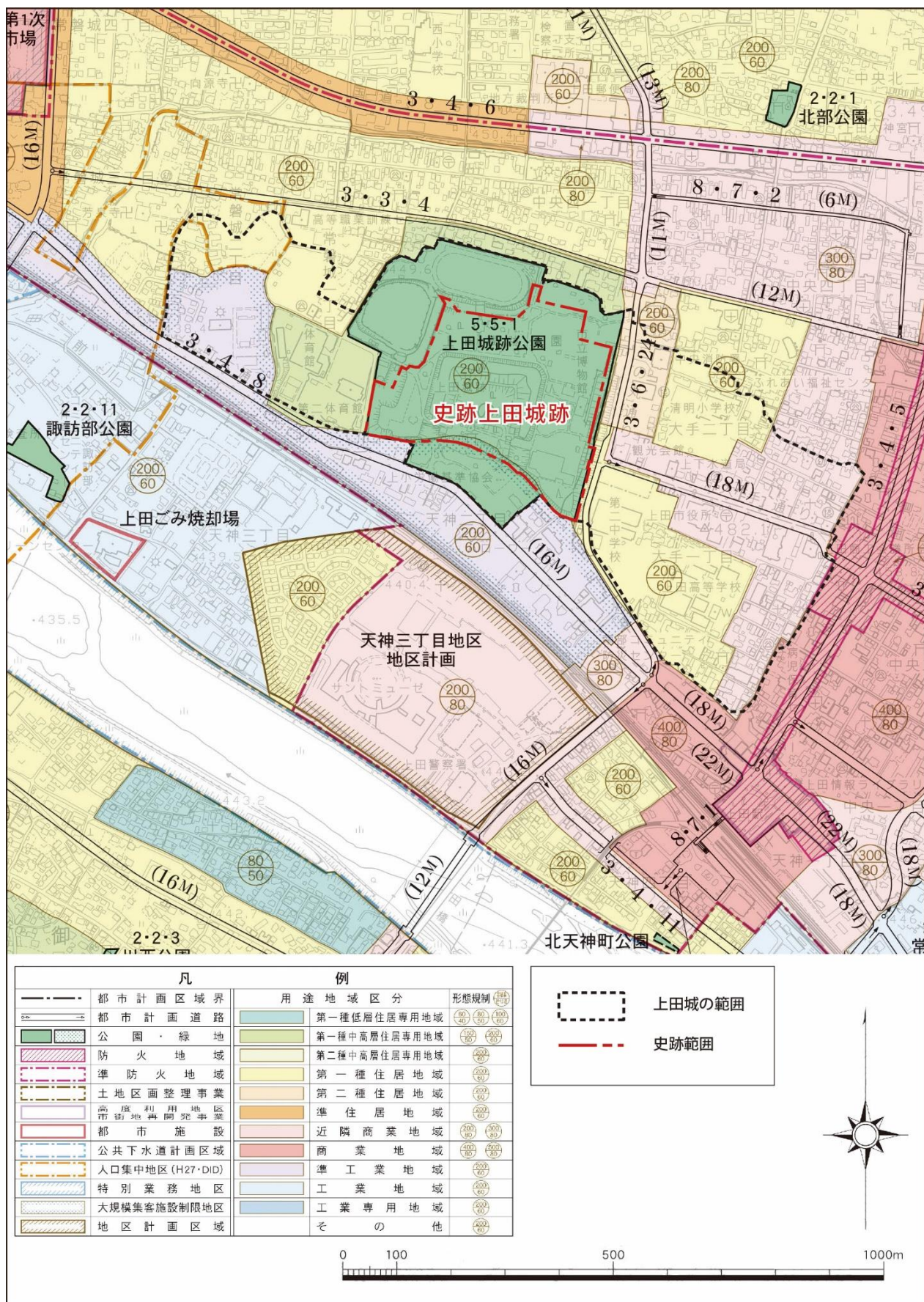


図 26 上田市都市計画図

(5) 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）

道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定および認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的として定められた。上田市においても同法第 32 条等に関連して、上田市市道の占用等に関する規則（平成 18 年 3 月 6 日規則第 159 号）を定め、このほか占用以外の事項に関しても、道路法第 47 条の 10「道路保全立体区域」の設定等、道路に係る行為に関しての様々な規定が設けられている。

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進するための法律。三の丸の一部が急傾斜地の崩壊危険区域に指定されており、建造物の新築、増改築等の際の構造規制が設けられている（図 27）。

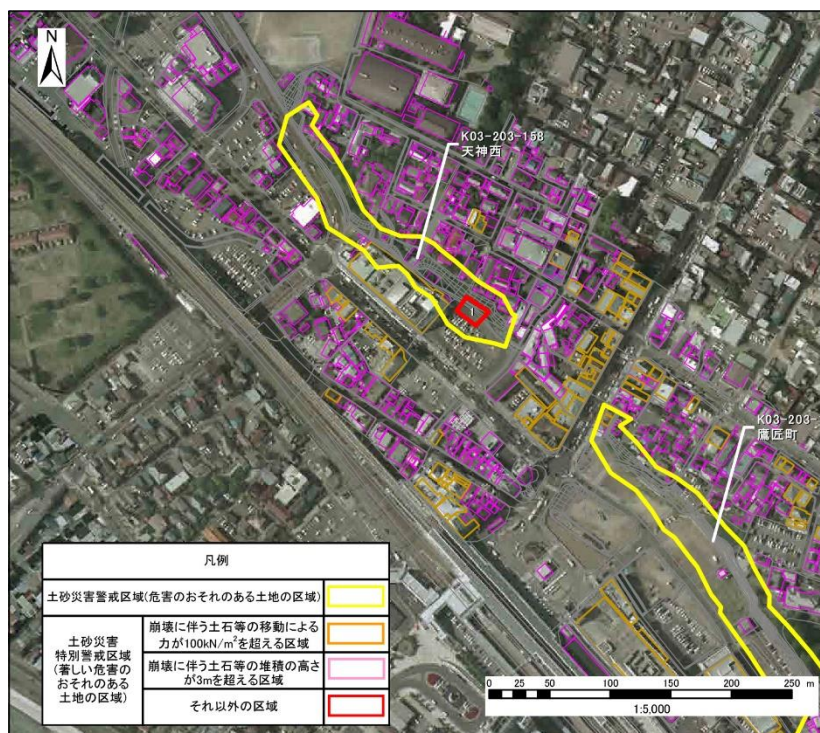


図 27 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）位置図

(7) 景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等の措置を講ずる法律。これに基づき上田市では平成 24 年に「上田市景観計画」を策定している。

史跡上田城跡は、旧城下町地域に位置しており、歴史的、文化的背景に配慮した景観形成が求められている。

(8) 長野県文化財保護条例（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 44 号）

史跡内の西櫓・南櫓・北櫓は、長野県文化財保護条例第 4 条の規定により、長野県宝「上田城」（昭和 34 年 11 月 9 日指定）に指定されている。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、長野県教育委員会の許可を受ける必要がある。

第4章 史跡上田城跡の本質的価値

第1節 本質的価値及び近代以降に形成・付加された価値

史跡上田城跡は前述のように天正11年(1583)に築城され、真田氏の居城として利用されたが関ヶ原の戦い後に破却。仙石忠政によって破却前とほぼ同様の縄張りで復興されたと考えられている。忠政の死により建造物の築造は本丸のみで中断されたが、松平氏の時代になって煙硝蔵1棟と粃蔵6棟が建設され、明治維新を迎える。その後公園化されたことにより現在でも本丸、二の丸の遺構は良好に保存され、上田市のシンボルとして多くの来訪者がいる。

このため、上田城跡の本質的価値と、近代以降に形成・付加された価値は以下のように整理できる。

(1) 上田城跡の本質的価値

○上田城跡の歴史的な価値

- ・天正11年に徳川勢力下の真田昌幸によって尼ヶ淵に面する段丘上に築かれた。しかし後に昌幸が徳川家から離れたため、天正13年(1585)及び慶長5年(1600)の二度にわたり徳川軍によって攻められるも落城しなかった堅城である。
- ・戦国期には徳川氏、上杉氏、北条氏などの大勢力が領土拡大を図る中、勢力間における最前線の城となっていたほか、第二次上田合戦では徳川秀忠軍の大軍を足止めし、関ヶ原に遅参させるなど、歴史の転換点に名を残した。
- ・豊臣政権下での改修や破城後の復興等の変遷を遂げながらも上田から上野国の一部を最大版図とする真田領や小県郡を治めた上田藩の拠点として、中世から近世の城郭の変換期をまたいで使用された城である。

○仙石氏復興開始後の縄張りとしての価値

- ・北に太郎山が聳^{そび}える千曲川の河岸段丘上に^{ていかく}梯郭式に築かれ、矢出沢川と蛭沢川を外堀とし、西側には小泉曲輪、東側には城下町を配した、自然地形を巧みに利用した城である。
- ・本丸及び二の丸に^{すみおとし}隅欠を設け、本丸北東隅には2つの櫓を配置した、鬼門除けを強く意識した城である。
- ・本丸は南北で二段に分け虎口を東西に限定し、虎口には櫓門及びその両脇に櫓を設置し、北側は高土塁をめぐらした上で隅櫓を配置した堅固な構えを持った城である。
- ・二の丸には三方に柵形虎口を設け、東虎口周辺には石垣や堀によって進入路を限定し、横矢をかける構造にするなど技巧的な構造を持った城である。
- ・二の丸が復興途中で中断され、本丸も含めそのまま近世を通じて政庁機能を失い、幕末まで三の丸で藩政が行われていた城である。

○遺構としての価値

- ・石垣や堀、土塁、西櫓及び移築復元された南・北櫓が近世の絵図どおりに多く残り、城郭としての姿をよく残している。
- ・仙石期の本丸の地下には、金箔瓦を含む真田期の遺物包含層（遺構面）が良好に保存されている。今後の調査により真田期の要害上田城の構造と仙石期（戦国～近世初期）の改築の具体像を明らかにすることができる。
- ・尼ヶ淵に石垣が良好に残り、千曲川による崖面の水害対策をうかがうことができる。

（２）近代以降に形成・付加された価値

- ・廃城後、多くの櫓や門、石垣などが払下げにより取り壊されるが、本丸は神社用地として寄付され、松平神社（現真田神社）が創建された。二の丸も伝染病院や桑畑として利用されたことにより、市街地化に伴う遺構の破壊を免れながらも、公共施設の利用や生産の場など市民にとって必要な場所としての役割を果たすこととなった。
- ・昭和初期には二の丸の公園化が進み、市街地に隣接した中核公園として市民の憩いの場となり、野球場や陸上競技場、鉄道の建設が行われたことにより、公園利用や運動、人や物資の輸送路など様々なニーズを満たす場となった。
- ・本丸南・北櫓が市民運動により移築復元されるなど、昭和初期から上田城跡が「城跡」として市民のシンボルとして親しまれるようになる。
- ・城跡としての整備が進められ、神社への参拝も含めた来訪者が多く、市民のシンボルであると同時に観光名所としてまちづくりの拠点としての役割を担う史跡である。

第2節 構成要素の特定

史跡上田城跡の範囲と、史跡周辺（三の丸と小泉曲輪を含む上田城全体）の範囲を対象に、構成要素を抽出する。これらは、近世の上田城の城郭構造を表す「本質的価値を構成する諸要素」と、復元された要素を示す「本質的価値を補完する要素」、「近代以降に形成・付加された要素」に大別する。「近代以降に形成・付加された要素」は、「近代以降の歴史を示す要素」、便益施設等を示す「活用に必要な要素」及び「その他」に分類する。

なお、本計画においては、史跡範囲外における近世以前の城郭に関わる遺構についても「本質的価値」として記載することとする。

（1）史跡上田城跡の構成要素（指定地内）

表 13 史跡の構成要素一覧（総括表）

			本 丸	二の丸	尼ヶ淵
史跡の構成要素	①本質的価値を構成する諸要素	地下に埋蔵される要素 （確認済の要素を列記）	- 土塀跡 - 真田期瓦出土層 - 西虎口北側石垣根石 - 西櫓東側石段 - 東虎口櫓門礎石 - 隅櫓基礎	- 堀跡（北東側） - 西虎口櫓門礎石 - 西虎口石垣跡 - 葺堀台石垣跡	—
		地上で確認される要素 （堀・石垣等）	- 西櫓台石垣 - 北櫓台石垣 - 南櫓台石垣 - 東虎口石垣（2箇所） - 東虎口土橋石垣（2箇所） - 西虎口石垣（1箇所） - 西虎口土橋石垣（1箇所） - 本丸上段石垣（一部） - 土塁 - 堀 - 真田井戸 - 櫓礎石（3箇所） - 西虎口櫓門礎石	- 北虎口土橋石垣（2箇所） - 北虎口石垣（一部） - 土塁（東虎口北側、北側、西虎口北側、西虎口南側） - 櫓台（西南隅、東南隅） - 北虎口櫓門礎石 - 堀（南東側、南西側） - 石樋	- 南櫓下下段石垣 - 南櫓下中段石垣（一部） - 西櫓下下段石垣 - 真田神社下石垣（一部） - 東側堀尻石垣
		建造物	- 西櫓（県宝） - 南櫓（移築復元）（県宝） - 北櫓（移築復元）（県宝）	—	—
		自然地形	—	—	・尼ヶ淵崖面
		樹木	—	—	—
		工作物及び地下埋設物	—	—	—
	②本質的価値を補完する要素	地下に埋蔵される要素	—	—	—
		地上で確認される要素	—	・北虎口石垣（一部） （復元）	—
		建築物	・東虎口櫓門（復元）	—	—
		自然地形	—	—	—
		樹木	—	—	—
		工作物及び地下埋設物	—	—	—

			本 丸	二の丸	尾ヶ淵
史 跡 の 構 成 要 素	③ 近代以降の歴史を示す要素	③・1 近代以降の歴史を示す要素	地下に埋蔵される要素	・土橋下の暗渠排水	—
			地上で確認される要素（石垣、石段、その他諸施設）	・西櫓台東側石段 ・西櫓台西側石垣 ・南櫓台石垣西側石段石垣 ・本丸上段石垣（一部） ・南櫓台東側法面石垣 ・北櫓台東側法面石積	・上田監獄支署の石垣 ・本丸堀東側園路脇石垣 ・上田交通真田傍陽線軌道敷跡 ・公園前駅跡
			建築物	・真田神社	・南櫓下中段石垣（一部） ・真田神社下石垣（一部）
			自然地形	—	—
			樹木	—	—
			工作物及び地下埋設物	—	・二の丸橋 ・ラジオ塔
		③・2 活用に必要要素	地下に埋蔵される要素	—	—
			地上で確認される要素	—	—
			建築物	・東屋（1棟）	・市立博物館（本館・別館） ・公衆トイレ（3棟） ・東屋（1棟）
			自然地形	—	—
			樹木	・樹木（カエデ、ウメ、カシ、ソメイヨシノ等）	・花木園 ・樹木（マツ、イチョウ、スギ、ソメイヨシノ等）
		③・3 その他	工作物及び地下埋設物	・公園施設（階段等） ・史跡標柱 ・史跡説明板（4基） ・石碑（7基） ・消火栓（放水銃）及び貯水槽 ・ライフライン（電気・上下水道）	・愛の鐘鉄塔 ・公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等） ・電話ボックス（1棟） ・史跡説明板（6基） ・石碑・胸像（17基） ・ライトアップ施設 ・ライフライン（電気・上下水道）
			地下に埋蔵される要素	—	—
			地上で確認される要素（石垣、石段、その他諸施設）	—	・市営テニスコート ・駐車場（旧市民会館用）
			建築物	—	・旧市民会館
			自然地形	—	—
			樹木	—	・耕作地
			工作物及び地下埋設物	—	・池

①本質的価値（城郭遺構）を構成する要素

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本丸	地下に埋蔵される要素 (確認済の要素を列記)	土塀跡	本丸東・北・西土塁上に設置された土塀の遺構。	
		真田期瓦出土層	本丸上段の発掘調査にて地表面下 2m 前後から真田期の瓦が出土する層を確認。	
		西虎口北側石垣根石	西虎口北側石垣跡地で検出された根石。	
		西櫓東側石段	西櫓へ上る石段(西櫓台東側石段)下に残る近世期の石段(雁木)。	
		東虎口櫓門礎石	近世の櫓門の礎石。 復元された櫓門の地下に埋設されている。	
		隅櫓基礎	北東隅 2 ヲ所、北西隅 1 ヲ所に残る櫓基礎遺構である小礫。	
	地上で確認される要素 (堀・石垣等)	西櫓台石垣	西櫓を支える石垣。 近世に積まれたものとされる。	
		北櫓台石垣	北櫓を支える石垣。 近世に積まれたものとされる。一部は近代に積み直されている。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本 丸	地上で確認 される要素 (堀・石垣 等)	南櫓台石垣	南櫓を支える石垣。 近世に積まれたものとされる。	
		東虎口石垣 (2箇所)	東虎口櫓門両端の石垣。 近世に積まれたものとされる。昭和 50 年代に南櫓側の北面の解体修復を実 施。	
		東虎口土橋石垣 (2箇所)	本丸東虎口前の土橋を支える石垣。 近世遺構だが上部は平成 5 年度に修復 されている。	
		西虎口石垣 (1箇所)	西虎口東側の石垣。 近世に積まれたものとされる。平成 14 年度に一部で解体修復を実施。	
		本丸上段石垣 (一部)	本丸上段と下段を分ける石垣。 大部分は近代以降の積み直しだが、一 部近世のものも残る。	
		土塁	本丸周囲に築かれた土塁。 近世のものだが南側の一部は近代以 降に盛り直されたもの。 (写真は本丸東側土塁)	
		堀	本丸と二の丸を分ける堀。 (写真は本丸北側)	
		真田井戸	真田神社境内にある井戸。 近世の絵図にも描かれている。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本丸	地上で確認される要素 (堀・石垣等)	櫓礎石	4・5・6号櫓跡地に残る心柱の礎石。 (写真は北西隅の6号櫓)	
		西虎口櫓門礎石	西虎口に残る櫓門の礎石。 東側石垣西面下の2石が検出された礎石。 西側の3石については発掘調査後に据えられたもの。	
	建造物	西櫓(県宝)	唯一移転等がなされず現存する櫓。	
		北櫓(県宝)	廃城後城外へ移築されたが、昭和24年に現在の場所に移築復元された。	
		南櫓(県宝)		
	地下に埋蔵される要素 (確認済の要素を列記)	堀跡(北東側)	二の丸北東側堀跡の一部。	
		西虎口櫓門礎石	二の丸西虎口で検出された櫓門の礎石。	
		西虎口石垣跡	二の丸西虎口で検出された虎口を形成する石垣の根石。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二 の 丸	地下に埋蔵される要素 (確認済の要素を列記)	部塀台石垣跡	二の丸東虎口に築かれた西側の部塀台の根石が検出されている。	
	地上で確認される要素 (堀・石垣等)	北虎口土橋石垣 (2箇所)	北虎口土橋の両脇に築かれた近世の石垣。 東側の大半は児童遊園地造成時に埋められている。	
		北虎口石垣(一部)	北側石垣西側の一部のみ残されていたものを平成5年度に復元した二の丸北虎口の石垣。	
		土塁(東虎口北側、北側、西虎口北側、西虎口南側)	二の丸の周囲に築かれた近世の土塁。	
		櫓台(西南隅、東南隅)	二の丸に建築予定だった櫓の予定地。 絵図にも描かれているほか東南隅からは造成したと考えられる版築が検出されている。 (写真は南西隅にある櫓台)	
		北虎口櫓門礎石	北虎口に残る礎石。櫓門は実際には築かれなかったが、この礎石の存在から建築予定だったと考えられている。 南側石垣北面沿いの西側2石は露出展示、その最西石の北側に1石(鏡柱礎石)は埋設保存されている。それ以外の石については発掘調査後に設置されたもの。	
		堀(南東側、南西側)	仙石期に整備された。 南東側は昭和2年(1927)～47年(1972)まで上田交通真田傍陽線(上田温泉電軌北東線)の軌道敷及び駅として利用され、南西側は畑等に利用された。	
		石樋	二の丸北虎口橋下の石垣内に設けられたもの。 堀水を東から西へ通していた。元禄15年(1702)に木樋から石樋に替えられた。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
	地上で確認される要素 (堀・石垣等)	南櫓下下段石垣	松平期に川による浸食防止のために築かれた。 緑色凝灰岩を主とし、打込みハギで積まれている。	
	地上で確認される要素 (堀・石垣等)	南櫓下中段石垣 (一部)	近世末期から近代にかけて割玉石を用いて築かれた。	
		西櫓下下段石垣	仙石期に緑色凝灰岩を主として野面積み、打込みハギによって築かれたもの。	
		眞田神社下石垣 (一部)	仙石期に緑色凝灰岩を主として野面積み、打込みハギによって築かれたもの。	
		東側堀尻石垣	仙石期に緑色凝灰岩を主として野面積み、打込みハギによって築かれたもの。	
	自然地形	尼ヶ淵崖面	千曲川の河岸段丘形成に伴いできた崖面。 崖下に千曲川の分流が流れており天然の要害として城郭形成に大きな役割を果たした。	

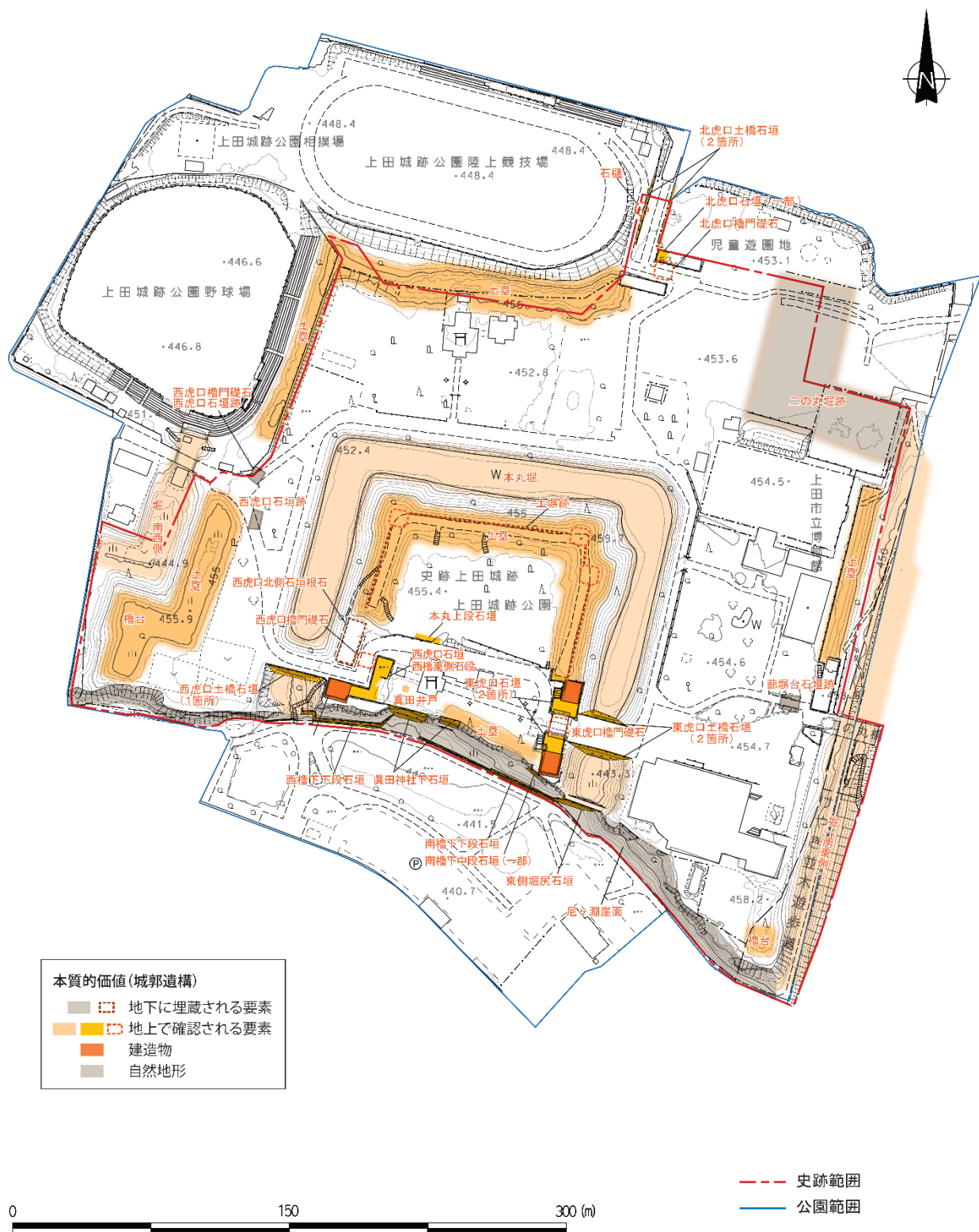


図 27 史跡の本質的価値を構成する要素図

②本質的価値を補完する要素

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本丸	建築物	東虎口櫓門	平成 4～5 年度に古写真等を基に復元したもの。	
二の丸	地上で確認される要素	北虎口石垣(一部) (復元)	北側石垣西側の一部のみ残されていたものを平成 5 年度に復元した二の丸北虎口の石垣。	

③-1 近代以降の歴史を示す要素

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本丸	地下に埋蔵される要素	土橋下の暗渠排水	かつて本丸堀水を排出していた暗渠排水。設置時期は不明だが、近代以降のものと考えられる。 現在は使用されていない。	
	地上で確認される要素 (石垣、石段、その他諸施設)	西櫓台東側石段	西櫓へ上る石段。 近代以降に積まれたもの。	
		西櫓台西側石垣	西櫓台石垣西側の一段下に積まれた石垣。 玉石を練積みで積んでいる。	
		南櫓台石垣西側石段石垣	南櫓へ上る石段。 近代以降に設置されたもの。	
		本丸上段石垣(一部)	本丸上段と下段を分ける石垣。 大部分は近代以降の積み直しだが、一部近世のものも残る。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本丸	地上で確認される要素 (石垣、石段、その他諸施設)	南櫓台石垣東側法面石垣	南櫓台石垣東側の一段下に積まれた石垣。玉石を練積みで積んでいる。	
		北櫓台東側法面石積	北櫓台石垣東側の一段下に積まれた石垣。玉石を練積みで積んでいる。	
	建築物	真田神社 (本殿、拝殿、社務所、東屋、手水舎)	明治 12 年(1879)に旧松平藩士によって建てられた神社。現在では松平氏、仙石氏、真田氏を祀っている。	
二の丸	地上で確認される要素 (石垣、石段、その他諸施設)	上田監獄支署の石垣	石垣は明治 28 年(1895)から昭和 2 年(1927)の間に上田監獄支署により積み直されているが、一部で近世の根石が残り、石材も転用している。	
		本丸堀東側園路脇石垣	近代以降の公園造成時に積まれた石垣。	
		上田交通真田傍陽線軌道敷跡地	二の丸東側堀底を通っていた軌道敷跡。線路敷設部がそのまま歩道となっている。	
		公園前駅跡地	プラットホームが歩道の一部として残されている。	
	建築物	上田招魂社(本殿、拝殿、社務所(赤松小三郎記念館))	明治 3 年(1878)に三の丸旧藩主居館付近に建立され、明治 11 年(1878)に二の丸三十間堀北に遷座。明治 14 年(1881)に本丸西北隅に遷座。大正 12 年(1923)に二の丸北部(現在地)に遷座。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二 の 丸	建築物	平和の鐘	城下に時を知らせていた鐘で、安政年間の城下町絵図では丸堀に位置しており、数度の移転の後昭和9年(1934)に二の丸東虎口石垣上に移された。 第二次大戦時に鐘が軍に接収されたが、昭和48年(1973)に復元された。 現在では平和の鐘という名称になっており、大手町自治会が年末に鐘を鳴らしている。 移転を繰り返してはいるが、城下町の歴史を語るうえで重要な遺産である。	
	工作物	二の丸橋	鉄道敷設のために架け替えられた橋。現在でも二の丸への主要な入口として利用されている。	
		ラジオ塔	二の丸東側にあり、昭和26年(1951)以降に信越放送のAMラジオ放送を流すために設置されたと考えられる。現在は稼働していない。	
尼 ヶ 淵	地上で確認される要素 (石垣、石段、その他諸施設)	南櫓下中段石垣(一部)	近世末期から近代にかけて割玉石を用いて築かれたが、東側半分が平成18年度に崩落に伴い練積みで補修された。	
		真田神社下石垣(一部)	仙石期に緑色凝灰岩を主として野面積み、打込みハギによって築かれたものを、一部補強コンクリートにて補強している。	

③-2 活用に必要な要素

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本 丸	建築物	東屋(1棟)	来訪者休憩用として利用。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本丸	樹木	樹木(カエデ、ウメ、カシ、ソメイヨシノ等)	在来種の広葉樹が主体となっている。 近代以降に植樹されたものとされる。 (写真はカエデ)	
	工作物	階段	尼ヶ淵から本丸へ上る階段。	
		史跡標柱	本丸跡であることを示す石製標柱。	
		史跡説明板(4基)	遺構解説のための説明板。 (東北隅櫓遺構の説明板)	
		石碑(7基)	上田市ゆかりの先人等を顕彰した石碑。 (写真は上田藩戊辰役従軍記念碑)	
		消火栓(放水銃)及び貯水槽	櫓の火災発生時に備え、消火のために設けられた設備。 写真は消火栓(放水銃)	
		ライフライン(電気・上下水道)	外灯や各施設へ引かれた電気及び上下水道設備。	
二の丸	建築物	市立博物館(本館・別館)	二の丸東側・粃蔵跡地に昭和40年(1965)建築。上田城跡に関する資料のほか、中世以降の歴史・民俗・地質に関する資料の保存、展示等を行う。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二 の 丸	建築物	公衆トイレ (3 棟)	来訪者用トイレとして利用。	
		東屋(1 棟)	来訪者休憩用として利用。	
	樹木	花木園	戦後に整備されたもの。多様な植栽がなされている。	
		樹木	マツやスギ等の針葉樹、イチョウやケヤキ等の落葉樹が多く、いずれも高木である。	
	工作物	愛の鐘鉄塔	昭和 36 年(1961)に建設され、当時は 1 日 4 回、現在では 3 回時間の節目等を知らせる音楽を放送。	
		公園・便益施設 (表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等)	上田城跡公園の便益施設として整備されている。 (写真は水呑み場)。	
		電話ボックス	来訪者が公衆電話使用のために利用。	
		史跡説明板 (6 基)	遺構等解説のための説明板として設置。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸	工作物	石碑・胸像 (17 基)	上田市ゆかりの先人等を顕彰した石碑。 (写真は第二代上田市長勝俣英吉郎翁)	
		ライトアップ施設	旧市民会館に設置された本丸東虎口をライトアップするための施設。	
		ライフライン (電気・上下水道)	外灯や各施設へ引かれた電気及び上下水道設備。	

③-3 その他

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸	地上で確認される要素 (石垣、石段、その他諸施設)	市営東テニスコート	昭和 3 年(1928)設置のテニスコート。クレイコートで昭和 53 年のやまびこ国体で使用された。	
		駐車場(旧市民会館用)	旧市民会館の駐車場として整備されたもの。	
	建築物	旧市民会館	二の丸東側に大正 12 年(1923)に建てられた上田市公会堂が前身。昭和 38 年(1963)に市民会館として建替えられ、平成 26 年度に閉館。	
	樹木	耕作地	二の丸南西隅及び二の丸西側堀にある私有地。	
	工作物	池	博物館前にある池。公園整備の過程で設けられた。	



図 28 史跡内の近代以降に形成・付加された要素図

(2) 史跡周辺の構成要素 (二の丸の一部、三の丸、小泉曲輪)

表 14 史跡周辺の構成要素一覧 (総括表)

			二の丸・尼ヶ淵 (指定地外/都市公園範囲)	三の丸	小泉曲輪
史跡周辺の構成要素	①本質的価値を構成する諸要素	地下に埋蔵される要素 (確認済の要素を列記)	・二の丸堀跡	・中屋敷(作事場)跡 ・大手門跡 ・藩校跡 ・大手通り ・三の丸堀跡 ・藩主居館堀跡 ・藩主居館井戸跡①	—
		地上で確認される要素(堀・石垣等)	・百間堀 ・土塁 ・二の丸堀	・藩主居館井戸跡②(2箇所)	・小泉曲輪 ・捨堀
		建造物		・藩主居館跡(表門、土塀、濠、土塁)(市指定)	—
		自然地形	—	—	・上田泥流層崖面
		樹木	—	—	—
		工作物及び地下埋設物	—	—	—
	②本質的価値を補完する要素		—	—	—
	③近代以降に形成・付加された要素	③・1 近代以降の歴史を示す要素	地下に埋蔵される要素	—	—
			地上で確認される要素(堀・石垣、その他諸施設)	・市営陸上競技場 ・市営野球場 ・上田交通真田傍陽線軌道敷跡	
			建築物	・相撲場	・旧上田市立図書館(市指定) ・小泉上田教育会館 ・上田新参町教会 ・梅花幼稚園
		③・2 活用に必要な要素	地上で確認される要素(堀・石垣、その他諸施設)	・やぐら下芝生広場 ・やぐら下多目的広場	・大手門公園
			建築物	・ボクシング場 ・公衆トイレ(3棟) ・東屋(3棟)	・市民体育館 ・弓道場 ・公衆トイレ(1棟)
			工作物及び地下埋設物	・児童遊園地(鳥小屋含む) ・文化財説明板(6基) ・石碑・胸像(5基) ・浅間大溶岩 ・公園・便益施設(表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等) ・ライトアップ施設	・史跡標柱 ・文化財説明板(7基) ・公園等案内板
		③・3 その他	地上で確認される要素(堀・石垣、その他諸施設)		・市営西テニスコート

①本質的価値を構成する要素

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸・尼ヶ淵	地下に埋蔵される要素 (確認済の要素を列記)	二の丸堀跡	二の丸北東側の堀については、昭和 38 年に埋め立てられ、児童遊園地が整備された。北側は残され、水路となっている。	
	地上で確認される要素(堀・石垣、その他諸施設)	百間堀	二の丸北側に設けられた水堀。昭和 3 年に市営陸上競技場及び市営運動場(野球場)が設置された。	
		土塁	百間堀と捨堀を分ける土塁。平成 30 年度の発掘調査で版築を確認した。	
		二の丸堀	二の丸東側の二の丸橋より北側の堀。昭和 2 年から 47 年まで鉄道敷として利用され、その後「けやき並木遊歩道」として利用している。	
三の丸	地下に埋蔵される要素 (確認済の要素を列記)	中屋敷(作事場)跡 大手門跡 藩校跡 大手通り 三の丸堀跡 藩主居館堀跡 藩主居館井戸跡 ①	三の丸内の諸施設や三の丸堀の遺構。	
	地上で確認される要素(堀・石垣、その他諸施設)	藩主居館井戸跡 ②(2箇所)	藩主居館跡(上田高校敷地)内にある井戸跡。	
	建造物	藩主居館跡(表門、土堀、濠、土塁) (市指定)	近世の政庁跡。堀や土塁、文久 3 年(1863)築の土堀、寛政元年(1790)築の表門が残る。 現在は上田高校敷地となっている。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
小泉曲輪	地 上 で 確 認 さ れ る 要 素 (堀・ 石垣、その 他諸施設)	小泉曲輪	上田城二の丸西側に設けられた曲輪。 建造物や土塁等は設けられておらず、 一時期「御茶屋」や「調練場」が設置 されていた。	
		捨堀	百間堀の西側に設けられた水堀。百間 堀と水路でつながり給水されていた。	
	自然地形	上田泥流層崖面	河川面と城郭面を分ける上田泥流層 の崖面が一部で観察できる。	

③-1 近代以降の歴史を示す要素

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸・尼ヶ淵	地上で確認される要素（堀・石垣、その他諸施設）	市営陸上競技場	一部二の丸櫓台を崩しているが、ほぼ百間堀をそのまま利用して昭和 2 年(1927)に設置されたもの。	
		市営野球場	百間堀をそのまま利用して昭和 3 年(1928)に設置されたもの。設置当初は「市営運動場」。	
		上田交通真田傍陽線道敷跡	昭和 2 年(1927)に上田駅から伊勢山まで上田温泉電軌北東線が開通。二の丸堀東側の堀底を掘り下げて軌道敷とし、二の丸東虎口の土橋を架け替えて二の丸橋（トンネル状）を設置した。橋南側には公会堂下駅が設置(昭和 23 年(1948)に公園前駅に改称)され、昭和 47 年(1972)の廃線まで使用された。現在でも二の丸橋及びプラットホームが残されている。	
	建築物	相撲場	昭和 3 年(1928)に百間堀跡地の陸上競技場西側に設置された。	
三の丸	地上で確認される要素（堀・石垣、その他諸施設）	道筋	近代以降市街地化に伴い改変された場所も多いが、大手通りや丸堀周辺など、近世の道筋が残っている場所も多い。	
	建造物	旧上田市立図書館（市指定）	大正 2 年(1913)に建設された洋風建築の図書館。昭和 44 年(1970)まで使用され、その後は市役所分室や石井鶴三美術館等として使用され、平成 27 年以降、耐震改修等が必要となったことから使用されていない。	
		小県上田教育会館（石井鶴三美術館）	昭和 13 年(1938)に小県上田教育会によって建設された洋風建築。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
三 の 丸	建造物	上田新参町教会	昭和 9 年(1934)に建設されたカナダ・メソジスト派の教会。外観の色等建設当時と異なる部分もあるが、基本的な構造等は残されている。	
		梅花幼稚園	明治 35 年(1902)にカナダ・メソジスト派の幼稚園として建設。かつては宣教師館が隣接していた。外壁がモルタル壁になるなど、後世に改修が行われているが、基本的な構造は残されている。	

③-2 活用に必要要素

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二 の 丸 ・ 尼 ヶ 淵	地上で確認される要素 (堀・石垣、その他諸施設)	やぐら下芝生広場	近世は千曲川の分流が流れていた場所。近代以降も川筋に沿って水田・畑となっていたが、その後工場等となり、平成 14 年(2002)に芝生広場として整備された。	
		やぐら下多目的広場	近世は千曲川の分流が流れていた場所だが、近代以降畑や工場等となり、平成 14 年(2002)に多目的広場として整備された。	
	建築物	ボクシング場	昭和 27 年(1952)に上田城跡公園体育館分館として建設。	
		公衆トイレ (3 棟)	公園来訪者用に設置されたトイレ。	
		東屋 (3 棟)	公園来訪者休憩用に設置された東屋。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸・尼ヶ淵	工作物	児童遊園地 (鳥小屋含む)	二の丸北東側の堀を埋め立てて昭和38年(1963)に設置された児童公園。一角には動物も飼育されている。	
		文化財説明板 (6基)	遺構等解説のための説明板として設置。	
		石碑・胸像(5基)	上田市ゆかりの先人等を顕彰した石碑。	
		浅間大溶岩	天明3年(1783)の浅間山大噴火の際に現東御市まで押し出されたとされる溶岩。平成14年(2002)まで上田駅前に据えられていたが、駅前再開発事業に伴い現在地に移された。	
		公園・便益施設 (表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等)	上田城跡公園の便益施設として整備されている。	
		ライトアップ施設	西櫓及び南櫓をライトアップするための施設。	
三の丸	地上で確認される要素 (堀・石垣、その他諸施設)	大手門公園	大手門跡北西側に設置された公園。	
	建築物	市役所関連施設	昭和42年(1967)年建築の本庁舎と昭和55年(1980)建築の南庁舎を中心とした施設。令和4年度に完了した本庁舎の建替え及び南庁舎の改修によりこの2棟及び東庁舎に集約された。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
三 の 丸	建築物	上田市立清明小学校	近世には作事場が置かれていた場所 に大正 5 年(1916)、上田町立女子尋常 高等小学校が置かれ、昭和 34 年(1959) に清明小学校として開校。	
		上田市立第二中学校	文化 10 年(1813)に文武学校(明倫堂) が設置された場所に明治 6 年(1873)に 松平学校が開校。昭和 22 年(1947)に 上田市立第二中学校が開校した。	
		長野県上田高等学校	旧上田藩主居館地に建つ高校。明治 28 年(1895)に長野県尋常中学校上田支 校が現地に移転され、昭和 33 年(1958) に長野県上田高等学校と改称し現在 に至る。 建築物のほとんどは現代建築物とな ったが、藩主居館時代の表門や濠、土 塀、土塁、井戸や近代の土蔵等が残る。	
	工作物	史跡標柱	史跡上田城跡であることを示す石製 の標柱。	
		文化財説明板 (7 基)	遺構等解説のための説明板。	
		公園等案内板	公園内等を案内するための説明板。	
小 泉 曲 輪	地上で確認 される要素 (堀・石垣、 その他諸施 設)	上田高校グラウ ンド	捨堀の地形を利用して昭和 52 年 (1977)に設置されたグラウンド。	
	建築物	市民体育館	昭和 45 年(1970)建設。 第二体育館は昭和 55 年(1980)に建設。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
小泉曲輪	建築物	弓道場	昭和 53 年(1978)建設。	
		公衆トイレ (1 棟)	公園来訪者用に設置したトイレ。	
	工作物	文化財説明板 (1 基)	遺構等解説のための説明板。	
		石碑・胸像(2 基)	市民体育館駐車場の一角に建てられた石碑及び銅像。	

③-3 その他

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
小泉曲輪	地上で確認される要素(堀・石垣、その他諸施設)	市営西テニスコート	昭和 47 年(1972)設置のテニスコート。	

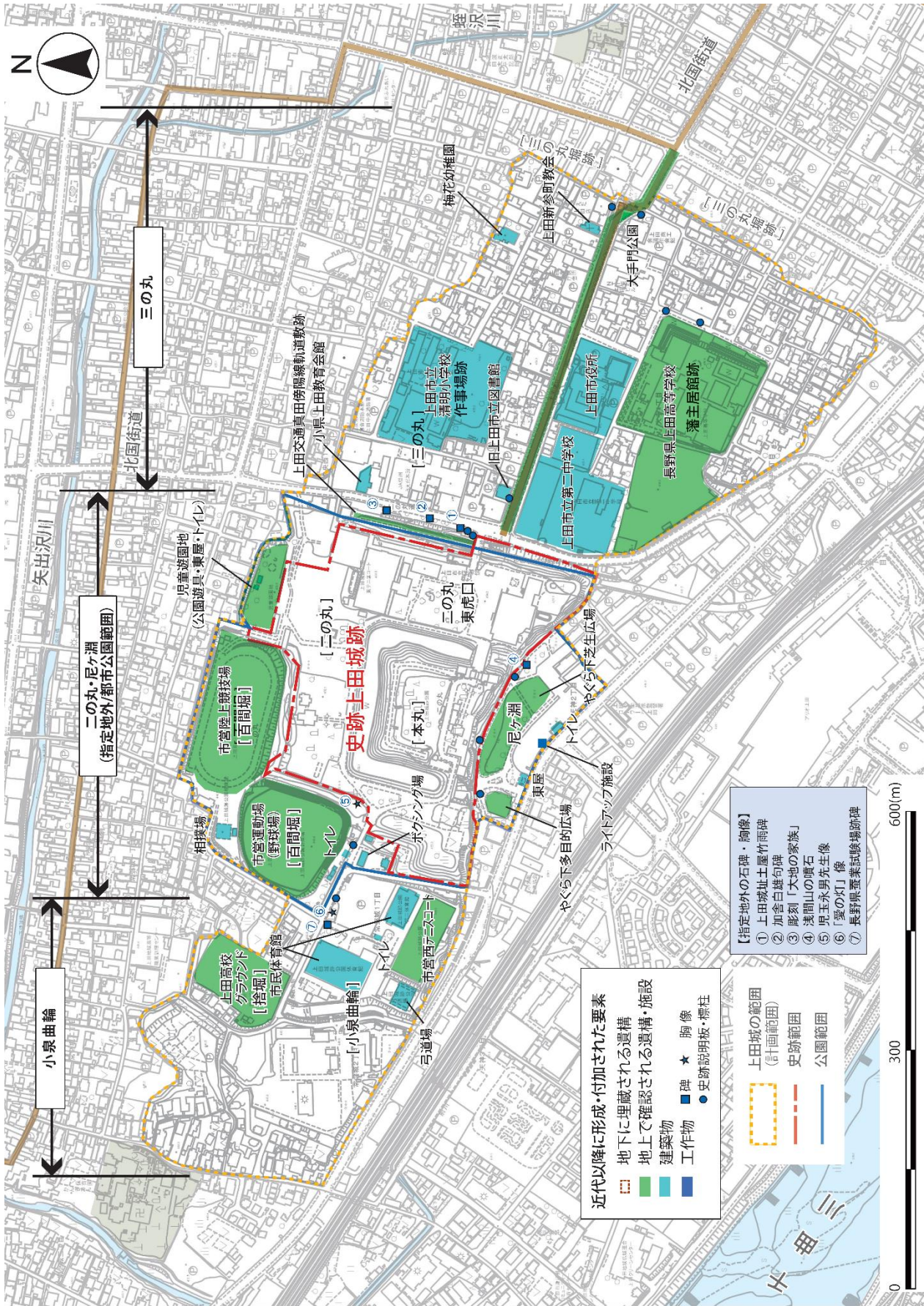


図 30 史跡外の近代以降に形成・付加された要素図

第5章 史跡の現状と課題

第1節 史跡指定地

(1) 構成要素別の現状と課題

①本丸

		名称	現状	課題
①本質的価値を構成する諸要素	さ地れ下るに要埋素蔵	土堀跡	遺構保存が図られている。	遺構の周知も検討する必要がある。
		真田期瓦出土層		
		西虎口北側石垣根石		
		西櫓東側石段		
		東虎口櫓門礎石		
		隅櫓基礎		
	地上で確認される要素	西櫓台石垣	孕みや石材の風化、間詰石の抜け落ち等が見られる。北櫓台には近世当時に南・北櫓や櫓門へ上るための石段が残るが、使用されていない。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
		北櫓台石垣		
		南櫓台石垣		
		東虎口石垣（2箇所）		
		東虎口土橋石垣（2箇所）	孕みや石材の風化、間詰石の抜け落ち等が見られる。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
		西虎口石垣（1箇所）		
		西虎口土橋石垣（1箇所）		
		本丸上段石垣（一部）	間詰石の緩み、抜け落ち、石材のズレが見られる。	崩落対策を講じる必要がある。
		土塁	本丸堀に面している部分が水による浸食を受けている。	
		堀	土塁保護のため低水位を維持していることによる水流の減少により水質悪化が見られる。	土塁崩落対策とともに水質悪化対策も進める必要がある。
		真田井戸	説明看板及び転落防止用の柵が設置されている。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
		櫓礎石（3箇所）	露出展示されている。	風化、破損等を経過観察する必要がある。
		西虎口櫓門礎石		
	建造物	西櫓（県宝）	内部の一般公開をしていない。	一般公開に向けた耐震工事等の環境整備やVRの活用、映像資料の提供等により内部の公開方法を検討する必要がある。
		南櫓（県宝）	内部を一般公開しているが、急な階段があるなどバリアフリー化できていない。	VRの活用や映像資料の提供等により、あらゆる来訪者が内部や櫓からの景色を知ることができる方法を検討する必要がある。
		北櫓（県宝）		

②本質的価値を補完する要素	建築物	東虎口櫓門	内部が公開されているが、バリアフリー化ができていない。	VR の活用や映像資料の提供等により、あらゆる来訪者が内部や櫓からの景色を知ることができる方法を検討する必要がある。
	要素地下	土橋下の暗渠排水	現在は使用されていない。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
③近代以降に形成・付加された要素	要素地上で確認される	西櫓台東側石段	危険を伴うような老朽化等は見られない。	継続的な観察を行う必要がある。
		西櫓台西側石垣		
		南櫓台石垣西側石段石垣		
		本丸上段石垣（一部）		
		南櫓台石垣東側法面石垣		
		北櫓台東側法面石積		
	建築物	眞田神社（本殿、拝殿、社務所、東屋、手水舎）	史跡内では主要な観光スポットとなっている。	今後も史跡の保存・活用について緊密に連携をする必要がある。
		東屋（1 棟）	大きな破損等は見られない。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
	樹木	樹木（カエデ、ウメ、カシ、ソメイヨシノ等）	高木化し、景観への影響や根による遺構への影響が懸念される。	計画的な植生管理を行う必要がある。
	工作物及び地下埋設物	階段	急であるため登りづらいとの意見が多い。	設置場所・方法について改善を検討する必要がある。
		史跡標柱	大きな破損等は見られない。	継続的な観察を行う必要がある。
		史跡説明板（4 基）	一部で日焼け等により見づらくなっているものがある。	修繕を検討し、必要に応じ内容の検討を行う必要がある。
		石碑（7 基）	管理者が分からないものがある。	管理者の特定や移転等について検討していく必要がある。
		消火栓（放水銃）及び貯水槽	設置から 40 年以上が経過し、老朽化している。	更新等を検討する必要がある。
		ライフライン（電気・上下水道）	現在使用されていないものもあり、一部で埋設場所が明らかになっていない。	埋設箇所の把握を進める必要がある。

②二の丸

		名称	現状	課題
①本質的価値を構成する諸要素	地下要素	堀跡（北東側）	遺構の保存が図られている。	遺構の周知も検討する必要がある。
		西虎口櫓門礎石		
		西虎口石垣跡		
		薮塀台石垣跡		
	地上で確認される要素	北虎口土橋石垣（2箇所）	西側については見ることができ るが、東側の大部分は埋め立てに より見ることができない。	東側にも残されていることを周知 する必要がある。
		北虎口石垣（一部）	孕みや石材の風化、間詰石の抜け 落ち等が見られる。	継続的な観察を行い、必要に応 じて修復を行う必要がある。
		土塁（東虎口北側、北側、西 虎口北側、西虎口南側）	一部近代以降の改変が見られる が、概ね良好に残されている。	近世の城郭遺構であることが充 分に認知されておらず、周知す る必要がある。
		櫓台（西南隅、東南隅）		
		北虎口櫓門礎石	露出展示している。	継続的な観察を行う必要がある。
		堀（南東側、南西側）	南西側は一部民有地がある。	所有者の意向も踏まえ、公有化 を検討する必要がある。
		石樋	大きな破損等は見られない。	継続的な観察を行う必要がある。
②本質的価値を補完する要素	地上要素	北虎口石垣（一部）（復元）	孕みや石材の風化、間詰石の抜け 落ち等が見られる。	継続的な観察を行い、必要に応 じて修復を行う必要がある。
③近代以降に形成・付加された要素	地上で確認される要素	上田監獄支署の石垣	孕みや石材の風化、間詰石の抜け 落ち等が見られる。	継続的な観察を行い、必要に応 じて修復を行う必要がある。 修復等の際に、近世の石材につい ては慎重に取り扱う必要がある。
		本丸堀東側園路脇石垣	一部で孕みが見られる。	継続的な観察を行い、必要に応 じて修復を行う必要がある。
		上田交通真田傍陽線軌道 敷跡地	遊歩道として利用している。	軌道敷であることを今後も周知 する必要がある。
		公園前駅跡地	階段の一部として利用しており、 大きな破損等は見られない。	継続的な観察を行う必要がある。
		市営東テニスコート	史跡外への移転が予定されてい る。	移転後の整備方針を定める必要 がある。
		駐車場（旧市民会館用）	駐車場としては使用しておらず、 園路の一部となっているが、武者 溜り整備等のため一部立ち入り 禁止としている。	通行者の安全を継続的に確保す る必要がある。
	建築物	上田招魂社（本殿、拝殿、 社務所（赤松小三郎記念 館））	多くの参拝客が訪れている。	今後も史跡の保存・活用につい て緊密に連携をする必要があ る。

		名称	現状	課題
		平和の鐘	大晦日に大手町自治会によって使用されているのみとなっている。	これまでも移転を繰り返していることから、全面改修等が必要な場合には史跡外への移転も検討する必要がある。
③近代以降に形成・付加された要素	建築物	市立博物館	・50年以上経過し、老朽化が進んでいる。 ・一部バリアフリーに対応していない。	・建替え等を検討する必要がある。 ・ICT技術の活用等により、あらゆる来訪者が展示内容を知ることができるよう検討する必要がある。
		公衆トイレ（3棟）	一部老朽化が見られる。	適時に更新を進め、来訪者の利便性を確保する必要がある。
		東屋（1棟）	来訪者の休憩場所として利用されている。	老朽化等について継続的に観察する必要がある。
		旧市民会館	取り壊し後、武者溜りとして整備する予定となっている。	計画的に取り壊しを進める必要がある。
	樹木	花木園	樹木の生長等により土塁の視認性が低下している。	城郭景観に配慮した植生管理を行う必要がある。
		樹木（マツ、イチョウ、スギ、ソメイヨシノ等）	高木化、老木化しているものもある。	落枝、倒木等の対策が必要。
		耕作地	1箇所は耕作が行われていない。	所有者の意向を確認し、公有地化を検討する必要がある。
	工作物及び地下埋設物	ラジオ塔	現在稼働していない設備である。	移設等を含めた検討を進める必要がある。
		二の丸橋	二の丸内への主要な入口として利用している。	継続的な観察を行う必要がある。
		愛の鐘鉄塔	老朽化が進行している。	大規模改修等が必要となった際にはその必要性も含め検討していく必要がある。
		公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等）	公園化の過程で徐々に整備されており、老朽化やデザインの不統一、配置も含めた機能の不備等がある。	史跡の活用に必要なものについては、デザインの統一等も含め計画的に更新を行う必要がある。
		電話ボックス（1棟）	来訪者が利用している。	史跡の活用に必要なものについては、計画的に更新を行う必要がある。
		史跡説明板（6基）	老朽化等は見られない。	継続的な観察を行う必要がある。
		石碑・胸像（17基）	管理者が分からないものがある。	管理者の特定や移転等について検討していく必要がある。
		ライトアップ施設	旧市民会館の取り壊しが予定されている。	取り壊し後のライトアップ施設について検討する必要がある。

		名称	現状	課題
		ライフライン(電気・上下水道)	現在使用されていないものもあり、一部で埋設場所が明らかになっていない。	埋設箇所の把握を進める必要がある。
		池	現在でも通水している。	漏水等について継続的に観察する必要がある。

③尼ヶ淵

		名称	現状	課題
①本質的価値を構成する諸要素	要素 地上で確認される	南櫓下下段石垣	平成 14～17 年に解体修復工事を実施。	継続的な経過観察が必要となる。
		南櫓下中段石垣（一部）	風化・孕み等は見られない。	継続的な経過観察が必要となる。
		西櫓下下段石垣	一部で風化・割れ・孕みが見られる。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
		眞田神社下石垣（一部）		
	要素 地形自然	東側堀尻石垣		
③近代以降に形成・付加された要素	要素 地上で確認される	尼ヶ淵崖面	これまでたびたび崩落している。	必要に応じて補強を行う必要がある。
		南櫓下中段石垣（一部）	風化・孕み等は見られない。	継続的な経過観察が必要となる。
		眞田神社下石垣（一部）		

(2) 保存の現状と課題

①保存の現状

- ・史跡指定地は、上田市が管理団体として保存管理を行っており、全域が都市公園「上田城跡公園」に位置付けられている。
- ・史跡内の現状変更については、文化財保護法に基づき文化庁許可が必要なものについては土地所有者から生涯学習・文化財課が許可申請を受け、長野県教育委員会を經由し、文化庁へ提出、許可を得ている。市の権限で許可できる軽微な変更については生涯学習・文化財課で内容を審査し、許可している。
- ・史跡内の除草等の日常的な維持管理は、各管理者が行い、公園利用に関する許可や指導は公園管理事務所で行っている。各管理者において現状変更が必要となる場合は、生涯学習・文化財課の指導のもと、進めている。
- ・史跡内は市有地の他、神社地(真田神社、招魂社)と個人所有の畑がある。神社地については工事等の際に事前の相談や現状変更等の手続きが行われている。畑については耕作が行われている場所と行われていない場所がある。
- ・これまでの発掘調査により一部の石垣や土塁について、近代の積み直しであることが明らかとなってきている。
- ・樹木の日常的な剪定等は公園管理事務所が行っているが、史跡上田城跡保存管理計画で掲げている支障木の伐採や近世の植生調査に基づく整備等は進んでいない。
- ・遺構保存について、これまでに尼ヶ淵崩落防止工事や石垣基礎調査を実施している。建造物である3棟の櫓については、耐震診断が未実施である。
- ・近世期とみられる石垣については平成21年度に「石垣基礎調査」として三次元レーザー測量を行い、一部で孕み、割れ等が確認されている。

②保存の課題

- ・無耕作地については、所有者の意向も確認しながら公有地化を検討する必要がある。
- ・老木化・高木化により倒木や落枝の危険があるほか、一部で景観を阻害しているため、計画に沿った植生管理を行う必要がある。
- ・石垣や土塁・尼ヶ淵における崩落等の進行状況について、継続的な経過観察を行い、必要に応じて修復工事を行う必要があるほか、3棟の櫓についても耐震診断を実施し必要に応じて耐震化工事を行う必要がある。
- ・発掘調査未実施地や実施済みだが遺構が失われている場所について、近世期の状況が明らかとなっていない。
- ・本質的価値である真田期の上田城に関する文献および遺構等については確認できているものが僅少で調査研究が十分に進められていない。
- ・石垣基礎調査以降の経過観察ができていないほか、対象外とした近代以降の石垣調査が未実施のままである。
- ・尼ヶ淵崩落防止工事については、史跡の本質的価値であることを十分に認識し、崖面の風合いが維持できる工法を検討する必要がある。

(3) 活用の現状と課題

①活用の現状

・史跡内を会場とした主なイベントは、「上田城千本桜まつり」「うえだこどもまつり」「上田真田まつり」「上田城紅葉まつり」であり、毎年開催している大規模イベントが主となっている。上田城千本桜まつり期間中は史跡内の主要スポットがライトアップされ、史跡の演出や防犯に寄与しているが、設置・撤去費用や機材保管場所などの負担が大きい。



写真 31 上田城千本桜まつり

・図 31 のとおり、史跡内で公開している櫓へは過去 10 年平均で年間約 12 万人が、市立博物館へは 9.5 万人が訪れる。例年、春及び夏に来館者が多く、冬場は少ない傾向にある。また、史跡内ではこの他にウォーキングや公園利用者、スポーツ施設の利用者も多く見られる。

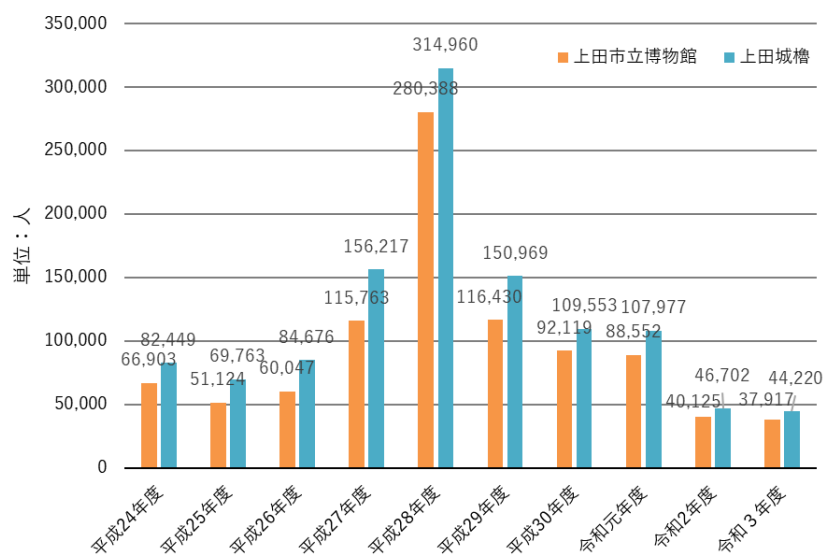


図 31 史跡上田城跡内施設 年度別入館者数

- ・城跡への来訪者の多くは三棟の櫓や櫓門を見学するが、天守等がないため、城郭見学として不満足との感想が聞かれる。
- ・現在の遺構が近世(仙石期以降)のものであることについて、文化財説明板では記載しているが来訪者向けの表示や幟等のほとんどが真田氏を示すものであるため、真田期のものであると認識する来訪者も多い。
- ・学校教育においては、毎年小学3年生に歴史や文化財を含む地元学習の副読本『わたしたちの上田市』を配布しており、その中で上田城についても触れているほか、小学生の校外学習で上田城を訪れている。
- ・西櫓・北櫓・南櫓及び櫓門は通常期でも夜間のライトアップが行われ、来訪者や近隣通行者、新幹線の乗客等へのイメージアップが図られている。
- ・平成22年には真田一族にゆかりのある長野県・群馬県内の13市町村が「真田街道推進機構」を結成、平成18年には大阪城と友好城郭提携を行うなど、広域に連携しながらイベントにおけるブースの出展など上田城も含めた様々な情報発信を行っている。
- ・近世の上田城の様子を知るコンテンツとして、平成28年から令和元年までアプリ「VR 上田城」を公開していたが、現在はマルチメディア情報センターによって一部がWEB公開されている。また、上田市立博物館ではCGを用いたVR映像を放映している。

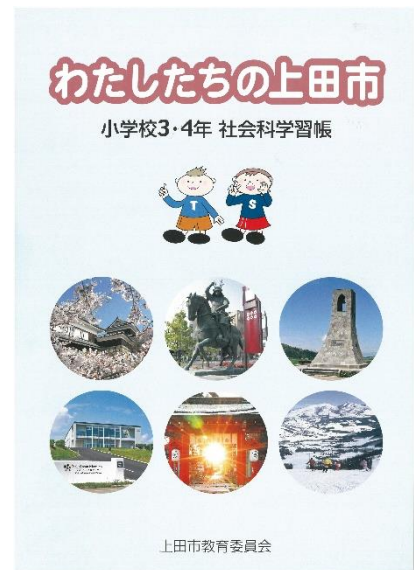


図32 『わたしたちの上田市』



図33 真田街道推進機構パンフレット

②活用の課題

- ・演出や防犯の観点から大規模イベント期間外でもライトアップの要望があり、設備の常設化及び史跡全体のライトアップ計画の検討が必要。
- ・「上田城千本桜まつり」等の大規模イベントは行われているが、市民団体等による中、小規模イベントの開催が少ない。
- ・文化財説明板や表示板、イベント等での掲示物等を見直すなど、真田氏以降の歴史・遺構の経過が様々な目的での来訪者にも理解しやすいようにする必要がある。
- ・上田城の城郭構造を総合的に伝えるパンフレットの作成等により、縄張りや史跡全域の遺構から城郭としての情報発信を進める必要がある。
- ・学校教育において児童、生徒への出前講座、現地での解説や社会科教員等への現地解説等を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響によりその機会が減少し、上田城の歴史、構造、魅力を十分に伝えられていない。
- ・上田城跡内を歩きながら近世期の様子を知ることができるコンテンツが限定的である。

(4) 整備の現状と課題

平成2年度の整備基本計画策定以降に実施した史跡整備の履歴については P62～P63 に記載している。

① 整備の現状

- ・昭和54年(1979)の料亭「富貴」の解体撤去以降、整備基本計画等に基づき民家や武徳殿、公園管理事務所、市民プール、神社土蔵等といった近現代建造物の解体撤去、史跡外移転を継続的に進めており、今後は旧市民会館の解体撤去、東テニスコートの史跡外移転を予定している。
- ・整備基本計画に基づき、発掘調査や本丸東虎口櫓門の復元及び二の丸北虎口の整備等を実施してきた。現在は平成23年度改訂時の短期目標に掲げている二の丸東虎口及び武者溜りの整備、本丸七つ櫓の復元（復元的整備）を検討している。
- ・今後整備が予定されている場所は、旧市民会館周辺を除き概ね発掘調査が終了している。
- ・上田市立博物館については、本館・別館ともに建設から約60年が経過し、老朽化が進行しているほか、収蔵庫が不足している状況である。
- ・都市公園としての来訪者に対する利便性向上等のため、これまで多目的広場の整備、園路の舗装とバリアフリー化、改修、東屋・トイレ等の設置、改築を行っている。

② 整備の課題

- ・平成23年度の整備基本計画改訂時から10年余が経過し、史跡全体の整備構想や近現代建造物の解体撤去、移転後の整備方法等に係る考え方等に変化も出てきているため、再度改訂を行う必要がある。
- ・平成2年から継続的に行ってきた発掘調査の成果について精査し、必要に応じて追加調査を検討するとともに、近現代以降も含め、城内に存在する（した）建造物について、資料調査を継続していく必要がある。
- ・石垣の修理、あるいは復元整備を行う場合に必要となる石材（緑色凝灰岩あるいは流紋岩）の調達に際し、上田城の江戸期石切丁場を含む太郎山山系からの採掘が現在では不可能であることから、石材の入手先について具体的に検討する必要がある。
- ・近代以降に形成、付加された要素について、従来は基本的に撤去し、城郭遺構を表現する整備の方針で進めてきたが、城跡における歴史の重層性を鑑み、近代以降の要素についても保存・活用が求められる情勢となっていることから、その方針について再検討する必要がある。
- ・市内の他の公立博物館、博物館類似施設等も含めた(仮称)博物館整備基本計画を策定し、上田市立博物館の史跡外移転も含めた方向性について定める必要がある。
- ・今後、大規模な史跡整備を計画するにあたり、史跡の活用に資する環境整備や、都市公園における利便性・防災対策・バリアフリー対策等について検討する必要がある。

①運営・体制の整備の現状

-
- 国（文化庁など）
長野県・長野県教育委員会
- 指導・助言
支援（事業など）
- 連絡・調整
- 上田市（管理団体）
- 上田市教育委員会
生涯学習・文化財課
- 情報共有・相互連携
- 市内関係課
都市計画課
上田城跡整備室
櫓復元推進室
建築課
上田市立博物館
市立上田図書館
上田市公文書館
観光シティプロモーション課
文化政策課
学校教育課
スポーツ推進課 など
- 上田市文化財
保護審議会
- 答申
- 諮問
- 史跡上田城跡
整備専門家会議
- 助言
- 意見聴取
- 共同研究
歴史教育の推進
- 教育機関
大学・専門学校
高等学校
中学校・小学校 など
- 連携・情報共有
- 他自治体
他城郭管理団体
- 連携
- 真田神社
上田招魂社
史跡内土地所有者
- 連携・協働
- 市民
上田・城下町活性化
観光ガイド団体
信州上田観光協会
ほか

105

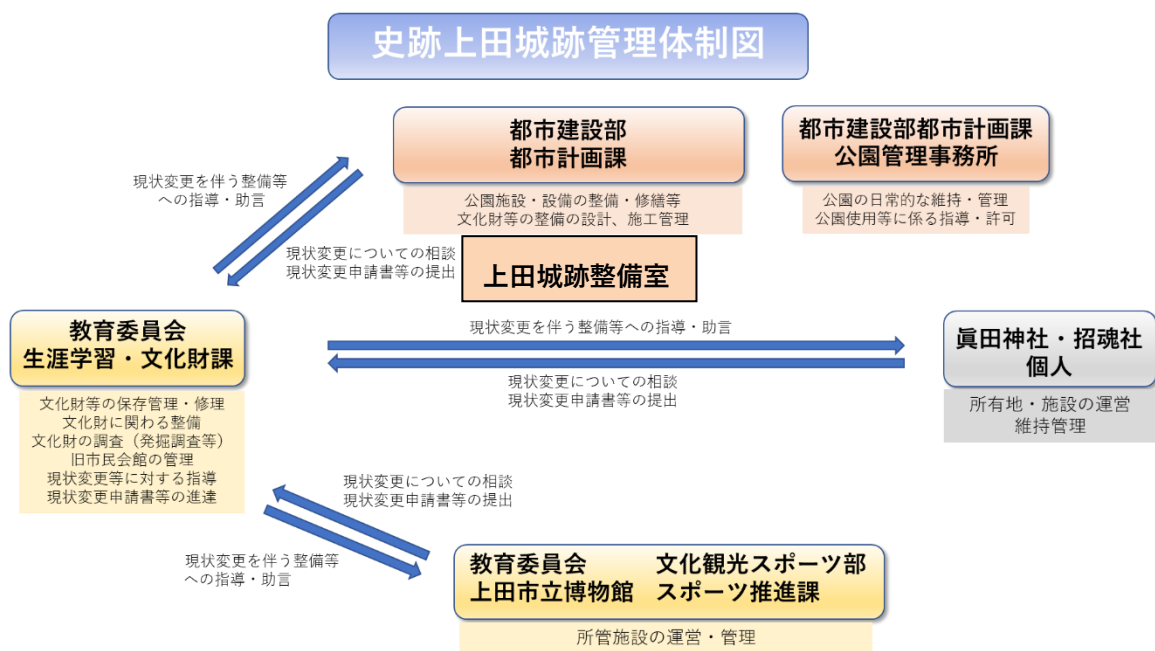


図 35 史跡内の管理体制図

②運営・体制の整備の課題

- ・保存・整備・活用を円滑に進めていくために、関係部局における役割を整理し、連携を強化していく必要がある。
- ・今後の整備にあたっては、市民全体の整備に対する気運の醸成が不可欠であり、住民自治組織や市民団体、地元住民との連携を強化し、PR 活動等を推進して行く必要がある。
- ・整備活用事業の推進のため、さらなる調査研究を進める必要があるが、専門知識や技術を有する職員が不足しており、体制が不十分である。特に発掘調査については、史跡の調査を担当できる若手・中堅職員が皆無であり、人材の育成が急務である。
- ・令和 5 年度に組織した櫓復元整備室、上田城跡整備室と生涯学習・文化財課の業務分担や連携等について円滑かつ綿密に進めていく必要がある。

第 2 節 史跡指定地周辺

(1) 構成要素別の現状と課題

①史跡周辺の構成要素 二の丸・尼ヶ淵

		名称	現状	課題
①本質的価値を構成する諸要素	地下に埋蔵される要素	二の丸堀跡	児童遊園地及び駐車場として活用されている。 平成 27 年の発掘調査により堀の法面が検出されている。	二の丸堀北東側全体の遺構残存状況が明らかになっていないため、調査を行う必要がある。
	地上で確認される要素	百間堀	陸上競技場及び市営野球場として利用されている。	大規模修繕等が必要となった場合の方向性について検討していく必要がある。
		土塁	天端が道路として利用している。	堀の仕切りであることの周知を進める必要がある。
		二の丸堀	ケヤキ並木遊歩道として利用している。	ケヤキの落枝の危険性がある。
③近代以降に形成・付加された要素	地上で確認される要素	市営陸上競技場	老朽化が進んでいるが、当面は修理をしながら使用するとの方 向性を示している。	改修等の際には遺構や景観の保護に留意する必要がある。
		市営野球場		
		上田交通北東線軌道敷跡	二の丸橋及びプラットホームは良好に保存されている。	周辺の鉄道関連遺構が少なく、鉄道遺産としての広域的な活用ができていない。
		やぐら下芝生広場	多くの来訪者があり、尼ヶ淵からの城郭景観を体感することができている。	尼ヶ淵や櫓等への眺望を今後も確保する必要がある。
		やぐら下多目的広場		
	建築物	相撲場	現在も活用されている。	改修等の際には遺構や景観の保護に留意する必要がある。
		ボクシング場	現在も使用され、今後も改修して施設維持を行う方針であるが、将来的には城外に移転予定。	上田城跡体育館と合わせ長期的な視点での整備の方向性を検討していく必要がある。
		公衆トイレ (3 棟)	多くの来訪者に利用されている。	今後も来訪者の利便性を確保する必要がある。
		東屋 (3 棟)		
	工作物及び地下埋設物	児童遊園地 (鳥小屋含む)	現在でも遊具や鳥小屋が設置され、多くの子ども連れが利用している。	かつて上田城の堀であったことが十分に周知されていない。
		文化財説明板 (6 基)	遺構等の情報を来訪者に伝えている。	破損・劣化について継続的に観察する必要がある。
		石碑・胸像 (5 基)	管理者が分からないものがある。	管理者の特定を進める必要がある。
		浅間大溶岩	現状で崩壊等の恐れは確認できない。	継続的な観察を行う必要がある。
		公園・便益施設 (表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等)	維持管理が良好に行われている。	破損・劣化について継続的に観察する必要がある。

		名称	現状	課題
③近代以降に形成・付加された要素	工作物	ライトアップ施設	鉄道や道路から夜間でも櫓や尼ヶ淵が良好に見ることができている。	破損・劣化について継続的に観察する必要がある。

②史跡周辺の構成要素 三の丸

		名称	現状	課題
①本質的価値を構成する諸要素	地下に埋蔵される要素	中屋敷(作事場)跡 大手門跡 藩校跡 大手通り 三の丸堀跡 藩主居館堀跡 藩主居館井戸跡①	地下で保存が図られている。	未調査部分については必要に応じ調査を実施する必要がある。
	地上で確認される要素	藩主居館井戸跡②(2箇所)	現状で損壊等の恐れは確認できない。	継続的な観察を行う必要がある。
	建造物	藩主居館跡(表門、土堀、濠、土塁) (市指定)	一部で老朽化が進行している。	状況を定期的に観察し、必要に応じ保存修理を図っていく必要がある。
③近代以降に形成・付加された要素	地上で確認される要素	道筋	舗装等が行われているが、道筋は良好に残されている。	住民等に十分に周知されていない。
		大手門公園	東屋や滝が設置され、通行人の休憩場所となっている。	滝が石積みで構成されており、当時の石垣と誤解される可能性がある。
	建築物	旧上田市立図書館(市指定)	現在は倉庫として使用しているが、老朽化が進行している。耐震改修見通しやその後の活用方法が決まっていない。	耐震改修や今後の活用方法について早急に検討する必要がある。
		小県上田教育会館	現在でも石井鶴三作品の展示室や事務所として使用されている。	建造物の建て替えや改修の際には遺構への影響に留意する必要がある。
		上田新参町教会	教会として使用されている。	
		梅花幼稚園	幼稚園として使用されている。	
		市役所関連施設	東庁舎については老朽化が進行している。	取り壊しや改築等の際には遺構への影響について確認する必要がある。
		上田市立清明小学校	現在も使用されている。	建造物の建て替えや改修の際には遺構への影響に留意する必要がある。
		上田市立第二中学校		
		長野県上田高等学校	高校の敷地として日常的に使用されており、表門、土堀、濠、土塁は市指定文化財となっている。	建造物の建て替えや改修の際には遺構への影響に留意する必要がある。

		名称	現状	課題
③近代以降に形成・付加された要素	工作物	史跡標柱	良好な状態を保っている。	破損・劣化について継続的に観察する必要がある。
		文化財説明板（7基）		設置した年代等により不統一のものもあり、更新等の際には留意する必要がある。
		公園等案内板		破損・劣化について継続的に観察する必要がある。

③史跡周辺の構成要素 小泉曲輪

		名称	現状	課題
①本質的価値を構成する諸要素	さ地れ上るで要確素認	小泉曲輪	上田城跡体育館やテニスコート等の体育施設や工場が建てられている。	体育施設の老朽化が進んでおり、今後の整備方針等について検討する必要がある。
		捨堀	堀地形をほぼそのまま上田高校のグラウンドとして使用されている。	堀跡であることの周知を進める必要がある。
	地自然形	上田泥流層崖面	一部で崩落対策としての柵が設けられている。	崖面の定期的な観察を行い、必要に応じ対策工事等を検討する必要がある。
③近代以降に形成・付加された要素	さ地れ上るで要確素認	上田高校グラウンド	高校のグラウンドとして使用されている。	改修等の際には遺構への影響に留意する必要がある。
		市営西テニスコート	今後城外への移転を予定している。	移転後の整備方針を検討する必要がある。
	建築物	市民体育館	多くの方に利用されているが、老朽化が進んでいる。	今後の整備方針等について多角的に検討する必要がある。
		弓道場	当面は施設の維持を行う予定としている。	改修等の際には遺構への影響に留意する必要がある。
		公衆トイレ	多くの来訪者に利用されているが、老朽化が進んでいる。	改修等を検討する必要がある。
	工作物	文化財説明板（1基）	良好な状態を保っている。	破損・劣化について継続的に観察する必要がある。
		石碑・胸像（2基）	スポーツ推進課で管理しているが、劣化等は見られない。	

（２）保存の現状と課題

①保存の現状

- ・史跡周辺については、藩主居館跡や二の丸堀跡、小泉曲輪、武家屋敷など、近世遺構がある。
上田藩主居館跡については市指定文化財、二の丸堀跡や小泉曲輪は都市公園の市有地、武家屋敷については未指定となっている。
- ・中屋敷跡や大手門跡などの地下に埋蔵されている遺構については、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護されている。開発行為が行われた場所については発掘調査により遺構の残存状況が把握されているが、それ以外については明らかとなっていない。

②保存の課題

- ・未指定地については、担当部局や所有者と協議を進め、追加指定等も含めた保護措置を検討する必要がある。
- ・開発行為等が行われる場合には必要に応じて発掘調査を行い、遺構の状況を確認する必要がある。

（３）活用の現状と課題

①活用の現状

- ・藩主居館跡は高校として、二の丸堀跡や小泉曲輪はスポーツ施設として利用されている。周辺には近世の状況を伝える看板が設置され、周知が図られているが十分に認識されているとは言えない。
- ・三の丸東側は近代以降開発が進み、近世の遺構の他に近代建造物や現代建造物が混在している。様々な時代や産業等ごとに紹介するパンフレットや刊行物、看板等により情報発信が図られている。近年ではそういった歴史的建造物をリノベーションした店舗がオープンし、連携してイベントを開催するなど、新たな活用が行われている。

②活用の課題

- ・三の丸や小泉曲輪については、かつては城内であったことをパンフレット等の作成やまちあるきイベント、Web やアプリ上で発信する必要がある。
- ・歴史的建造物の活用が行われ始めているが、現在のまちなみに至った歴史的経過や価値が十分に周知されているとは言えない。様々なイベントや歴史的建造物を活かした店舗等と連携し、歴史的経過や価値について発信していく必要がある。



写真 32 歴史的建造物を活用したイベント

（４）整備の現状と課題

①整備の現状

- ・三の丸東側は近代以降開発が進み、近世の遺構の他に近代建造物や現代建造物が混在している。旧上田市立図書館や小県上田教育会館など蚕都上田の繁栄を物語る建造物や上田新参町教会や梅花幼稚園など近代化を今に伝える建築物も残る。
- ・スポーツ施設については、当面は現状維持の方針となっているが、いずれも設置から 50 年以上経過し老朽化が進んでいる。市営野球場や市営陸上競技場等は当面維持される予定だが、市営西テニスコート等は今後城外への移転を予定している。

②整備の課題

- ・様々な時代の要素が混在しているため、整備の方針を設定し、計画的に進める必要がある。
- ・市営野球場や市営陸上競技場等については遺構に合わせた整備が行われているため、現状維持を認めるが、工事等の際には遺構への影響に配慮する必要がある。また、市営西テニスコート等の城外移転の際には発掘調査を実施し、遺構の確認を踏まえた整備方針を定める必要がある。

(5) 運営・体制の整備の現状と課題

①運営・体制の整備の現状

- ・二の丸・尼ヶ淵の児童遊園地や芝生広場は都市計画課、陸上競技場や野球場、市民体育館などのスポーツ施設はスポーツ推進課が管理・運営を行っている。ボクシング場は市有施設であるが民間が運営している。
- ・三の丸は市役所関連施設や学校施設（上田高校、第二中学校、清明小学校）、が多く、各施設管理者のもと日常の管理が行われている。上田高校には市指定文化財である表門・土塀・濠・土塁があり、日常の維持管理は高校が行っている。
- ・小泉曲輪の市民体育館、テニスコート、弓道場はスポーツ推進課が一体的に管理・運営を行っている。捨堀跡地は上田高校のサッカー用グラウンドとして利用されている。

②運営・体制の整備の課題

- ・史跡外についても、都市公園内はもとより、公園外のスポーツ施設も含め、史跡との関係を意識した管理・運営が求められ、連携を強化していく必要がある。
- ・藩主居館跡表門、土塀、濠、土塁について、今後修繕等が見込まれるが、県教委高校教育課、上田高校、市教委生涯学習・文化財課による連携に加え、歩道の修景も一体と捉え都市計画課との連携も必要となる。

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

前章までに記載した史跡上田城跡における現状と課題を踏まえ、4章に掲げた本質的価値を守り伝えていくため、史跡上田城跡保存活用の大綱を以下のとおり定める。

伝えよう未来に、尼ヶ淵の堅固な要害を

1. 継続した調査研究により、破却された真田氏の城を仙石氏・松平氏がどのように改変したのかを明らかにし、その調査成果をもとに保存・活用に取り組むことで、関ヶ原後の破城、武家諸法度の下での復興、そして明治維新による廃城といった様々な契機を経て今に遺された史跡上田城跡の価値を市民が理解し、これを地域の宝として未来に継承しようとする機運の醸成に努める。
2. 現存する石垣や土塁、堀等に加え、櫓や櫓門、二の丸東虎口の堅牢な石垣の配置、尼ヶ淵の要害等を再現することにより、史跡上田城跡の価値を顕在化し、来訪者がその特徴や歴史を体感できるような整備・活用を推進する。
3. 市民や関係団体などと、堅固な尼ヶ淵の要害や本丸七つ櫓、各所に配置された鬼門除けの仕組みなど、史跡上田城跡の魅力のひとつである築城時から累積された本質的価値を共有し、上田市全体で保存・活用を推進する。

第2節 基本方針

第1節のとおり、今後の史跡上田城跡の望ましい姿を、大綱として示した。次に「保存管理」「活用」「整備」「体制」に係る基本方針を示す。

(1) 保存管理

史跡上田城跡の本質的価値を踏まえた、保存管理の方針・方法と、現状変更等の基準・手続きを明確に示し、関係者間で共有することにより、確実に保存を図り未来へと継承する。

史跡の構成要素や指定地の現状を踏まえて範囲を区分し、地区別の各種現状変更等の行為に対し、取扱い基準を定める。特に、史跡内には神社境内と民地（畑地）があり、それぞれの活動において必要な行為との調整を図りつつ、適切に史跡の保存が図られるようにする。

さらに、史跡指定地内外の調査を行い、明らかにされていない城郭の価値や全体像の把握に努めると同時に、公有化や追加指定等に取り組むことにより、史跡上田城跡の保護をより万全なものとする。

(2) 活用

上田城築城以降現在に至る歴史変遷や、城郭の基本構造、現地で見ることのできる城郭遺構について、来訪者が体感し理解を深められるよう情報発信を進める。また、Web 媒体や講座などのさまざまな手段を用いて来訪者のみならずより多くの人々が上田城について知り、興味を持つことができる機会を創出していく。

都市公園やスポーツ施設としての利用者も多いことから、庁内他部局や各種団体等とも連携し多面的な活用を図るほか、学校教育や生涯学習における活用も進める。

(3) 整備

上田城の特徴を体感できるようにするため、古写真による検証を可能とする幕末の城郭構造を復元するという原則のもと、各種調査を行いながら廃城後の歴史や都市公園としての役割にも配慮しつつ、整備・活用を進める。また、市街地では貴重なものとなった緑地空間の維持に配慮する。短期的には二の丸東虎口周辺に設けられていた武者溜りや三十間堀といった特徴的な防御施設を体感できるよう整備を進める。

(4) 管理運営体制の整備

将来にわたって継続的な保存と活用を行うために、市民協働・官民連携の推進も含めた運営の方法及びそれらを進めるうえで必要な体制を整備する。

第 7 章 保存管理の方向性と方法

第 1 節 保存管理の方向性

史跡指定地内における上田城跡の本質的価値を構成する要素は引き続き確実に保存・継承し、上田城跡の本質的価値をより明確にするための継続的な調査研究を進める。本質的価値を補う要素についても、本質的価値と同等の取扱いにより保存管理を行う。また、近代以降に形成された要素についても本質的価値との関係性を整理し、保存が必要な要素については対策を講じる。

上田城跡を形成する自然環境や景観の保全を図るとともに、必要に応じて史跡の追加指定や公有地化を行い、城跡の適切な保護を図る。

(1) 地区区分の設定および地区別方針

史跡指定地は、本丸地区、二の丸地区、尼ヶ淵地区の計 3 地区を基本的な地区区分としたうえで、土地利用の取扱い上の細分として A 地区（市の所有管理する範囲）、B 地区（境内地及び耕作地）を設定する。これに、史跡指定地外ではあるが史跡と一体的に保存管理を行っている都市公園の範囲である C 地区（指定地外の都市公園）を加える（図 36）。

これらの地区に対し、保存管理方針を示す。このほか、指定地外である三の丸および小泉曲輪地区についても基本的な方向性を示す。

表 15 地区別の保存管理方針

指定地 内/外	地区名	基本方針
史跡 指定地	本丸地区 (A地区・B地区 共通)	● 史跡上田城跡で最も本質的価値が顕在化している地区であり、隅櫓 3 棟、土塁、堀をはじめ、石垣や礎石など、城郭構造を体感できる枢要な区域である。これらの建造物や遺構について、現状を適切に保存し、必要な修理を行う。 ● 現在失われている遺構や建造物について、調査研究の結果、十分な資料が得られた場合において、保存・活用に有益である場合、本質的価値である要素を保護したうえで復元を検討する。
	二の丸地区 (A地区・B地区 共通)	● 現存する遺構は現状を適切に保存し、必要な修理を行う。 ● 近代・現代の施設については、維持や移設、撤去等の方針を個別に検討する。 ● 便益施設や植生について史跡公園・都市公園としての環境を維持する。
	尼ヶ淵地区	● 良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。石垣および景観の保護のため、樹木や草木を適切に管理する。 ● き損した石垣は、調査成果等を反映させて修復等の措置を講じる。 ● 崖面の保存を行う際は、上田泥流層の風合いを維持する措置を検討し、対策を講じる。 ● 災害発生時の緊急体制（市組織及び関連機関）を構築する。
指定地外 (埋蔵文化財包蔵地)	二の丸・尼ヶ淵 C 地区 (都市公園範囲)	● 百間堀は、城が営まれていた当時の堀が良好に保存されている箇所はないが、良好な状態を維持している土塁は、現状を適切に保存する。 ● き損した土塁は修復を行い、発掘調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じる。 ● 二の丸堀の地下遺構については、適切に保存を行う。 ● 尼ヶ淵は、樹木等の適切な管理を行い、景観維持に努める。
	三の丸	● 藩主居館や作事場、大手門、三の丸堀といった地下遺構が点在し、武家屋敷の面影を保存する建造物もわずかに見られる。所有者や管理者の協力を得ながら、遺構の保存を図る。
	小泉曲輪	● 体育館などの体育施設等が所在しているが、当面の間はこれを適切に管理し、必要な修理等を行い維持する。施設の更新については、総合的な計画や防災の視点も含め、場所の検討を行う。 ● 今後、発掘調査が行われていない区域については、機を捉えて発掘調査を実施し、重要な遺構等が確認された場合は保護措置を講じる。

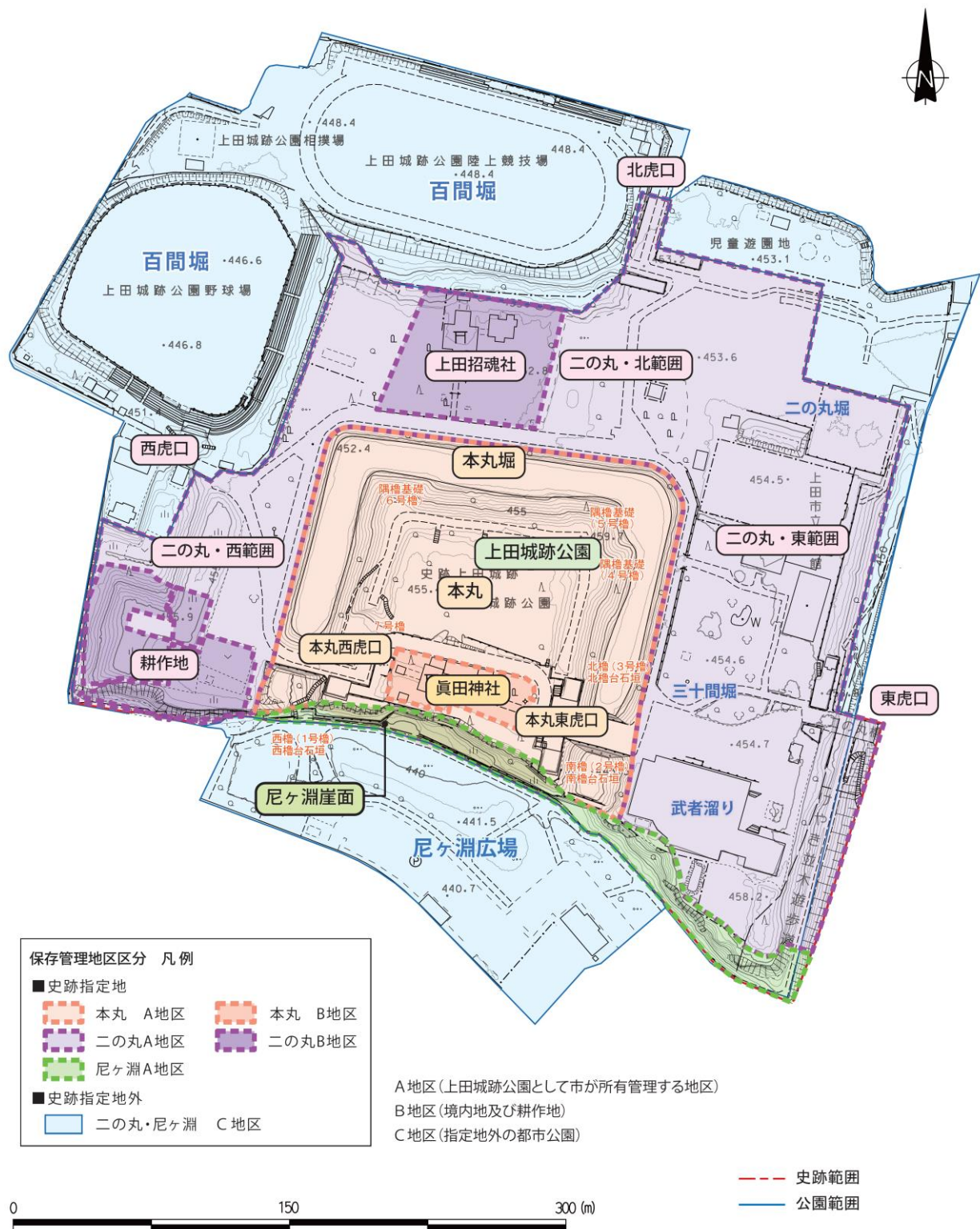


図 36 地区区分の設定

第2節 保存管理の方法

(1) 構成要素の保存管理（地区別）

史跡地内の都市公園区域を含めた地区区分に基づき、各地区の構成要素について保存管理の方法を提示する。

■本丸 A 地区（市有地）

〈本質的価値を構成する諸要素〉

①地下に埋蔵される要素（確認済の要素）

ア 土堀跡、真田期瓦出土層、西虎口北側石垣根石、西櫓東側石段、東虎口櫓門礎石、隅櫓基礎

失われた本丸隅櫓のうち 3 基の遺構や土堀跡が発掘調査で検出されている。また、真田期の瓦出土層や近世の石垣根石、石段を確認しているほか、東虎口櫓門の礎石は復元された櫓門の下に埋設されている。これら地下遺構は、現地で適切に保存する。発掘調査や史跡整備の実施等の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

②地上で確認される要素

ア 西・北・南櫓台石垣、東虎口石垣、東虎口土橋石垣、西虎口石垣、西虎口土橋石垣、本丸上段石垣

良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存し、景観保全も含め定期的にツタ等を除去する。また、既存の石垣カルテを更新し、令和 5 年に文化庁から示された「文化財石垣耐震診断指針(案)」(以下指針案)等に基づき予備診断を実施し、適切に管理していく。

イ 土塁

良好に保存されている土塁は、現状を適切に保存する。き損が発生した場合は、修復等の措置を講じる。また、樹木が土塁に悪影響を与えている場合は、伐採を含めた改善策を検討し、措置を講じる。

ウ 堀

堀は将来にわたって水面を保持していくこととする。水深は正保絵図に記される 2 間（約 3.6m）とするのが理想だが、城が営まれていた当時と水源が異なる（現在は雨水や地下水を使用）ことや公園利用者の安全確保の観点から、現状の 50cm 程度を維持する。なお、自然環境の変化により水が確保できなくなった場合には、この限りではない。

堀の水質向上のために、堀底の堆積物については維持管理としての清掃に加え、周辺での修復や整備にあわせ、しゅんせつ等の適切な管理を実施する。ただし、水質浄化については、堀本来の機能を考慮し、水が極端に透明となるような浄化は行わないものとする。

堀の法面に崩落やき損の恐れが生じた場合は、保存の措置を検討する。また、堀水による法面下部の浸食が著しい箇所には、遺構の保存と景観上の観点から措置を検討し、防止対策を講じることとする。

エ 真田井戸

地下遺構の状態は比較的良好である。現在、上部に木製構造物等はなく、経年変化により地上の石積みにズレが生じている。き損もしくはその危険が生じた場合には、文献調査等の成果を反映させて解体修復等の措置を講じる。

オ 櫓礎石（3箇所）、西虎口櫓門礎石

土塁上の北東隅・北西隅の櫓跡地に残る心柱の礎石および西虎口櫓門の礎石は、現地で適切に保存する。

③建造物

ア 西櫓、南櫓、北櫓

現存する3棟の隅櫓は、現状を適切に保存し、必要な修理を行う。また、文化庁・長野県教育委員会および専門家の指導・助言を受けながら、耐震診断・対策について検討を行う。南櫓・北櫓は、大規模修理実施後30年以上が経過しているが、現状で大きな破損はみられず、当面は日常管理において修繕等を行いながら内部公開を継続する方針とする。

〈本質的価値を補完する諸要素〉

①建築物

ア 東虎口櫓門（復元）

復元整備した東虎口櫓門は、適切に保存しながら、必要な修理を行う。また、文化庁・長野県教育委員会および専門家の指導・助言を受けながら、耐震診断・対策について検討を行う。復元から25年以上が経過しているが、現状で大きな破損はみられず、当面は日常管理において修繕等を行いながら、南櫓・北櫓とともに内部の展示公開を積極的に行う。

〈近代以降に形成・付加された要素〉

①地下に埋蔵される要素

ア 土橋下の暗渠排水

東虎口の地下で近代の暗渠排水跡が確認されており、現地で適切に保存する。

②地上で確認される要素

ア 西櫓台東側・西側石段、南櫓台石垣西側石段石垣、本丸上段石垣、南櫓台東側法面石垣、北櫓台東側法面石積

現状を適切に保存する。遺構の現状を日常的に観察し、き損等の恐れのある場所の把握に努め、適切な対策を講じる。き損もしくはその危険が生じた石垣は、必要な修理を行う。

③建築物

ア 東屋

来園者の休憩所として機能しており、該当箇所での史跡整備が具体化するまでは、適切な維持管理を行い、利用を継続する。必要に応じて修理を行うが、その際は遺構の保存を優先する。

④樹木

剪定・整枝等の適切な管理を実施し、都市公園としての環境を維持する。さらに、近世期の植生調査を進め、史跡としての歴史的景観や眺望の維持確保に努めるとともに、支障がある場合は伐採を含めた改善策を検討し、措置を講じる。

⑤工作物及び地下埋設物

ア 公園施設（階段等）

定期的な点検と適切な維持管理を行い来訪者の安全な利用に供する。必要に応じて修理を行うが、その際は遺構の保存に配慮する。

イ 史跡標柱

日常的に観察・点検を行い、適切に維持管理する。

ウ 史跡説明板

日常的に観察・点検を行い、適切に維持管理する。必要に応じて修理・更新を行う。

エ 石碑

日常的に観察し、倒壊・き損等による危険防止に努める。周辺の史跡整備にあわせて要不要、移設等を検討する。

オ 消火栓（放水銃）及び貯水槽

定期的に点検を行い、適切に維持管理する。必要に応じて修理・更新を行う。

カ ライフライン（電気・上下水道）

定期的に点検を行い、適切に維持管理する。

■本丸 B 地区（民有地）

〈近代以降に形成・付加された要素〉

①建築物

ア 真田神社（本殿、拝殿、社務所、東屋、青年真田幸村像、手水舎）

所有者により一帯の適切な管理を行う。修理や更新、撤去の必要が生じた場合は、史跡の管理者である上田市と協議の上、実施方法等を検討する。

②樹木

所有者により一帯の適切な管理を行う。近世期の植生調査を進め、史跡としての歴史的景観や眺望の維持確保に努めるとともに、支障がある場合は伐採を含めた改善策を検討し、措置を講じる。

■二の丸 A 地区（市有地）

〈本質的価値を構成する諸要素〉

① 地下に埋蔵される要素（確認済の要素）

ア 堀跡（北東側）、西虎口櫓門礎石、西虎口石垣跡、葦塀台石垣跡、冠塀台石垣跡、三十間堀跡

現地で適切に保存する。発掘調査や史跡整備の実施等の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

② 地上で確認される要素

ア 北虎口土橋石垣（2箇所）

良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。また、既存の石垣カルテを更新し、令和 5 年に文化庁から示された指針案等に基づき予備診断を実施し、適切に管理していく。

イ 土塁（東虎口北側、北側、西虎口北側、西虎口南側）

良好に保存されている土塁は、現状を適切に保存する。き損もしくはその危険が生じた場合は、修復等の措置を講じる。

ウ 櫓台（西南隅、東南隅）

地表面は近現代の改変を受けているが、史跡としての景観を保持しており、今後も適切に保存し現在の形状を維持する。発掘調査や史跡整備の実施等の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

エ 北虎口櫓門礎石、石樋

現地で適切に保存し、現在行っている遺構の露出展示を維持する。

オ 堀（南東側、南西側）

適切な管理を行い、現状を維持する。き損もしくはその危険が生じた場合は、修復等の措置を講じる。

〈本質的価値を補完する諸要素〉

① 地上で確認される要素

ア 北虎口石垣（復元）

良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。また、既存の石垣カルテを更新し、令和 5 年に文化庁から示された指針案等に基づき予備診断を実施し、適切に管理していく。

〈近代以降に形成・付加された要素〉

① 地上で確認される要素

ア 上田監獄支署の石垣

良好な状態を維持している石垣は、近世の景観を復元するまでは現状を適切に保存する。また、既存の石垣カルテを更新し、令和 5 年に文化庁から示された指針案等に基づき予備診

断を実施し、適切に管理していく。

イ 本丸堀東側園路脇石垣

適切に維持管理を行う。き損もしくはその危険が生じた石垣は、必要な修理を行う。

ウ 上田交通真田傍陽線軌道敷跡地

二の丸堀の底を掘り下げた軌道敷の跡地で、現在は「けやき並木遊歩道」としており、形状を維持しながら適切な維持管理を行い、利用を継続する。

エ 公園前駅跡地

堀の遺構を活かして設けられた「蚕都上田」の近代の歴史を伝える上で必要なもので、鉄道跡を象徴する遺構の一つであり、現地で適切に保存する。

オ 市営東テニスコート

計画的に移設する。

カ 駐車場（旧市民会館用）

市民会館閉館に伴い供用を停止している。今後の史跡整備にあわせ、撤去する。

②建築物

ア 平和の鐘

当面は現地で維持管理を行う。本来所在した場所とは異なることから、今後の史跡整備に合わせて適地への移設を検討する。城下町の歴史を語るうえで重要な遺産であり、建築物としての価値についても移設の検討等にあわせ調査を行う。

イ 市立博物館（本館・別館）

老朽化が進んでおり、史跡外への移転を検討する。移転先等が具体化するまでは、必要な修繕等を行い、施設を維持する。

ウ 公衆トイレ、東屋

定期的な点検と適切な維持管理を行い、必要に応じて修理等を行う。史跡整備に合わせて要不要を整理し、撤去や移設等を検討し、史跡公園・都市公園として適切な環境を維持する。

エ 旧市民会館

解体撤去に向け手続き等を進める。

③樹木

ア 花木園

剪定等の適切な管理を行い、当面は現在の状態を維持する。二の丸南西櫓台跡地周辺の個人所有地の公有化後は、一体的な再整備を検討する。

イ 樹木（マツ、イチョウ、スギ、ソメイヨシノ等）

近世からある樹木や樹種、史跡の景観上有効な樹木を調査し、必要な樹木については保護する。ソメイヨシノを含む桜については、現状を維持し延命を図る。

遺構の保存と、史跡としての歴史的景観や眺望の維持確保の観点から、剪定・整枝等の適切な管理を実施し、支障がある場合は伐採等の改善策を講じる。

都市公園としての環境や機能を維持・向上するため、必要に応じて植栽を実施する場合は、史跡の景観に配慮し樹種や植栽方法を検討する。

④工作物及び地下埋設物

ア 二の丸橋

上田城跡への主要入場通路であり、「蚕都上田」の近代鉄道遺構でもあるため、日常的に観察・点検を行い適切に管理し、現状を維持し、活用する。

イ ラジオ塔

放送施設としての機能は終えたが上田城跡の近代の歴史を伝える要素であることから、周辺の史跡整備にあわせて要不要、移設等を検討する。

ウ 愛の鐘鉄塔

定期的な点検と適切な管理を行い、当面は現状を維持し、朝・昼・夜の放送を継続する。

エ 公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等）

定期的な点検と適切な維持管理を行い来訪者の安全な利用に供する。必要に応じて修理・更新を行うが、その際は堀跡等の遺構の保存に配慮する。

オ 電話ボックス

災害時のライフラインとして必要であり適切に維持管理を行い、利用を継続する。

カ 史跡説明板

日常的に観察・点検を行い、適切に維持管理する。必要に応じて修理・更新を行う。

キ 石碑・胸像

日常的に観察し、倒壊・き損等による危険防止に努める。周辺の史跡整備にあわせて要不要、移設等を検討する。

ク ライトアップ施設

適切に維持管理し、施設の長寿命化を図る。夜間の活用や防犯の観点も含めたライトアップ計画を検討する。

ケ ライフライン（電気・上水道）

定期的に点検を行い、適切に維持管理する。

コ 池

周辺の史跡整備にあわせて要不要を検討する。

■二の丸B地区（民有地）

〈本質的価値を構成する諸要素〉

地上で確認される要素

ア 櫓台（南西隅）

8箇所存在したとする櫓台の中で最も良好な状態で保存されており、所有者と協力して現状維持に努める。土地の公有地化を図る。

イ 堀（南西側）

遺構が良好な状態で保存されており、所有者と協力して現状維持に努める。土地の公有地化を図る。

〈近代以降に形成・付加された要素〉

①建築物

ア 上田招魂社

所有者により一帯の適切な管理を行う。修理や更新、撤去の必要が生じた場合は、史跡の管理者である上田市と協議の上、実施方法等を検討する。

②樹木

所有者により一帯の適切な管理を行う。近世期の植生調査を進め、史跡としての歴史的景観や眺望の維持確保に努めるとともに、支障がある場合は伐採を含めた改善策を協議し、措置を検討する。

③工作物及び地下埋設物

ア 石碑・胸像

所有者により一帯の適切な管理を行う。修理や更新、撤去の必要が生じた場合は、史跡の管理者である上田市と協議の上、実施方法等を検討する。

■尼ヶ淵地区

〈本質的価値を構成する諸要素〉

①地上で確認される要素

ア 南櫓下下段石垣、南櫓下中段石垣（一部）、西櫓下下段石垣、眞田神社下石垣（一部）、東側堀尻石垣

良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。石垣の保存および景観保全のため、年間に数回の除草等を実施する。また、既存の石垣カルテを更新し、令和 5 年に文化庁から示された指針案等に基づき予備診断を実施し、適切に管理していく。

②自然地形

ア 尼ヶ淵崖面

日常的に観察を行い、き損等の恐れのある場所の把握に努める。崩落の危険性がある場合には、色や質感などの景観において上田泥流層の風合いを失うことのないように配慮した方法を検討したうえで、措置を講じる。

〈近代以降に形成・付加された要素〉

①地上で確認される要素

ア 南櫓下中段石垣（一部）、眞田神社下石垣（一部）

現状を適切に保存する。遺構の現状を日常的に観察し、き損等の恐れのある場所の把握に努める。き損もしくはその危険が生じた石垣は、必要な修理を行う。

②樹木

剪定・整枝等の適切な管理を実施し、都市公園としての環境を維持する。さらに、近世期の植生調査を進め、史跡としての歴史的景観や眺望の維持確保に努めるとともに、支障がある場合は伐採を含めた改善策を検討し、措置を講じる。

(2) 調査・研究

史跡上田城跡の本質的価値を明らかにし、向上させるため、調査・研究を継続して実施する。史跡内については、整備等にあわせて発掘調査を実施し、未刊分も含めて調査報告書を刊行し今後の遺構確認や評価に活かす。史跡指定地周辺についても、周知の埋蔵文化財包蔵地「上田城跡」として、開発に伴う発掘調査及び工事立会等において遺構の残存状況の把握に努め、土層の堆積状況や地形等を含めた情報を蓄積し、城の総構えや城下町の歴史などに関する研究を進めていく。

史跡内の石垣について、修理の必要性や適切な保全対策を検討するため、現状把握等を実施する。資料調査についても継続して実施する。また、現存しない櫓等についても、古写真や図面、古文書などの調査・収集を引き続き行う。

調査・研究を進めることで、上田城の縄張りや構造、景観等について、真田氏時代の築城と破却、仙石氏による復興の変遷過程を明らかにし、本質的価値の顕在化を図るとともに、史跡上田城跡の保存・活用に資するものとする。

①発掘調査

平成2年度以降の発掘調査成果は第3章第3節に示したが、令和4年度から整備事業に伴う武者溜り周辺の発掘調査を実施中であり、令和7年度まで継続する予定である。調査予定範囲は表16、図37のとおりである。

その他、施設の移転や史跡及び公園整備などが行われる際には、保存管理上の必要に応じて調査を実施する。また、史跡の原地形を把握することは確認された遺構や資料の評価に有益であるため、ボーリング調査の実施を予定している。

調査後は、調査報告書を刊行する。遺構の範囲や所在を確認し、調査結果を評価しながら、保存・活用を進める。

表 16 発掘調査計画概要

No.	年度	調査対象範囲		目 的
①	令和4年度	二の丸	武者溜り、三十間堀	武者溜り整備に伴う遺構の範囲確認
②	令和5年度	二の丸	三十間堀とその周辺	武者溜り整備に伴う遺構の範囲確認
③		本丸	隅櫓跡（土塁上3棟）	本質的価値の活用に向けた遺構の再確認
④	令和6年度	二の丸	武者溜り	旧市民会館建物及び駐車場跡地の遺構の所在確認
⑤			糺蔵跡周辺	東テニスコート跡地の遺構の所在確認
⑥	令和7年度	二の丸	東部	東テニスコート跡地（市立博物館北側）の遺構の所在確認

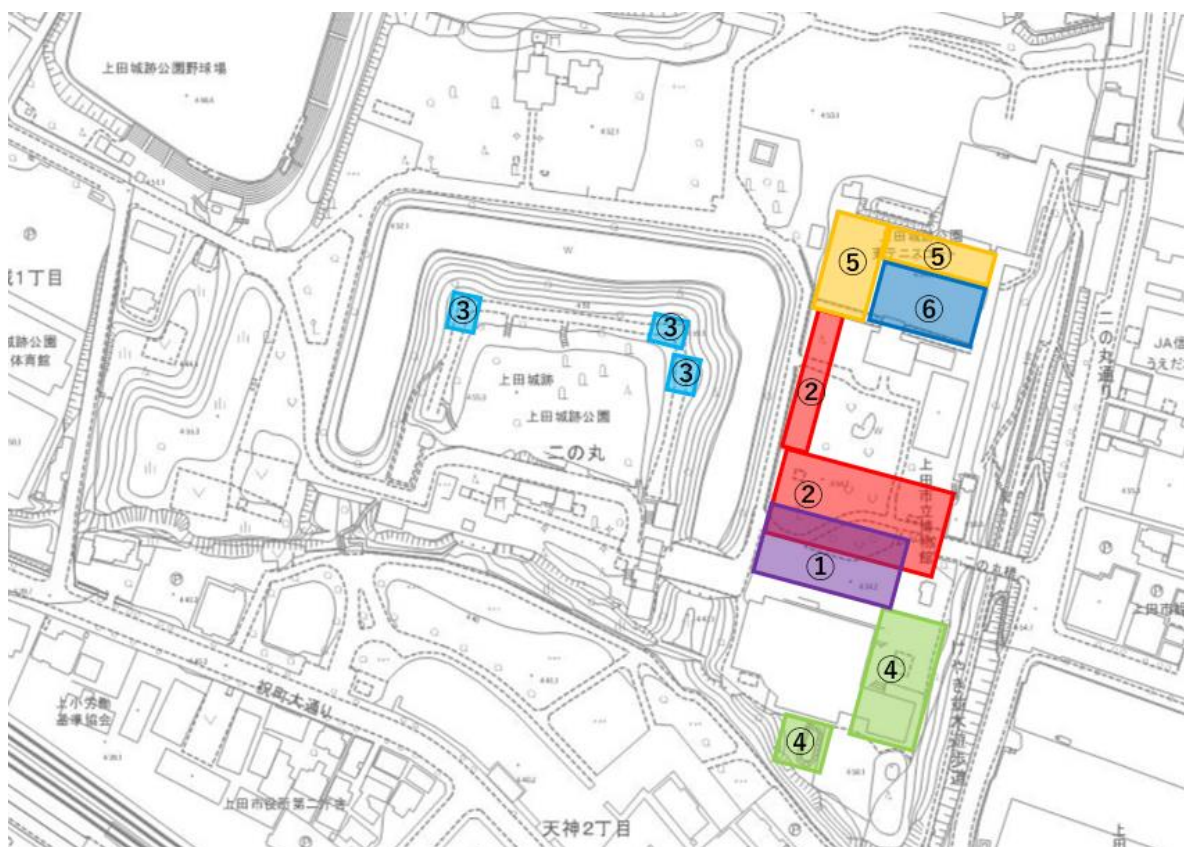


図 37 発掘調査計画範囲図

② 石垣基礎調査、変状調査

平成 21 年度に「石垣基礎調査」として三次元レーザー測量を行い、近世の石垣についてカルテを作成したが、作成から年月が経過していることを踏まえ、カルテの更新と再測量または変位量計測等の実施により変状調査を行う。三次元データ等を用いた定期的な比較を行うことで、孕みの有無の確認や崩落の危険性の判断材料とする。

また、近代以降の石垣については未調査であることから、これらも調査対象として捉え、調査結果をもとに価値付けを整理し、適切に保存管理していく。

③ 資料調査

平成 21 から 24 年度にかけて調査を実施し、「上田城史料調査報告書」を刊行しているが、遺構の保存管理・武者溜りや歴史的建造物等の整備に必要な資料は未だ十分ではないため、引き続き調査を実施する。古写真や図面、絵図、古文書などの調査・収集を行い、文献から上田城の歴史や構造物、景観等の変遷の解明に努める。

第3節 現状変更等の取扱い

(1) 現状変更等の取扱いに関する基本的事項

- 史跡の本質的価値及び本質的価値を構成する諸要素、史跡の景観に対して悪影響を及ぼす行為については、原則として認めないことを前提とする。
- 史跡の保存と活用を目的として実施する調査や整備等における現状変更等は、史跡の本質的価値に悪影響を与えない、もしくは最小限に留めることを条件として許可を行う。
- 現状変更等を行おうとする事業主体は、文化庁、長野県教育委員会、上田市教育委員会と事前協議のうえ、必要な手続きを行う。ただし、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為は、上田市教育委員会がその事務を行う。
- 「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急処置」、「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については、許可申請不要とされているが、災害等で史跡にき損が生じた場合には「き損届」を、復旧しようとする場合には「復旧届」を文化庁長官に提出する。
- その他、史跡の環境を整え、価値を維持するために日常的に行われる管理行為については、許可申請不要とする。

(2) 現状変更等の許可の区分

史跡において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡において現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第125条）。国機関が現状変更等を行う場合には、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めなければならない（文化財保護法第168条）。

①現状変更等の許可が必要な行為（文化庁長官による許可）

- ア 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転、除去
- イ 工作物の設置、撤去、改修
- ウ 公園管理に伴う修繕等の行為
- エ 土地の掘削、切土盛土等による土地の形状の変更
- オ 木竹等の伐根、移植、植栽
- カ 発掘調査等の土地の掘削を伴う調査及び史跡の保存整備
- キ 地中に埋設された水道管等の設置、撤去
- ク その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

②上田市教育委員会による許可が必要な行為

前項に示した文化財保護法第125条による現状変更が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を上田市教育委員会が行う。

- ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつ

て、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。

- イ 工作物（建築物を除く。）の設置もしくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）または道路（園路を含む）の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）。
- ウ 文化財保護法第 115 条第 1 項に規定する史跡の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、 囲いその他の施設）の設置または改修。
- エ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修。
- オ 建築物等の除却（建築または設置の日から 50 年を経過していない建築物に係るものに限る。）。
- カ 史跡の保存・活用に影響を及ぼす木竹の伐採。

③現状変更等許可が不要な行為

維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、許可を受けることは不要とされている（文化財保護法第 125 条）。ただし、これらの行為を実施する際には、上田市教育委員会と事前協議をするものとする。

ア 維持の措置

- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- ・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

- ・地震、台風等の災害による石垣や土塁、崖面の崩落、土砂の流出など、き損の拡大を防止するための応急措置。
- ・被災後に崩壊又はその危険性のある建築物、工作物、樹木、石垣石材、土砂などの除去するとき。

ウ 保存に及ぼす影響が軽微なもの

- ・土地の形状の変更を伴わない工作物などの維持管理に係る作業、修理、改修、撤去
- ・既存の仮設物の移動（ベンチ、看板等）
- ・建築物、工作物、園路等の小規模な修繕
- ・打設や土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板等の設置
- ・堀（浚渫工事は除く）、水路の清掃
- ・指定以前から土地の所有権を有し、地下遺構面をき損することがない方法で、現在の作物ないし同種の作物を栽培する農業行為

(3) 現状変更等の取扱い基準（地区別）

指定地における現状変更等の取扱い基準について、表 17 にて地区別に示す。

表 17 現状変更等の取扱い基準一覧

現状変更等の行為	具体例	現状変更等の取扱い基準			
		本丸 A	二の丸 A	本丸 B・二の丸 B	尼ヶ淵 A
建築物の新築・増改築・除去	近代以降の建築物の増改築・改修・除去、建築物の新築	・保存・活用に有益であり、本質的価値を有する要素を確実に保護できる場合を除いて、除去以外は原則として許可しない。	・新築は原則として許可しない。 ・既存建築物は、現在の用途において活用および安全管理上不可欠であるものについて、必要最小限の改修は許可する。	・神社においては、活動上および来訪者の安全管理上不可欠であるものについて、遺構の保存や景観への配慮を前提として必要最小限の範囲で許可する。 ・耕作地においては、除去以外は原則として許可しない。	・許可しない。
活用のための施設の設置・改修・撤去	案内板・解説版・ベンチ・東屋・トイレ・水道・照明設備・園路・柵・階段・手すり・自動販売機・券売所・ガイダンス施設等の設置・改修・撤去	・保存管理・公開活用において不可欠である場合、必要最小限の範囲で、遺構の保存や景観への配慮を前提として許可する。			
土地の形状の変更	土砂採取、掘削、削平、埋立、盛土、その他の地形改変等	・保存・活用に有益であり、本質的価値を有する要素を確実に保護できる場合を除いて、原則として許可しない。	・原則として許可しない。ただし、史跡整備等において必要であり、やむを得ない場合は、必要最小限の範囲で遺構の保存や景観への配慮を前提として、史跡の保存に悪影響を与えないことを条件に認める。	・許可しない。	
伐採	樹木伐採	・枯死や樹勢の衰えた樹木などの危険木、史跡の保存管理や活用に悪影響のある支障木の伐採については許可する。整備に際し伐採が必要な場合、最小限度の樹木において許可する。 ・伐根は原則として許可しないが、史跡整備等において必要であり、やむを得ない場合は、周辺の遺構の有無を確認し、地下遺構に影響のない範囲で認める。			
植栽	新規植栽、移植	・本質的価値を高める、あるいは保存・活用に有益であり、本質的価値を有する要素を確実に保護できる場合を除いて、原則として許可しない。	・遺構や史跡の景観に悪影響を及ぼす恐れがあるものは許可しない。 ・史跡および都市公園としての活用や景観形成において必要なものに限り、遺構の保存および景観への配慮を前提として必要最小限の範囲で許可する。	・原則として許可しない。 ・耕作地においては、現在の作物ないし同種の作物を栽培する農業行為に限り、遺構の保存及び景観への配慮を前提に許可する。	・原則として許可しない。

現状変更等の行為	具体例	現状変更等の取扱い基準			
		本丸 A	二の丸 A	本丸 B・二の丸 B	尼ヶ淵 A
土地の掘削を伴う調査	発掘調査、地質調査等	・ 目的を明確にしたうえで必要最小限度の調査範囲とする。			
その他の調査	建造物調査等（サンプル採取等を含む）	・ 本質的価値の顕在化を図るために必要である場合、価値を損なわない方法によるものに限り許可する。			—
史跡の保存管理・整備	堀・土塁・石垣等遺構の改修、堀の浚渫	・ 原則として保存のための行為以外は許可しない。 ・ 遺構の保存管理や安全確保の観点からやむを得ない改修については、学術的調査の成果に基づく方法により、遺構の保存を前提に許可する。 ・ 堀の浚渫は、保存管理上必要な範囲において、遺構の保存を前提に許可する。			
	歴史的建造物の改修・復元（復元的整備）、復元建造物の修理	・ 保存管理上必要である場合、学術的調査の成果に基づく改修は許可する。 ・ 復元あるいは復元的整備については、本質的価値の顕在化を図り、史跡の活用に資するものであり、かつ、学術的調査に基づく事業である場合、遺構の保存や景観への配慮を前提として検討する。			—
工作物の設置・改修・撤去	石碑・胸像等の設置・改修・除去	・ 除去以外は原則として許可しないが、安全管理上やむを得ない場合に限り、応急的な改修を許可する。	・ 新規の設置は許可しない。 ・ 安全管理上必要な場合は、遺構の保存や景観への配慮を前提として改修を許可する。 ・ 本丸や整備予定地の対象物に移設の必要が生じた際、諸事情によりやむを得ない場合は、遺構の保存や景観への配慮を前提として、史跡の保存・活用に悪影響を与えない場所への設置を認める。	・ 既存施設の維持管理上必要な行為は許可する。新設は原則として許可しないが、神社の活動において必要であるものについては、遺構や景観、史跡の保存への影響等について検討したうえで、十分な協議を経て決定する。 ・ 耕作地においては許可しない。 ・ 除去は許可する。	・ 許可しない。
	防火施設・防犯施設・上下水道設備・電気通信設備、その他簡易構造物等の設置・改修・除去	・ 保存管理・整備活用において必要なものに限り、遺構の保存および景観への配慮を前提として許可する。 ・ 埋設されている電線・ガス管・上下水道設備等の改修については、原則として規格・規模・位置の変更を伴わないこととする。			・ 許可しない。

文化財保護法に基づく史跡上田城跡の現状変更等の手続きの流れは、図 38 のとおりであり、上田市は、所有者等に対し、必要な手順や期間等について周知を図るものとする。

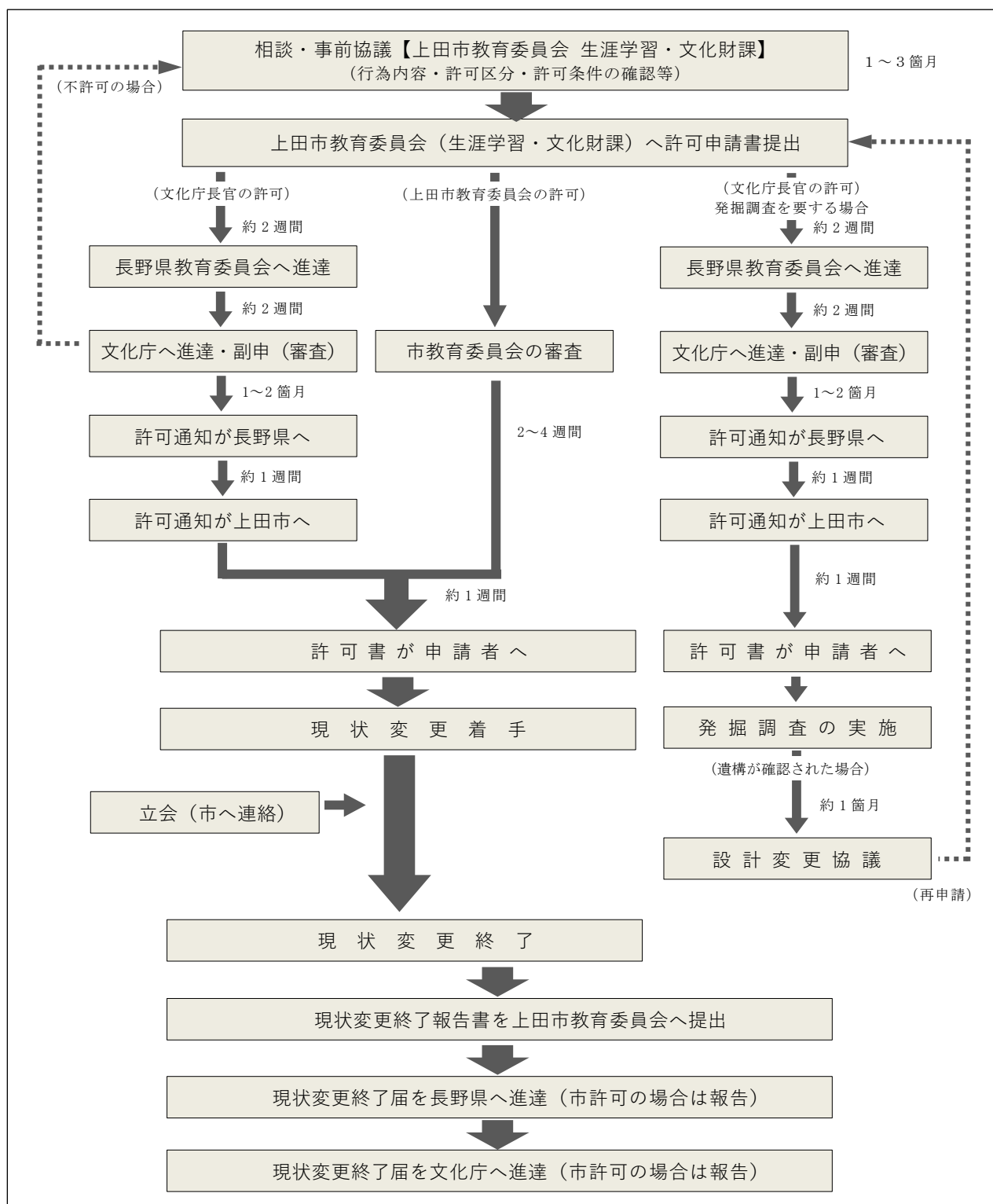


図 38 史跡上田城跡の現状変更等の手続きの流れ

(4) 災害復旧

災害等により史跡にき損が生じた場合には「き損届」を文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第 33 条、118 条）。また、復旧する場合は「復旧届」を文化庁長官に提出する（文化財保護法第 127 条）（図 39）。

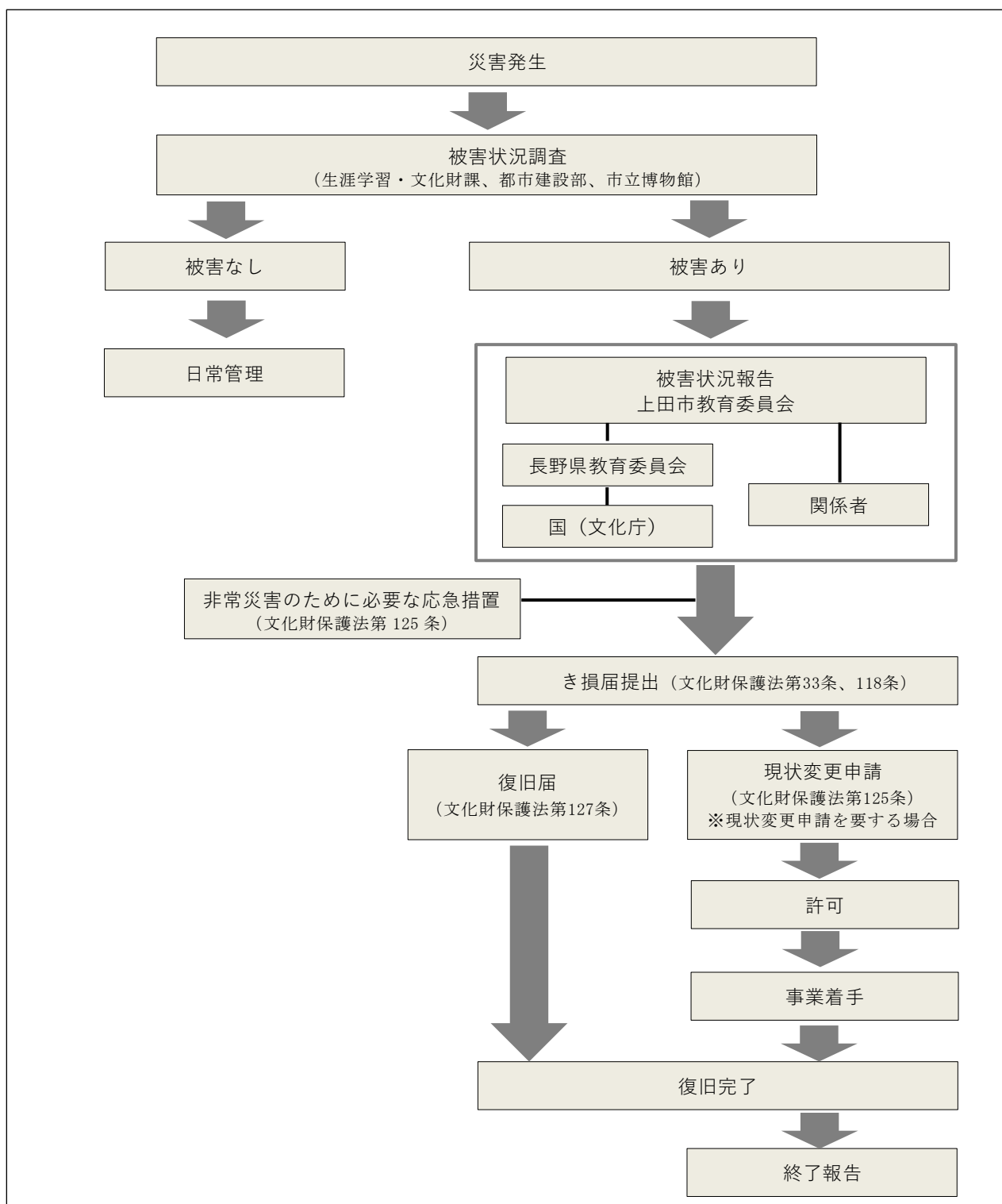


図 39 災害復旧対応の流れ

（５）維持管理行為

史跡の環境を維持するための植生の手入れ（草刈り、ツタ除去、枯損木・倒木処理、剪定、添え木等の設置、病虫害防除、その他植生の日常的な管理行為）、街灯や防火設備など機器の清掃・保守点検、園路等の簡易な補修、清掃作業等の日常的な維持管理行為については、許可申請手続きが不要な行為とする。

（６）植生の管理方針

史跡上田城跡の植生は、全体的に落葉樹を主体とし、公園植栽地としては概ね良好に維持管理・育成されており、春の「上田城千本桜まつり」や秋の「上田城紅葉まつり」などでも賑わう公園緑地として広く親しまれ、重要な観光拠点ともなっている。

主体となる公園樹木は、全体に調和がとれたものとなっているが、局部的な密植個所や高木化による史跡の景観阻害などもみられ、今後の史跡管理・整備において長期的な視点に立って、城郭の表現との調和を図っていくことが求められる。また、利用者や構造物等に対する防災の観点から安全確保に努める必要がある。

史跡としての景観や眺望確保の観点からも既存の樹木を評価し、遺構が良好に残る「本丸」のほか、「上田城跡の東側における二の丸から本丸への景観」と「尼ヶ淵からの景観」を重視するなかで、景観を阻害している樹木は整枝や伐採を進めるとともに、遺構に悪影響のある樹木についても剪定や伐採を進め、価値の顕在化と遺構の保護を図る。

植生を含めた史跡の景観は、上田城跡の城郭構造を表現するために重要な事項であることから、近世の絵図に示される樹木や近代の写真、古文書等から歴史的な景観を調査し、適正な樹木の配置を研究する。調査研究の成果は既存の樹木の評価にも活用し、史跡整備の進捗も考慮しながら植生計画に反映させる。ただし、都市公園として長年にわたり来訪者に親しまれている現状を踏まえ、段階的な植生整備を基本とし、長期的な取組のなかで史跡と都市公園との調和がとれた景観を形成していく。植生管理の具体的計画は、今後の整備基本計画改訂において検討し明示していくこととする。

（７）その他（指定地外の埋蔵文化財包蔵地の取扱い）

三の丸の区域全体については、埋蔵文化財包蔵地・上田城跡（遺跡番号上田 66、図 40）として開発行為等に伴う発掘調査を市民の理解と協力を得ながら実施し、三の丸の遺構の状況についてデータを蓄積していくこととし、重要な遺構等が確認された場合は保護措置を講じる（図 41）。

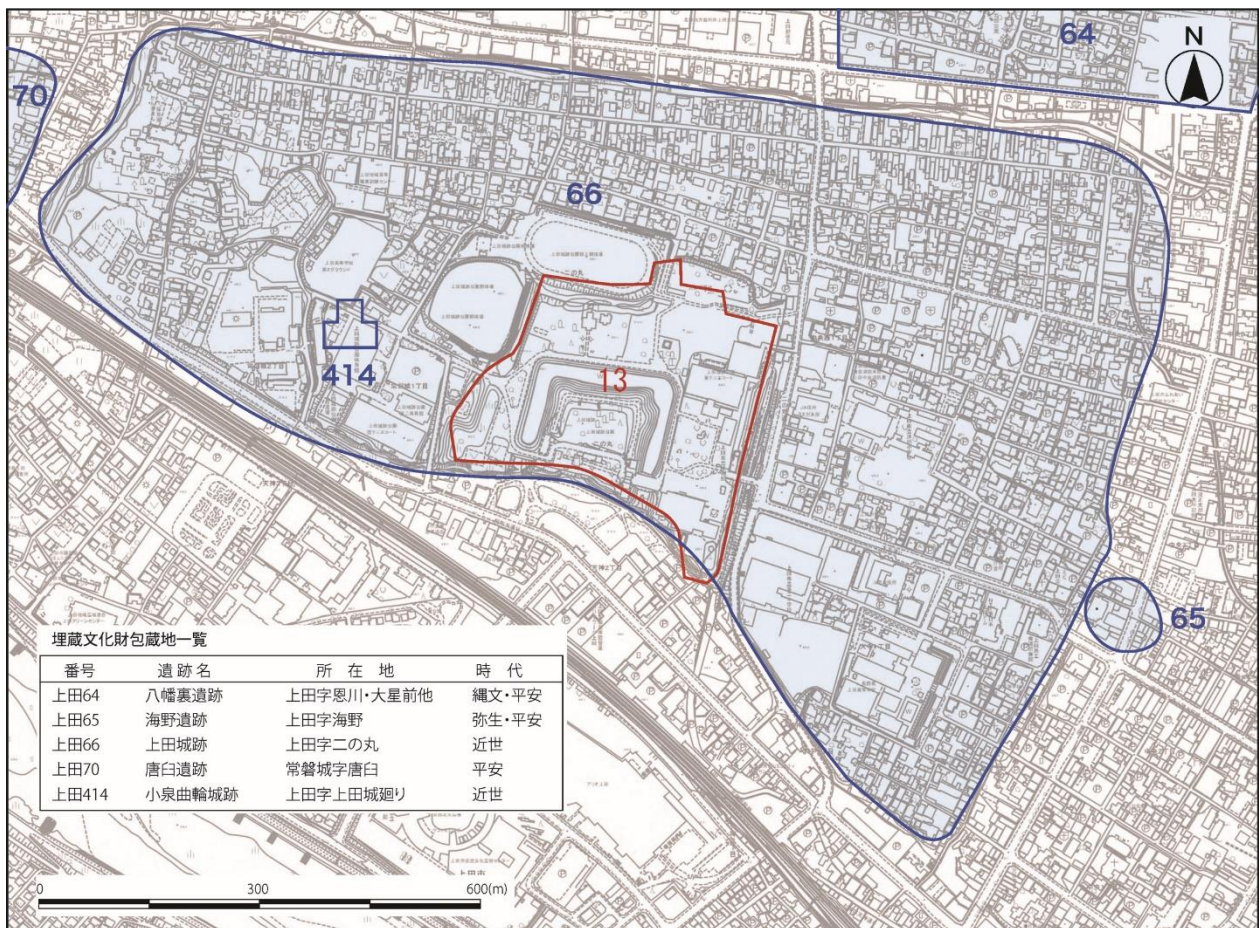


図 40 埋蔵文化財包蔵地・上田城跡（遺跡番号 66）の範囲

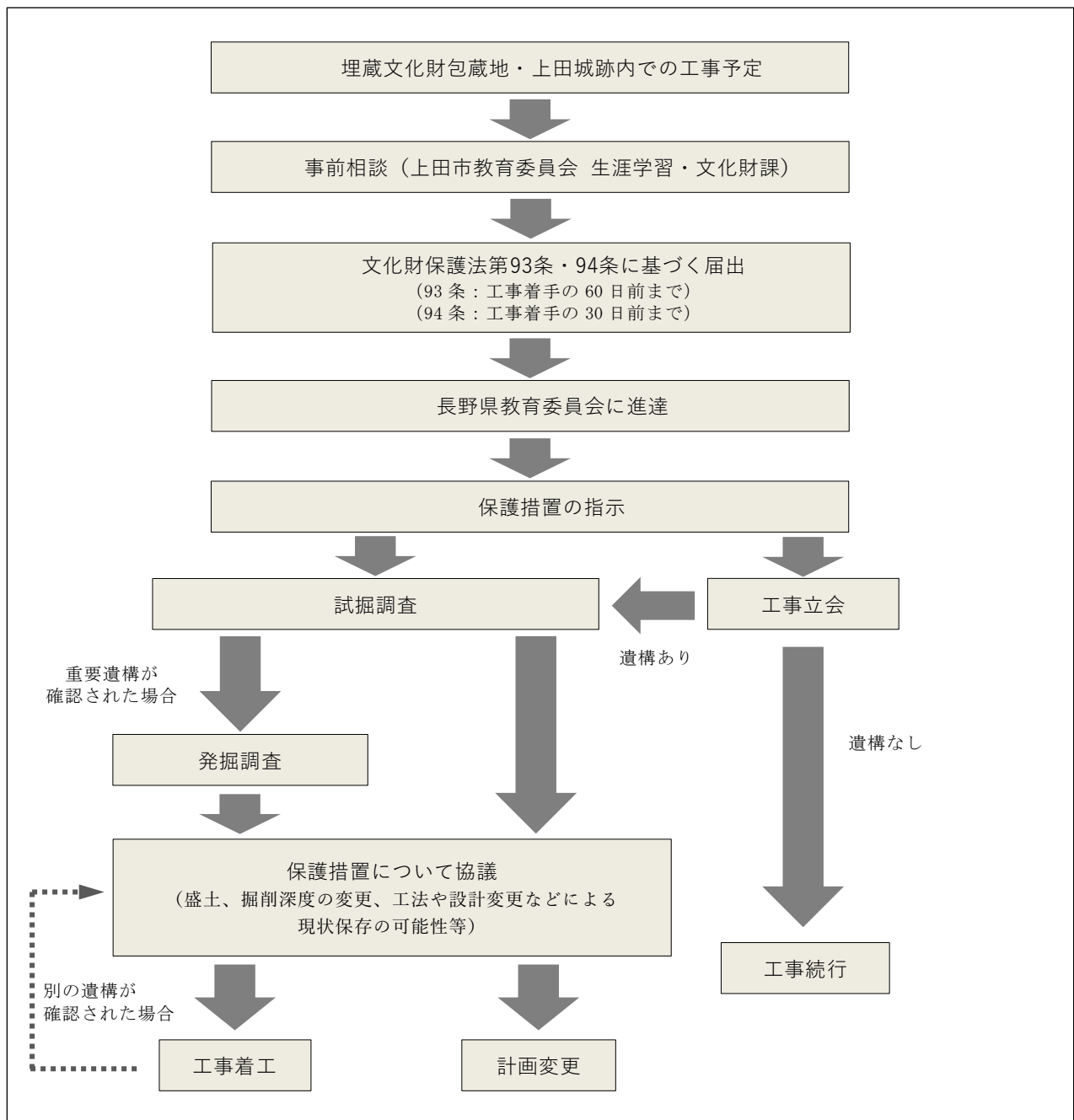


図 41 埋蔵文化財包蔵地・上田城跡（遺跡番号 66）の保護に関する手続きの流れ

第4節 史跡追加指定の考え方

図42のとおり、現在の史跡範囲は本丸全域と二の丸の一部であり、百間堀や小泉曲輪、尼ヶ淵等の範囲は指定地には含まれておらず、三の丸にも史跡の本質的価値を構成する要素として位置づけられる、藩主居館跡や中屋敷（作事場）跡などが分布している。これらは国史跡の指定はされていないものの、上田城跡の本質的価値を理解するうえで重要な遺構であり、保護を図る必要がある。また、真田氏時代の遺構はこれまで確認できていないが、今後の調査で確認された場合は保護が必要である。

特に、指定地に隣接する二の丸橋北側の二の丸堀跡は遺構が良好に残っているほか、百間堀も形状を残しており、城郭の構造を現在に伝える重要な範囲である。また、三の丸の藩主居館跡は、関ヶ原合戦以降、廃城に至るまで藩政が行われた場所であり、現在は県立高校敷地となっているが、表門、土堀、濠（堀）、土塁が市指定文化財として保存されている。尼ヶ淵についても、遺構の存在は確認されていないが、史跡の景観上極めて重要な範囲であり、保護する必要がある。これらについては、今後も引き続き調査や関係者との協議を進め、史跡の追加指定を目指していくこととする。

このほか、三の丸や城下町には、上田藩校明倫堂跡が中学校敷地として利用されており、大手門があった付近では、櫓台等は撤去されているが、枡形や三の丸堀の地下遺構が残っていることが確認できている。これらについては、埋蔵文化財包蔵地として機会を捉えた調査研究に努め、所有者・管理者の理解と協力を得ながら保存・活用を図るものとする。

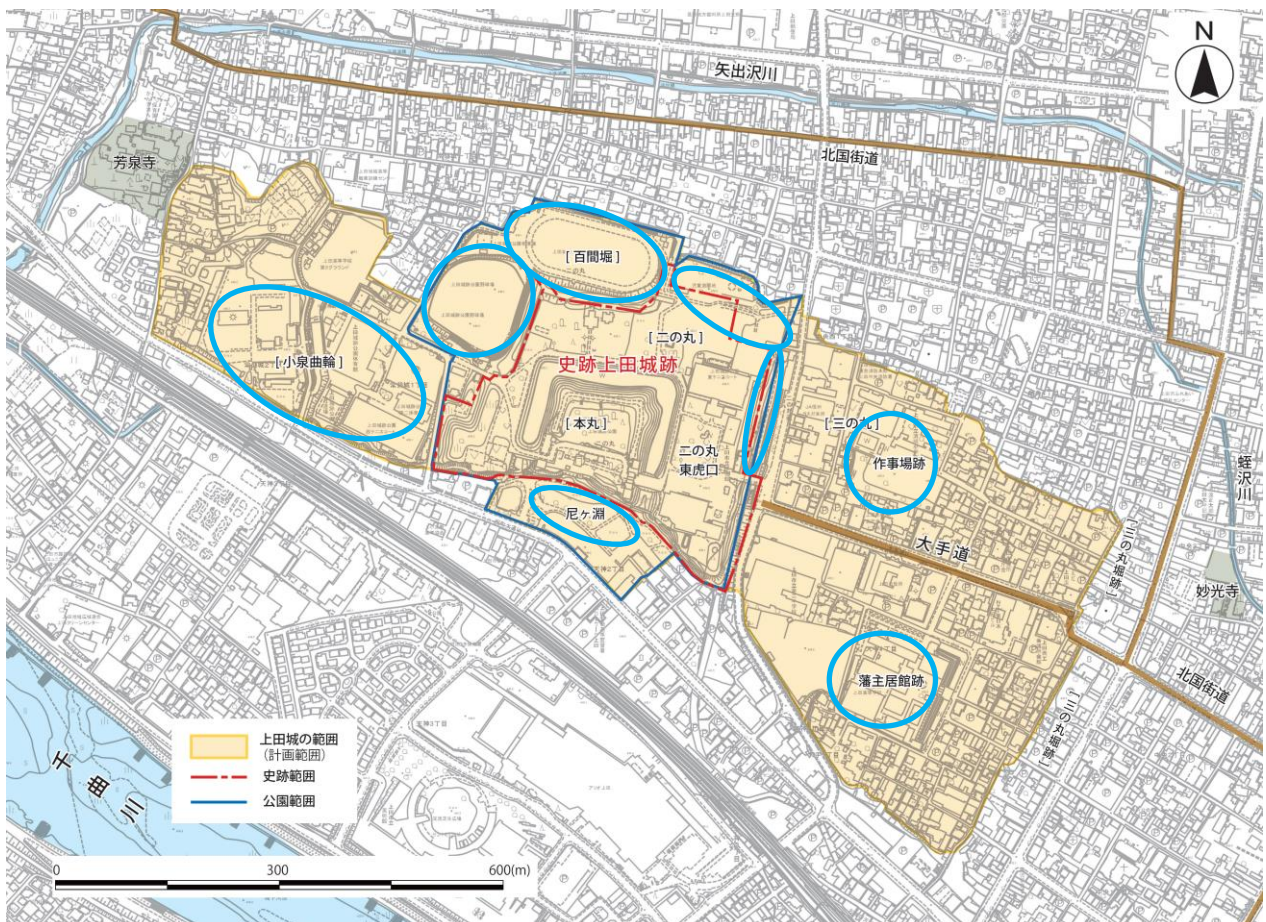


図42 史跡の追加指定を目指す範囲

第5節 指定地公有化の考え方

図43のとおり、現在史跡指定地の87.2%が市有地となっており、残りの土地は神社所有地と個人所有の耕作地である。管理団体である上田市は、現状変更等の制限により地権者が損失を受ける場合や史跡整備のために、指定地内の民有地の公有化（買上げ）を行う方針とする。ただし、これらの土地においては、現在も神社の活動、畑の耕作が行われていることから、継続的に史跡の保存に対する理解と協力を得ながら、公有化に向けた協議を行い、条件を整えていくものとする。個人所有地については、先行して公有化が行えるよう、地権者の意向も尊重しながら協議を継続する。

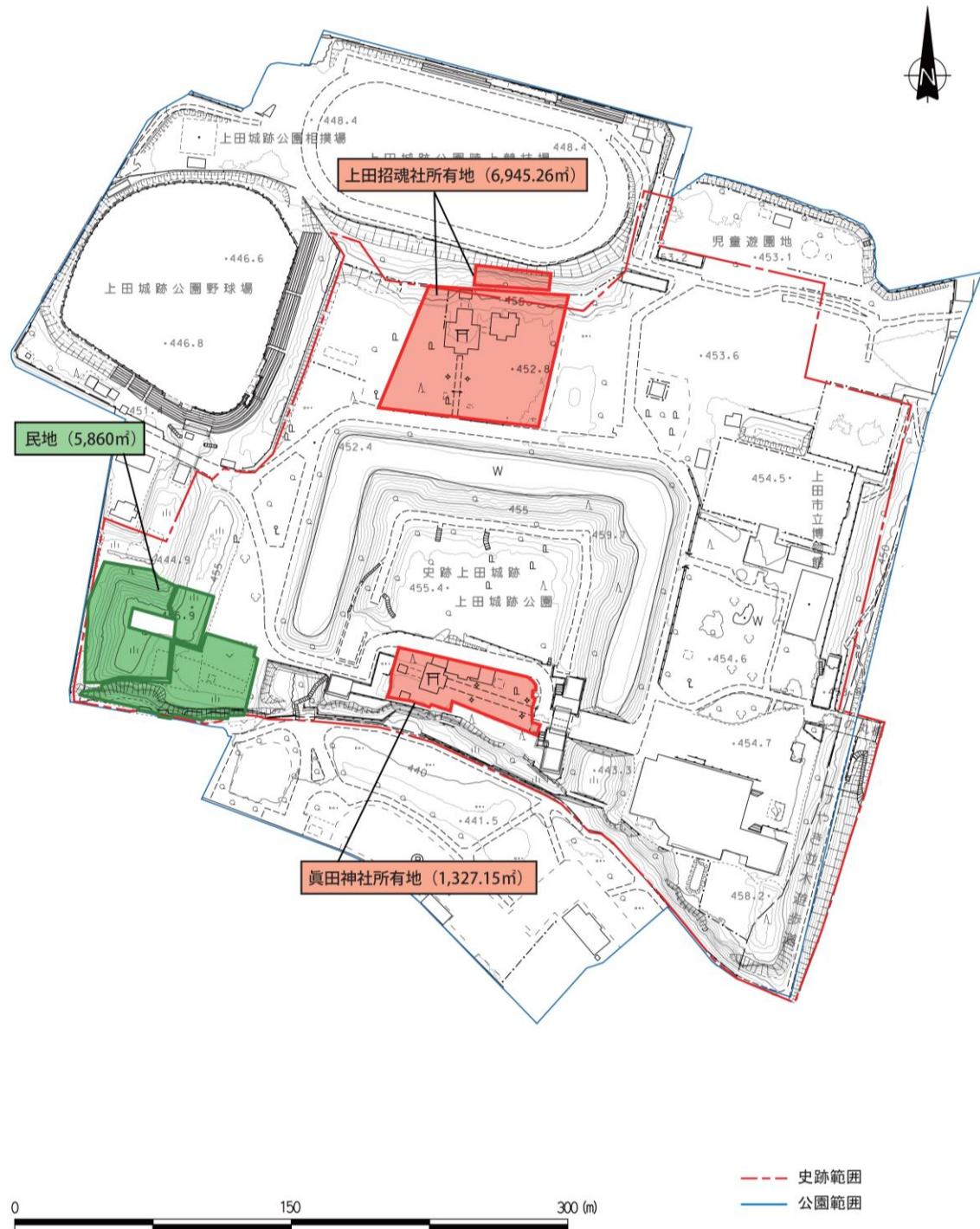


図43 史跡指定地内の民有地

第8章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

上田城跡の本質的価値について、来訪者が体感し理解を深めるだけでなく、様々な媒体による分かりやすい情報発信に取り組むものとする。

また、中心市街地に存在する市民の憩いの場として、あるいはイベント活用などを通じて、上田城跡への訪問機会が得られるよう、様々な活用事業を行うことによって史跡上田城跡の本質的価値を理解し、将来へ継承する機運醸成を図る。

近代以降に形成、付加された要素についても、これまで上田城が継承されてきた要素であることから本質的価値の保存・活用を妨げない範囲において活用を図っていく。

来訪者に対して、主要スポットとなっている史跡内の本丸や二の丸東虎口周辺のみならずより広域に分布する城郭遺構へも訪れるためのガイダンス施設や動線の検討を進める。

第2節 活用の方法

(1) 歴史遺産としての活用

①全体的な城郭遺構の情報発信

上田城跡への来訪者の多くは東虎口から本丸を見学するのみであり、天守がないため城郭に訪れたという満足感を得られないとの意見もある。ガイダンス施設の設置やそこでの情報発信、三の丸も含めた上田城の城郭遺構を総合的に伝えるパンフレットの作成等により堀や土塁等の土木構造物も含めた天守がない城郭の魅力を発信していく。

また、整備事業や発掘調査に際しては見学会や現地説明会、ホームページ上等での情報提供などを積極的に行い、人びとが構造を理解する機会を設ける。

②歴史的経緯の情報発信

現在史跡内において説明板やパンフレット等における上田城の沿革部分を除き、幟や掲示物等のほとんどが真田氏に関わるものであるため、現遺構が真田期のものと認識する来訪者が多い。仙石氏や松平氏についての情報提供の機会を増やすことにより、上田城の遺構や経緯についての理解を促していく。

③VR、AR を活用した上田城の全体像の発信

近世の上田城をイメージするコンテンツとして、H28 年度から令和元年度まで「VR 上田城」を作成し、公開していた。維持費等の事情から現在はマルチメディア情報センターが WEB 上で一部公開しているのみである。今後進めていく本丸櫓の復元等のイメージを市民・観光客等が持つことができるよう内容等を専門家等の意見も参考に再検証し、再公開を検討する。



図 34 現在公開中の復元映像

④イベント等における活用

現在上田城跡公園内では「上田城千本桜まつり」「上田真田まつり」などの大規模イベントが開催され、多くの来場者が訪れる。そういった機会にブース展示やパンフレット配布等によって城郭としての魅力を発信し、イベントスペースのみならず城郭遺構への見学を促していく。また、イベントの開催方法や機材等の設置方法等も含めた負担軽減を検討することにより、イベントの継続を図る。

また、市民団体等が主催する中・小規模イベント会場としての利用を促進し、より多くの市民・観光客等が上田城跡を訪れる機会を作り出していく。

(2) 都市公園としての活用

上田城跡は上田市街地内にある都市公園としての機能も有しており、城郭遺構見学者のほかにも散歩やレクリエーション、子どもの遊び場等として多くの来訪者がある。また、二の丸のテニスコート移転後は史跡内にはスポーツ施設がなくなるものの、周辺には市営野球場や体育館などがあり、多くの利用者が史跡内を通行する。上田城跡の本質的価値の保存や活用とともに、より多くの来訪者に上田城跡をより身近に感じ親しんでもらうための多面的な活用を図る。

(3) 城下町と一体とした活用

かつての上田城は現上田城跡公園範囲の他に小泉曲輪や三の丸が設けられその東から北側に城下町が整備された。そこには近世から近代の遺構やまちなみが残されていることから、「歴史的風致維持向上計画」等による整備とあわせかつての城郭範囲や城下町の様子を伝える情報発信を行い、それらを周遊するイベント等を行うことにより上田城を中心とした近世から近代の歴史の重層性を市民や来訪者が体感できるような活用を図る。

（４）学校教育や生涯学習における活用

学校教育においては、地域学習で上田城について学ぶほか、校外学習でも上田城跡を訪れる学校も多い。子どもたちが天守を持たない上田城の魅力について興味をもってもらえるよう社会科を教える教員に対する上田城についての情報提供や研修会開催の仕組みづくり、児童や生徒への上田城についての教材提供等を検討する。

学校教育と連携した情報提供や教員向けの上田城の紹介などを積極的に行っていく。また、中学校・高校では授業の一環で個人や少人数グループでテーマを設定し、自ら学習・研究を進めていることも多い。そういった活動にも積極的に協力し興味を高める手助けをしていく。

また、これまでも市民団体や自治会向けに実施している出前講座等も継続していくことにより、生涯学習面での活用を図る。



写真 33 小学生による校外学習

第9章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

史跡の本質的価値を保存するとともに、史実に忠実な復元整備を進め、学びの場、憩いの場などの様々な公開活用の取組が適切に図られるよう、史跡上田城跡整備基本計画（以下、「整備基本計画」とする）を改訂する。

（1）保存のための整備の方向性

史跡の本質的価値の保存と、来訪者の安全確保を最優先とした整備を行うこととする。

整備にあたっては、現存する櫓や石垣等を確実に保存し、継承することができるよう、発掘調査や建造物、文献史料等の学術的調査を行い、その成果に基づいて保存・修理等の事業を進める。

- ・現在実施中である復元や修理の根拠となる史資料収集は、今後も継続的に実施する。
- ・現存する本丸隅櫓 3 棟について、昭和時代末期の大修理以降、櫓の修理事業を検討する時期を迎えている点、また復元建造物である本丸東虎口櫓門を含めた耐震補強、防災・防犯対策等の計画について優先して検討を進める。
- ・整備基本計画において樹木伐採計画を定め、遺構に悪影響を与える樹木や景観上支障をきたす範囲については、優先的に伐採や剪定等を行う樹木を定めて進める。
- ・史跡に馴染まない目的外の構造物については移設・撤去を進める。
- ・真田期の構造や遺構について、調査により明らかとなった場合には、近世期の遺構も含め保存方法を検討していく。

（2）活用のための整備の方向性

来訪者がかつての「上田城」を体感し、理解することによりその魅力を感じることができるよう、史跡の保存を前提としながら整備を進める。

上田城跡は前述のとおり本丸周囲に高土塁及び堀・隅櫓を設け、2 箇所の虎口には石垣や櫓門、両脇に櫓を設けている。また本丸東虎口外側には武者溜り周辺に石垣や堀を設け二の丸東虎口枳形から本丸東虎口に至るまで常に横矢をかける構造としているなど技巧的な構造を持った城でありながら、二の丸等は復興途中で中断したままという特徴を持つ城である。現在は近代以降の開発等によりその一部のみ見ることができるが、失われた土塁や曲輪内の構造物、櫓等の建造物を復元等の手法により整備することで来訪者が天守を持たない上田城の魅力及び本質的価値を来訪者に体感できると考える。

平成 2 年度に策定した「史跡上田城跡整備基本計画」で掲げた本丸七つ櫓及び櫓門の「復

元」については、今後もその目標に向かって必要な史料や発掘調査研究等を進めるとともに、令和 2 年度に具体的に示された「復元的整備」の手順も参考に、歴史的建造物の具現化による史跡の活用を目指していくものとする。また、二の丸東虎口及びその周辺の整備についても発掘調査や旧市民会館の解体等必要な手続きを進めていく。

これまで明らかとなっていない部分が多い真田期の構造や遺構等については、調査により明らかとなった際には近世期の遺構保存を前提としたうえで整備を進める。

史跡上田城跡を学校教育や生涯学習の場として活用するとともに、上田市の観光拠点であること、市民の憩いの場である都市公園「上田城跡公園」であること、そして、小泉曲輪に所在する市民体育館が災害時の緊急避難場所に指定されていることなどを考慮し、史跡の本質的価値の保存を最優先とした上で、日よけ等を目的とした樹木管理も含め来訪者の多様な利用を想定した整備を進めるものとする。

バリアフリー化については、現代社会においては大きな課題となっており、他城郭でも様々な方向性が示されているが、現行の状態からすべてを改修することは遺構の保存や景観等の観点から難しい状況である。今後整備が行われるものについては遺構の保存や近世当時の再現を著しく損なわない範囲で最大限考慮するものとする。

また、サイン等も含めた整備にあたっては景観や来訪者の利便性向上を図るため、デザインの統一等を念頭に進める。

また、来訪者が石垣のすぐ脇を通ることができる場所も多くあるため、指針案の予備診断で不安定な恐れのある個所では、動線や公開状況等の活用方法の見直し、修理などを実施して安全、快適に史跡を利用することができるように整備する。

（３）史跡と城下町の一体的な整備事業の推進

史跡周辺の小泉曲輪周辺や三の丸、城下町は近代以降の市街地化の影響を受けながらも近世の遺構やまちなみが一部で確認でき、これまでも都市計画部局が主体となり歴史的なまちなみを活かした整備を進めてきた。「上田市歴史的風致維持向上計画」（令和 5 年 2 月認定）においては、市内に残る歴史的建造物の保存・活用に関する事業や道路の美装化、歴史文化を活かした観光振興事業等を推進し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととしている。重点区域に設定した「城下町・北国街道西部区域」（図 45）の中では、上田城跡及び城下町に関連する「上田城跡櫓復元や武者溜り整備」、「上田映劇の調査と有形文化財登録検討」、「無電柱化事業」、「歴史的建造物調査」、「景観形成事業」など複数事業を実施予定であり、史跡と城下町が一体となった整備活用事業を推進する予定である。

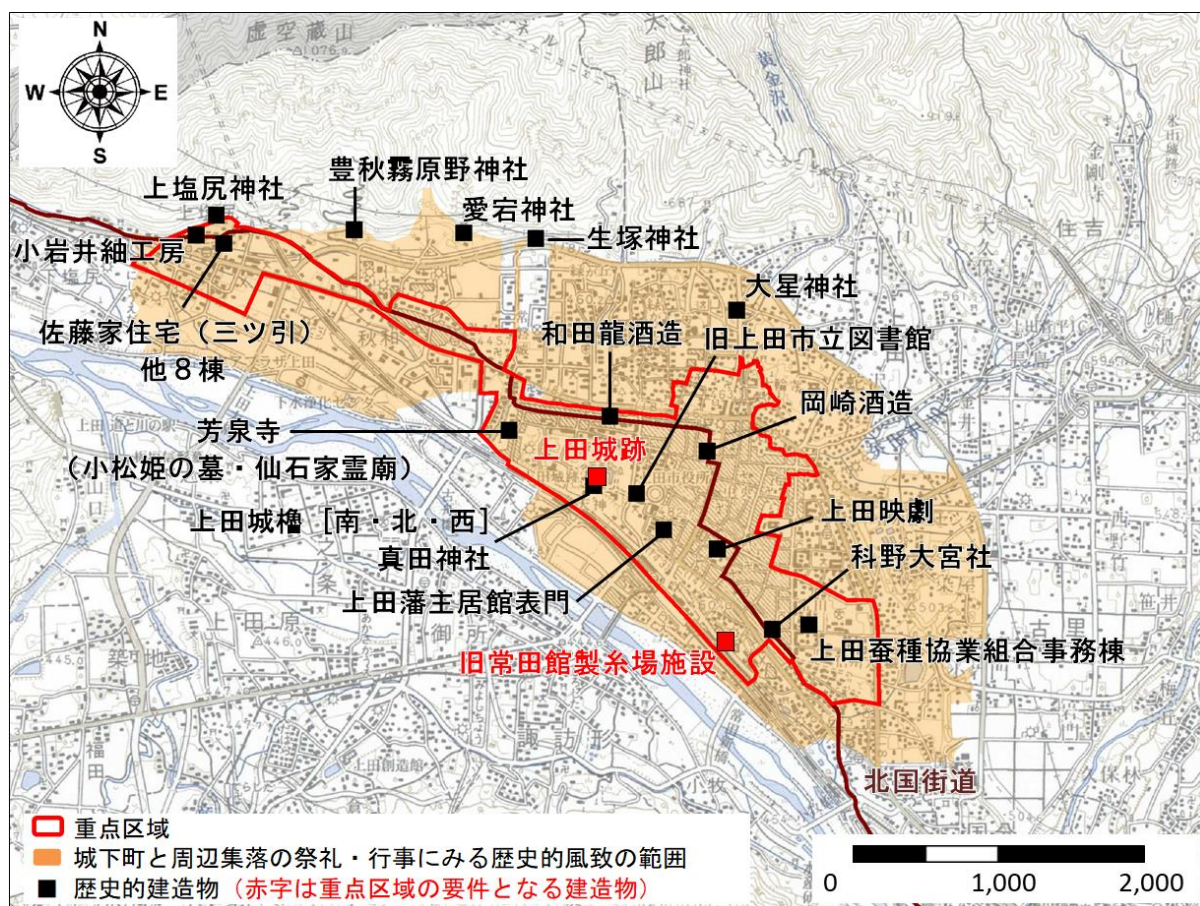


図 45 重点区域の位置図

第2節 整備の方法

前節で掲げた方向性に基づき、計画期間内に進める主な史跡上田城跡の整備は次のとおりとする。

※位置については P76 図 27 及び P83 図 28 参照

(1) 二の丸東虎口（武者溜り・三十間堀周辺）

「史跡上田城跡整備基本計画」で移転対象施設と位置付けた旧市民会館は、上田市交流文化施設（サントミュージゼ）が史跡外に新たに建設されたことにより、平成 26 年にその役目を終えた。しばらく未利用の状態が続いたが、都市公園整備事業による解体工事に向けて、現在準備を進めている。解体工事に先立つ令和 4 年度から二の丸東虎口の発掘調査を実施し、その成果をもとに武者溜り整備の設計検討を経て、旧市民会館建物解体工事を行う予定である。解体後は、武者溜り・三十間堀の整備工事に着手し、令和 10 年度の完成を目指している。

(2) 二の丸東虎口北側一帯（テニスコート跡地周辺）

「史跡上田城跡整備基本計画」で移転対象施設と位置付けた体育施設のうち、平成 26 年度に市民プールの廃止と撤去が実現し、史跡内において唯一の体育施設として残ったテニスコートに関しては、令和 6 年度廃止に向けて準備を進めている。廃止後の跡地整備は、今後市民意見や史跡上田城跡整備専門家会議の意見をもとに検討を進める。

当面は、旧市民会館の解体に伴う工事車両の通行路として一時的に利用することとし、武者溜りの整備が完了後に、整備工事に着手するものとする。

(3) 本丸内の 4 櫓及び西虎口櫓門の再現

平成 2 年度の「史跡上田城跡整備基本計画」策定以来、本丸には平成 5 年度に東虎口櫓門を復元したが、現在建っていない 4 棟の櫓及び西虎口櫓門の復元には至っていない。今後、史料の探索については「懸賞金」制度を用いて広く一般に古写真の提供を呼び掛けるとともに、新たに示された「復元的整備」の手順に則り、江戸時代から唯一原位置に現存する西櫓を基にした櫓の再現についても、調査研究に取り組んでいく。

(4) 上田市立博物館移転後の上田城のガイダンス施設

上田市立博物館については、市内にある信濃国分寺資料館や丸子郷土博物館も建設から一定程度の期間が経過していることから、市内全体における博物館の今後の整備方針について（仮称）博物館整備基本計画を策定するとともに、史跡外に博物館が移転した後の上田城のガイダンス機能を持たせた施設について史跡内もしくはその周辺に設置することを検討する。

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡上田城跡の管理団体である上田市は、史跡の適切な保存・管理、活用・整備を行っていくために、上田市教育委員会を含む上田市の体制整備・強化に取り組む。また、史跡上田城跡整備専門家会議、文化庁、長野県教育委員会の指導・助言を受けながら事業を進める。史跡内の民有地所有者と緊密な連携を行う体制を構築し、さらに、市民団体や一般社団法人信州上田観光協会などの民間組織とも連携し、協働により一層の機運の醸成を図りながら取組を推進する。

第2節 運営・体制の整備の方法

(1) 上田市における体制の確立

史跡の保存管理は、管理団体である上田市が適切に実施することを基本とする。事業主体である教育委員会生涯学習・文化財課は、保存活用事業の推進に必要な人員の確保に努める。また、整備事業推進のための発掘調査や古写真・文献史料などの調査研究を継続して行うため、体制の充実を図るとともに、市立博物館や上田図書館、公文書館等の史料所蔵施設や櫓復元推進室と連携した調査に取り組む。一方、都市公園である上田城跡公園の維持管理については都市計画課が行っており、整備事業の推進に当たっては上田城跡整備室を主体としながら土木技師や建築技師と共同で事業を推進する体制を構築する。

活用においては、上田城跡公園を会場としたイベント実施の実績が多い観光シティプロモーション課をはじめ、文化振興部局、教育部局との連携を強化する。

史跡指定地内において施設を管理する上田市立博物館、スポーツ推進課とは保存管理・活用整備における協力体制を継続し、連携を一層強化する。

(2) 専門家会議等からの指導・助言体制の維持

整備計画の策定や事業の実施に当たっては、専門家による指導や意見聴取は不可欠である。現在、学識経験者で構成する「史跡上田城跡整備専門家会議」を設置しているが、この体制を継続するとともに、文化庁や長野県教育委員会から指導・助言を得ながら事業を進める必要がある。また、調査研究において大学等の研究機関とも連携して取り組むほか、整備事業や調査研究において先進的な他自治体とも積極的に交流・連携を図る。

(3) 関係機関等との連携

史跡指定地内で土地を所有する眞田神社、上田招魂社、個人と、史跡の保存管理及び活用整備において、連絡体制を構築してきているが、引き続き緊密な連携を行いながら事業を推進する。

(4) 市民協働の推進

史跡上田城跡を適切に維持管理し、後世に伝えるためには、来訪者がより一層親しみ、歴史的な価値を知ることによって魅力を感じ、愛着心を高めることが重要である。案内パンフレットや櫓の内部公開、発掘調査や史跡整備事業の現地公開などを通じて、地域の重要な文化遺産であることを発信し、文化財保護意識の促進に努める。また、市民団体とも協働することで、より広く周知し取組の効果を高めていくことができるよう努める。

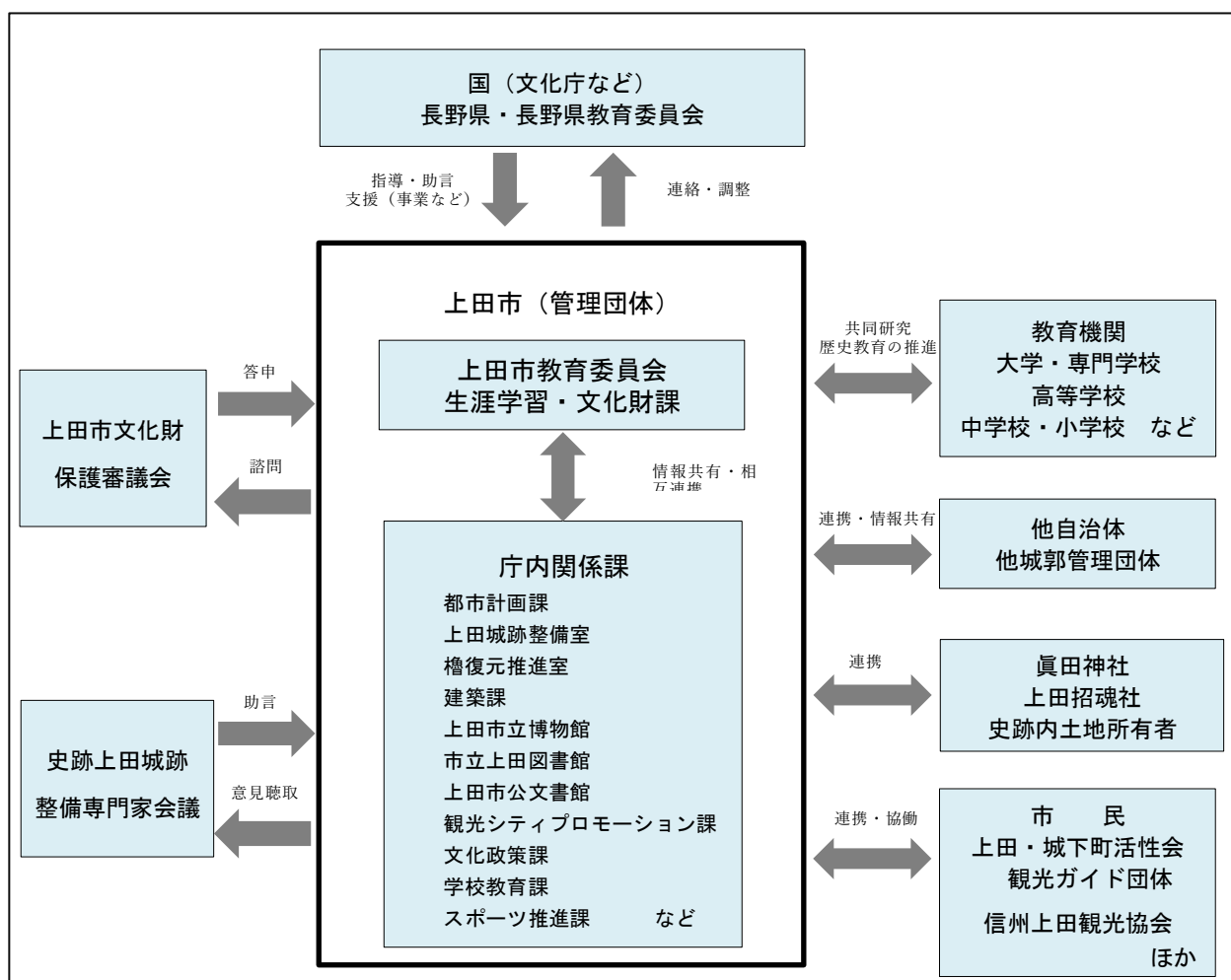


図 34 運営体制模式図（再掲）

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施と経過観察

第 1 節 施策の実施計画の策定と実施

第 1 章で示したとおり、本計画の計画期間は令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間と
している。その間に第 6 章で述べた保存・活用の大綱と基本方針及び第 7 章から 10 章で述べ
た各分野の方向性と方法等に基づき、保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備について、
計画的に実施すべき施策の項目と概要を以下に示す。

表 18 実施計画の総括表

区分	項 目	短期(R6～R10)	中期(R11～R15)	長期(R16～)
保存 管理	調査・研究 (資料調査・収集等)	○ 近世期の姿を明らかにす るための調査等を実施	○ 近世期の姿を明らかにす るための調査等を実施	○ 近世期の姿を明らかにす るための調査等を実施
	発掘調査 (史跡・埋蔵文化財包蔵地)	○ 史跡内は整備予定地を中 心に実施 埋蔵文化財包蔵地は、開 発行為に伴って実施	○ 史跡内は整備予定地を中 心に実施 埋蔵文化財包蔵地は、開 発行為に伴って実施	○ 史跡内は整備予定地を中 心に実施 埋蔵文化財包蔵地は、開 発行為に伴って実施
	石垣・土塁等の観察・点検	○ 崩落の前兆となるズレ等 の観察方法の検討・定期 観察等の実施	○ 崩落の前兆となるズレ等 の定期観察等の実施	○ 崩落の前兆となるズレ等 の定期観察等の実施
	石垣・土塁等の修理	○ 崩落等の危険が確認され た場所については修理を 実施	○ 崩落等の危険が確認され た場所については修理を 実施	○ 崩落等の危険が確認され た場所については修理を 実施
	遺構の保護、建造物・構造物 の維持管理	○ き損やその危険が生じた 場合、修理を実施	○ き損やその危険が生じた 場合、修理を実施	○ き損やその危険が生じた 場合、修理を実施
	本丸隅櫓の耐震対策 (調査・検討を含む)	○ 耐震対策の研究 耐震診断の実施	○ 診断結果を基に、対策を 検討・実施	
	防犯・防火対策	○ 防犯・防火設備の現況 確認、更新等の検討	○ 防犯・防火設備の更新・ 新規設置	○ 防犯・防火設備の更新・ 新規設置
	植生管理	○ 近世期から残る樹木の 調査・植生計画の作成	○ 植生計画に沿った植生 管理	○ 植生計画に沿った植生 管理
	史跡環境の維持管理	○ 適切な維持管理	○ 適切な維持管理	○ 適切な維持管理
	史跡の追加指定 (調査・協議を含む)	○ 追加指定に向けた調査・ 協議を進める	○ 調査・協議が整った箇所 の追加指定 調査・協議を進める	○ 調査・協議が整った箇所 の追加指定 調査・協議を進める
	指定地公有化 (協議を含む)	○ 公有化に向けた協議継続、 整った箇所の公有化	○ 協議を継続・協議が整っ た箇所の公有化	○ 協議を継続・協議が整っ た箇所の公有化

区分	項 目	短期(R6～R10)	中期(R11～R15)	長期(R16～)
活用	VR、AR を活用した上田城の全体像の発信	○ 「VR 上田城」の修正点等検討・修正・運用	○ 「VR 上田城」の運用	○ 「VR 上田城」の運用
	全体的な城郭遺構の情報発信	○ 城郭遺構全体の情報発信	○ 城郭遺構全体の情報発信	○ 城郭遺構全体の情報発信
	歴史的経緯の情報発信	○ 仙石氏・松平氏に関する情報発信	○ 仙石氏・松平氏に関する情報発信	○ 仙石氏・松平氏に関する情報発信
	イベント等における活用	○ イベント利用の促進、イベント時の城郭情報の発信、整備に合わせた活用面での利便性の検討	○ イベント利用の促進、イベント時の城郭情報の発信、整備に合わせた活用面での利便性の検討	○ イベント利用の促進、イベント時の城郭情報の発信、整備に合わせた活用面での利便性の検討
	都市公園としての活用	○ 来訪者へ情報発信	○ 来訪者へ情報発信	○ 来訪者へ情報発信
	城下町と一体とした活用	○ かつての城郭、城下町についての情報発信手法の検討	○ かつての城郭、城下町についての情報発信、周遊イベントの開催	○ かつての城郭、城下町についての情報発信、周遊イベントの開催
	学校教育や生涯学習における活用	○ 積極的な学習機会の創出	○ 積極的な学習機会の創出	○ 積極的な学習機会の創出
整備	二の丸東虎口整備	○ 市民会館解体及び武者溜り・三十間堀の整備		
	二の丸東虎口北側一帯整備	○ テニスコートの移転整備方針の検討	○ 整備工事着手	○ 整備工事
	本丸七つ櫓の復元及び調査	○ 古写真、建造物等の調査を進める	○ 古写真、建造物等の調査復元的整備の検討	○ 復元的整備の検討
	整備基本計画の改訂	○ 改訂		○ 改訂
	仮称博物館整備基本計画の策定	○ 策定		
体制整備	上田市における体制の確立	○ 庁内連携体制の確立	○ 庁内連携体制を活かした保存・活用	○ 庁内連携体制を活かした保存・活用
	専門家会議等からの指導・助言体制の維持	○ 必要に応じ指導・助言を得る	○ 必要に応じ指導・助言を得る	○ 必要に応じ指導・助言を得る
	関係機関等との連携	○ 緊密な連携を図りながら保存・活用を進める	○ 緊密な連携を図りながら保存・活用を進める	○ 緊密な連携を図りながら保存・活用を進める
	市民協働の推進	○ 情報発信・市民協働を進めながらの保存・活用	○ 情報発信・市民協働を進めながらの保存・活用	○ 情報発信・市民協働を進めながらの保存・活用

※事業の進捗その他により必要に応じ見直しを行う。

第2節 経過観察

史跡上田城跡の確実な保存と活用の推進のためには、実施される多様な事業を計画的に経過観察し、進捗状況を把握したうえで事業の有効性・効果を評価しつつ事業計画の見直しや改善を行う必要がある。

経過観察の方法については、上田市教育委員会生涯学習・文化財課が主体となり、平成27年（2015）3月に文化庁が刊行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』にて示された自己点検表を基に作成した表19を利用する。実施については、関係する庁内他部局と連携して年1回行う。

実施結果については、適宜文化庁や長野県教育委員会、史跡上田城跡整備専門家会議に報告し、指導・助言を受けて事業計画の見直し等を行う。

表19 経過観察点検チェックシート

項目	実施例	取組状況			
		未実施	実施中	実施済	備考 (現状・目的・成果等)
(1) 基本情報	ア) 標識は適正に設置されているか				
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか				
	ウ) 説明板は設置されているか				
(2) 保存	ア) 指定時における本質的価値について十分把握できているか				
	イ) 調査等により史跡の価値等の再確認はできているか				
	ウ) 専門家の参加、連携は図られているか				
	エ) 史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	オ) 災害対策は十分されているか				
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか				
(3) 管理	ア) 公開が適切に行われているか				
	イ) 史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか				
	エ) 文化的観光資源としての活用がされているか				
	オ) パンフレット等は活用されているか				
	カ) 外国人向けの対応はなされているか				
	キ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか				

(4) 整備	ア) 史跡の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	イ) 遺構等に影響がないように整備されているか				
	ウ) 整備後に修復の状況を管理しているか				
	エ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか				
	オ) 活用を意識した整備が行われているか				
	カ) 多言語に対応した整備が行われているか				
	キ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか				
	ク) 整備基本計画の見直しはされているか				
(5) 運営・体制整備	ア) 運営については適切に行われているか				
	イ) 体制については十分であるか				
	ウ) 他部署との連携については十分であるか				
	エ) 地域との連携については十分であるか				
予算(6)	ア) 予算確保のための取組はあるか				